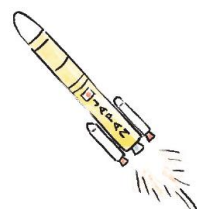


とびしま

第5次飛島村総合計画〔本編〕

【令和6年7月 改訂】



災害に強い・活気・魅力・人づくり



ごあいさつ

本格的な人口減少社会の到来、ICT 社会の進展、災害の激甚化、これらに追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症が発生・流行する中でウクライナ情勢が緊迫化するなど、社会情勢は急激な変化に見舞われています。こういった背景の中で住民ニーズは複雑多様化し、地域間競争の激化が見込まれると同時に、DX（デジタルトランスフォーメーション）、脱炭素、持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みが求められています。



そのような中、これからの“むらづくり”の方向性を示すために策定したのが「第5次飛島村総合計画」です。本計画は村の「達成すべきビジョン」の実現に向けたむらづくりの全体像をお示しするものです。

本計画では新たな時代を切り拓くむらづくりを進めるべく、“災害に強い”“活気”“魅力”“人”を「むらづくりのテーマ」として掲げるとともに、村の将来像を「災害に強い・活気・魅力・人づくりの村 とびしま」と定めています。さらに、これらのテーマをもとに重点施策ならびに施策展開を図ることにより、むらづくりの方向性を強力に示しながら好循環が描けるような仕組みとしています。

しかし、複雑多様化する住民ニーズの一方で、人口減少・少子高齢化は待ったなしの状況です。かつての右肩上がり社会のように、サービスの受け手・担い手に分かれた意識や体制のまま、ここに描いたむらづくりを実現することは困難であると考えます。

また、策定過程の中では「\活気・魅力・人づくり／ みんなでつくとびしま」を合言葉にしながら、さまざまな取り組みを進めてきました。引き続き、住民の皆様のご理解とご協力のもと、個人、団体、産学官民などが垣根を超えて連携しながら、みんなで飛島村をつくっていく必要があります。

結びに、本計画の策定にあたっては、飛島村総合計画審議会をはじめ、多くの関係者の皆様に、貴重なご意見・ご提案を賜りました。この場を借りて感謝申し上げますとともに、活気・魅力・人づくりのむらづくりに向け、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和5年3月

飛島村長 加藤 光彦

目 次

I	基本構想編	1
第1章	はじめに	2
1.	計画策定の趣旨	2
2.	計画の位置づけ等	3
3.	計画の構成・期間	3
第2章	むらづくりのテーマ	5
0.	災害に強い	6
1.	活気づくり	6
2.	魅力づくり	6
3.	人づくり	6
第3章	達成すべきビジョン	7
1.	村の将来像	7
2.	人口指標	8
3.	グランドデザイン	9
第4章	むらづくり4つの基本政策	12
0.	災害に強いむらづくり	12
1.	活気のあるむらづくり	14
2.	魅力のあるむらづくり	16
3.	人づくりによるむらづくり	19
第5章	計画の推進にあたって	21
1.	住民等の役割	21
2.	行政の役割	21
II	前期基本計画編	23
第1章	重点施策 ～第2期飛島村地方版総合戦略～	24
0.	災害に強いむらを実現する	26
分野1	防災基盤を強化する	26
分野2	防災設備を強化する	28
分野3	避難訓練の実施・防災組織の強化	29
1.	活気のあるむらを実現する	30
分野1	農業・水産業を振興する	31
分野2	よりよい商業を推進する	33
分野3	さらなる工業の振興を進める	35
分野4	公園緑地・自然との調和を充実させる	36
分野5	観光交流・プロモーションを推進する	37
2.	魅力のあるむらを実現する	39
分野1	健康長寿社会を実現する	40
分野2	社会福祉を向上させる	42
分野3	高齢者福祉を向上させる	43
分野4	障がい者福祉を向上させる	44
分野5	効果的な土地利用を進める	45
分野6	居住環境を向上させる	46
分野7	道路整備を推進する	47
分野8	交通手段を充実する	48
分野9	環境問題に取り組む	50

3. 人が輝くむらを実現する	52
分野1 子育て支援を充実させる	52
分野2 学校教育を充実させる	54
分野3 生涯学習・生涯スポーツを充実させる	56
第2章 施策の展開 ～前期基本計画～	58
0. 災害に強いむらづくり	58
(1) 防災：地域防災力の強化	58
1. 活気のあるむらづくり	62
(1) 農業・水産業：農業・水産業の振興	62
(2) 商業：商業の充実	65
(3) 工業：工業の振興	67
(4) 公園緑地・自然：公園緑地・自然との共生・調和	69
(5) 観光交流・プロモーション：観光交流・プロモーションの推進	71
(6) 高度情報通信：高度情報通信の環境づくり	74
(7) 自治・協働：自治と協働のむらづくりの推進	76
(8) 行政サービス：行政サービスの充実	78
2. 魅力のあるむらづくり	81
(1) 健康長寿：健康長寿社会の実現	81
(2) 医療：医療体制の充実・連携強化	84
(3) 社会福祉：社会福祉の充実	86
(4) 高齢者福祉：高齢者福祉の充実	88
(5) 障がい者福祉：障がい者福祉の充実	90
(6) 土地利用：効果的な土地利用	92
(7) 居住環境：居住環境の充実	94
(8) 道路：道路整備の推進	96
(9) 交通：交通手段の充実	98
(10) 上下水道：上下水道の適正管理	100
(11) 排水対策：排水対策の強化	102
(12) 環境問題：環境問題対策の充実	104
(13) 廃棄物対策：廃棄物対策の充実	106
(14) 防犯：防犯対策の充実	108
(15) 消防：消防体制の維持・充実	110
(16) 交通安全：交通安全の実現	112
3. 人づくりによるむらづくり	114
(1) 子育て支援：子育て支援の充実	114
(2) 学校教育：学校教育の充実	117
(3) 若年層支援：若年層に向けた支援の継続	122
(4) 青少年育成：青少年の健全育成	123
(5) 生涯学習：生涯学習の充実	124
(6) スポーツ：スポーツの振興	126
(7) 文化：文化振興の推進	128
(8) 多様な人材の活躍・育成：多様な人材の活躍・育成の推進	130
(9) 男女共同参画：男女共同参画社会の形成	132

資料編	135
第1章 飛島村総合計画策定条例	136
第2章 飛島村総合計画審議会条例	137
第3章 諮問書	138
第4章 飛島村総合計画審議会 委員名簿	139
第5章 答申書	140
第6章 飛島村総合計画策定委員会 委員名簿	141
第7章 計画の策定経過	142
第8章 飛島村のすがた	143
1. 飛島村の概況	143
2. 飛島村の歴史	143
3. 飛島村の人口・世帯等の状況	144
(1) 人口の推移と推計	144
(2) 自然動態の推移	148
(3) 社会動態の推移	149
(4) 世帯数の推移	150
(5) 産業構造	151
4. アンケート等からみる意識	153
(1) 住民アンケート	153
(2) 村内勤労者アンケート	164
(3) 企業アンケート	168
(4) 事業者（商店）アンケート	173
(5) 飛島学園アンケート	175
(6) とびしま・未来づくりワークショップ	178
(7) 意見収集ボード	180
第9章 社会潮流	181
1. 少子高齢化と人口減少社会	181
2. 安全・安心意識の高まり	181
3. 地球環境問題への取り組み	182
4. 情報通信技術（ICT）の普及と新たな展開	182
5. 経済情勢と働く環境の変化	182
6. 地域のつながりの再認識・協働の重要性の高まり	183
7. 持続可能な行財政運営	183
第10章 現状・課題と今後の方向性	184
1. 来るべき災害に備えた、安全・安心の確保	184
2. 地域経済の拡大・充実と生産性の向上	184
3. 時代に即した行財政運営	184
4. とともに支え合い、暮らし続けることのできる安心な地域づくり	185
5. 環境・基盤整備の推進	185
6. 人口減少社会・少子高齢化への対応	186
第11章 飛島村人口ビジョン（改訂版）	187
1. 人口ビジョンとしての推計の考え方	187
2. 人口の将来展望（推計結果の詳細）	188

I 基本構想編

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

飛島村（以下「本村」という。）では、平成 25（2013）年に「小さくてもキラリと光る村 とびしま」を将来像に掲げた「第4次飛島村総合計画（以下「第4次計画」という。）」を策定しました。

第4次計画は「基本構想」と「基本計画」の2層で構成され、基本計画は前期基本計画を平成 25（2013）年度～平成 29（2017）年度、後期基本計画を平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度という各5年間の計画期間に設定しています。基本構想で定めた将来像を実現するため、必要に応じて基本計画の見直しを行いながら、さまざまな施策に取り組んできました。

この間、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、ICT 社会の進展、災害の激甚化、さらには新型コロナウイルス感染症の発生・拡大等、行政に求められる住民※ニーズが複雑多様化しています。その一方で、国・地方自治体ともに財政面における課題を抱えているとともに、民間企業における経営状況の二極化の進行等、厳しい状況が続いています。

今後、これまで以上に地域間競争が激化する中、むらづくりを進めていくために、住民、企業、行政がそれぞれ英知を集結するとともに協働を進め、村の未来を照らし出すための設計図・羅針盤が必要となっています。

そのため、「\活気・魅力・人づくり／ みんなでつくとびしま」を合言葉にしながら、さまざまなアンケートや「とびしま・未来づくりワークショップ（住民ワークショップ）」の実施、意見収集ボードの設置等、まさに「みんなで、みんなによる、みんなのための」計画づくりに取り組んできました。



その結果を踏まえ、10年後の本村の「達成すべきビジョン」を示すとともに、その実現に向けてむらづくりを進めていくための総合的な指針として、これからの時代を切り拓く「第5次飛島村総合計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

※本計画における「住民」は、本村に住んでいる住民（村民）のみならず、本村に立地する企業および企業従事者をも含むものとして使用しています。

2. 計画の位置づけ等

- ① 本計画は本村の最上位計画であり、政策全分野にまたがる基本指針となるものです。しかし、網羅的・羅列的になるのではなく、施策の優先順位づけや行財政資源の効果的かつ効率的な配分等、中長期的な地域経営の視点を取り入れ、村の活気・魅力を高めていくものとします。
- ② 限られた財源の中で「質」を重視するとともに、既存資源の有効利用等へと発想の転換が必要となっています。本計画では、複雑多様化するニーズに着目しながら、いかに行政サービスの向上を図っていくか、そのために重要な施策は何かということに、より重点を置いていきます。
- ③ 地方分権が進む中で時代の変化を先取りし、地域課題への対応を柔軟に進めていくことが求められます。そのため、住民と行政が力を合わせて協働のむらづくりが進められるよう、その仕組みづくりに向けた取り組みを位置づけます。

3. 計画の構成・期間

本計画は、本村における「むらづくりのテーマ」や「達成すべきビジョン」を示すとともに、その実現に向けた「むらづくり4つの基本政策」等を示した「基本構想」と、基本構想を実現するために必要な施策を体系化した、総合的かつ計画的な行政運営の指針となる「基本計画」で構成されます。なお、基本計画における重点施策として「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方版総合戦略」を含みます。

■第5次飛島村総合計画の全体構成

第5次飛島村総合計画

基本構想(10年間)

むらづくりのテーマ：「災害に強い」「活気づくり」「魅力づくり」「人づくり」
達成すべきビジョン：村の将来像（10年後に目指すがた）＝むらづくりのテーマ
 人口指標 ＝ 現状の4,800人程度を維持、村の活力を維持・向上
 グランドデザイン ＝ 広域交流軸・住民生活を支える拠点・ゾーンの形成
むらづくり4つの基本政策：達成すべきビジョンに向けた、テーマごとの取り組み方針

前期基本計画(5年間)

達成すべきビジョンを実現するための具体的取り組み施策展開

【住民の幸せ】10年後を踏まえた5年後の幸せのかたち
 【施策の目的】何のために活動するのか
 【現状を踏まえた課題】何をすべきなのか
 【取り組みの体系】どんなことを進めていくのか
 【主な取り組み】体系ごとの取り組み内容
 【計画指標】達成度を確認する目標値

重点施策 ～第2期飛島村地方版総合戦略～

達成すべきビジョンを実現するための重点施策

- ◆4つの基本政策別・重点施策の【数値目標】
- ◆重点施策分野別の取り組み
- 【現状と課題】どんな状況で解決すべきことは何か
- 【目指す方向】これからどうしていくのか
- 【主な取り組みと評価指標】何をして結果をどう評価するか

まち・ひと・しごと創生法

国：デジタル田園都市国家構想総合戦略

(令和4(2022)年12月閣議決定)
 ⇒地方創生にデジタルの力を活用・加速し「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す

県：第2期「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」

(令和4(2022)年3月改定)
 ⇒「日本一元気で、すべての人が輝く、住みやすい愛知」を目指す

また、前項に加えて、基本計画に掲げる施策を実現するための具体的な施策や事業、実施時期等を明らかにする「実施計画」を別途作成します。

基本構想は計画期間を令和 5（2023）年度から令和 14（2032）年度の 10 年間とし、基本計画は基本構想期間の前期に相当する令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度の 5 年間とします。そのことにより、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応できる実効性の高い計画とします。なお本計画は、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。また、実施計画の計画期間は 3 年間とし、毎年度ローリング方式で見直します。

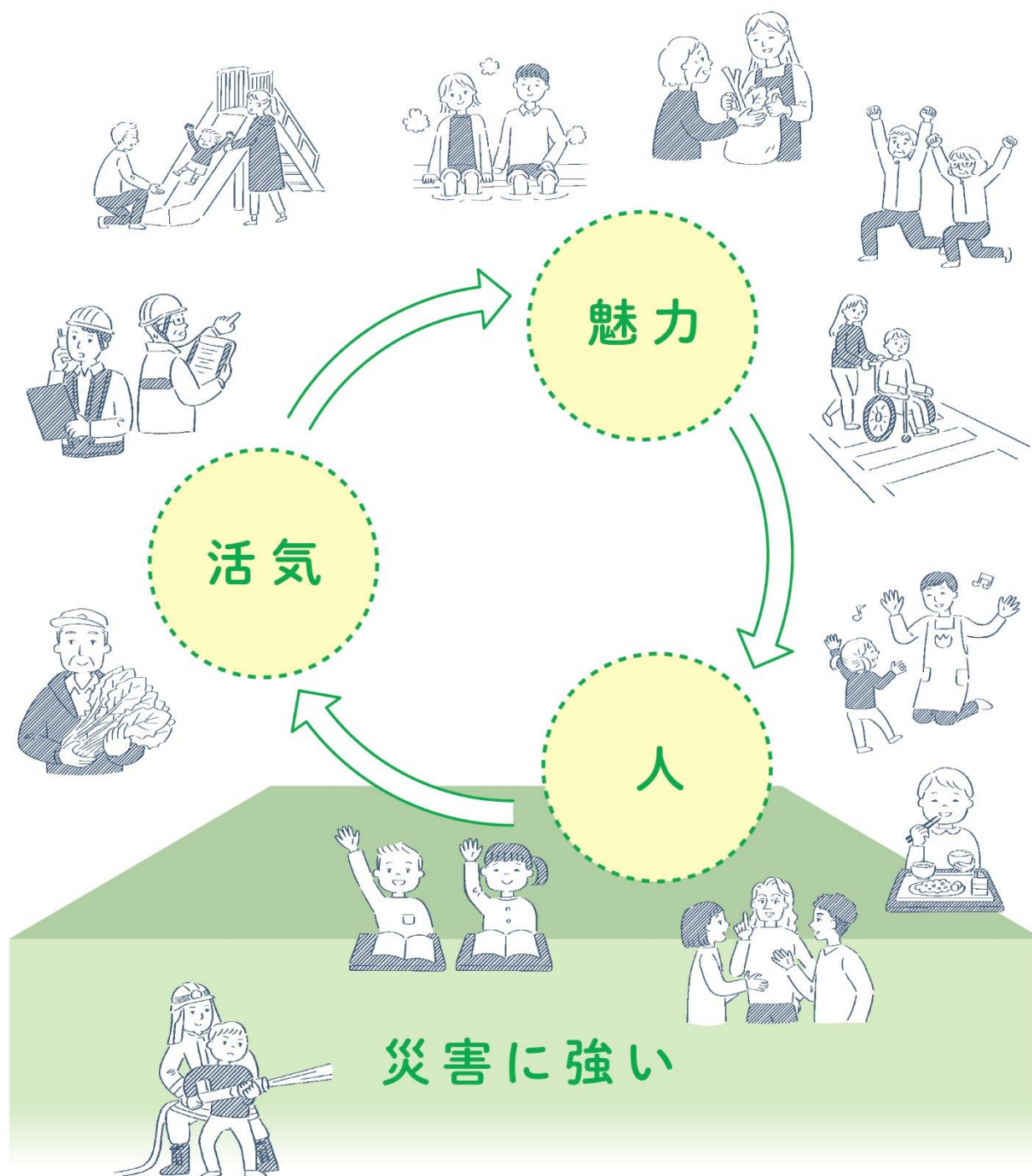
■第 5 次飛島村総合計画の計画期間

年 度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
基本構想	基本構想(10 年間)									
基本計画	前期基本計画(5 年間) ※重点施策「地方版総合戦略」を含む					後期基本計画(5 年間)				
実施計画	実施計画(3 年間)		実施計画(3 年間)			毎年度必要な見直し				
		実施計画(3 年間)		実施計画(3 年間)						
			実施計画(3 年間)							

第2章 むらづくりのテーマ

新たな時代を切り拓くむらづくりを進めるため、“災害に強い”“活気”“魅力”“人”を「むらづくりのテーマ」とします。これらのテーマがむらづくりの好循環を創出し、本村の発展をゆるぎないものとしします。なお、この好循環の土台には本村の特性を踏まえて、「災害に強い」むらづくりが前提にあるものと考えます。

■「むらづくりのテーマ」それぞれの関係性



0※．災害に強い

農地として干拓されたことにはじまる本村の土地は、海拔ゼロメートル地帯が多く、災害危険性が高いという地理的特性下にあります。加えてここ数年来、気候変動の影響等により激甚化した自然災害が頻発している状況に鑑み、災害から住民の命と暮らしを守るためには、これまでの教訓や検証を踏まえた、総合的な防災・減災対策が重要です。

本村が「災害に強い」村であることは、むらづくりの前提となります。「災害に強い」ことが、すべてのむらづくりの出発点となります。

※本村の特性を踏まえると、何よりも先んじて「災害に強い」ことが重要であるため、それをより印象づけるべく「0（ゼロ）」という数字を用いています。

1．活気づくり

「災害に強い」むらづくりを進めながら、先人の開拓者精神に学びつつ、本村における産業活動の活性化とともに地域活動の促進を図ることで「活気づくり」を推進します。「活気づくり」は、本村の“魅力”を輝かせることにつながります。

2．魅力づくり

産業活動や地域活動における「活気づくり」は、本村のさらなる「魅力づくり」につながります。さらにその「魅力づくり」の発信により、村外の“人”を惹きつけるとともに多くの“人”の交流を生み出し、地域の誇りを醸成していきます。

3．人づくり

本村のさまざまな「魅力づくり」を発信し磨き上げながら、あらゆる世代や多様な人材がこれまでの人生で培ってきた力を生かせるよう、一人ひとりが主役となれる「人づくり」を進めます。本村に関わる人々が活躍することで、さらなる“活気”を呼び込む好循環を生み出します。

第3章 達成すべきビジョン

「むらづくりのテーマ」が生み出す好循環のむらづくりを進め、本計画の目標年度（令和 14（2032）年度）で「達成すべきビジョン」を、「村の将来像」「人口指標」「グランドデザイン」という3つの側面から描きます。

1. 村の将来像

「村の将来像」は、本村が 10 年後に目指すすがたを示すものであり、これからのむらづくりの象徴（スローガン）となるものです。本計画の目標年度に目指すすがたを次の通り定めます。



四季を彩る田園風景と、愛着のある住み慣れた街並み。そこで育まれる住民性は素直でまっすぐ。これは私たちの誇りです。村を走る道路は地域と地域をつなぎ、多くの交流を生み出しています。さらに港湾部のにぎわいは、村に多くの潤いをもたらしてきました。

一方で、少子高齢化・人口減少社会の到来とともに、人々のニーズの成熟化・多様化が進む中で、社会の先細りと閉塞感が指摘されてきました。そこへ巻き起こった感染症の流行は長期化している中ではありますが、互いの顔の見える本村の身近なコミュニティは、そのあたたかさを改めて教えてくれました。これは先達の残してくれた贈り物です。その贈り物を次代につないでいくためには、もともと海であった土地という本村の特性―すなわち災害リスクに向き合う必要があります。

「災害に強い」むらづくりを進めることは、むらづくりの舞台を確かなものとします。その舞台では「活気」「魅力」「人づくり」の好循環が生み出されます。そして、その好循環が根づいた「飛島村」を本計画で達成すべく、「災害に強い・活気・魅力・人づくりの村 とびしま」を村の将来像と設定します。

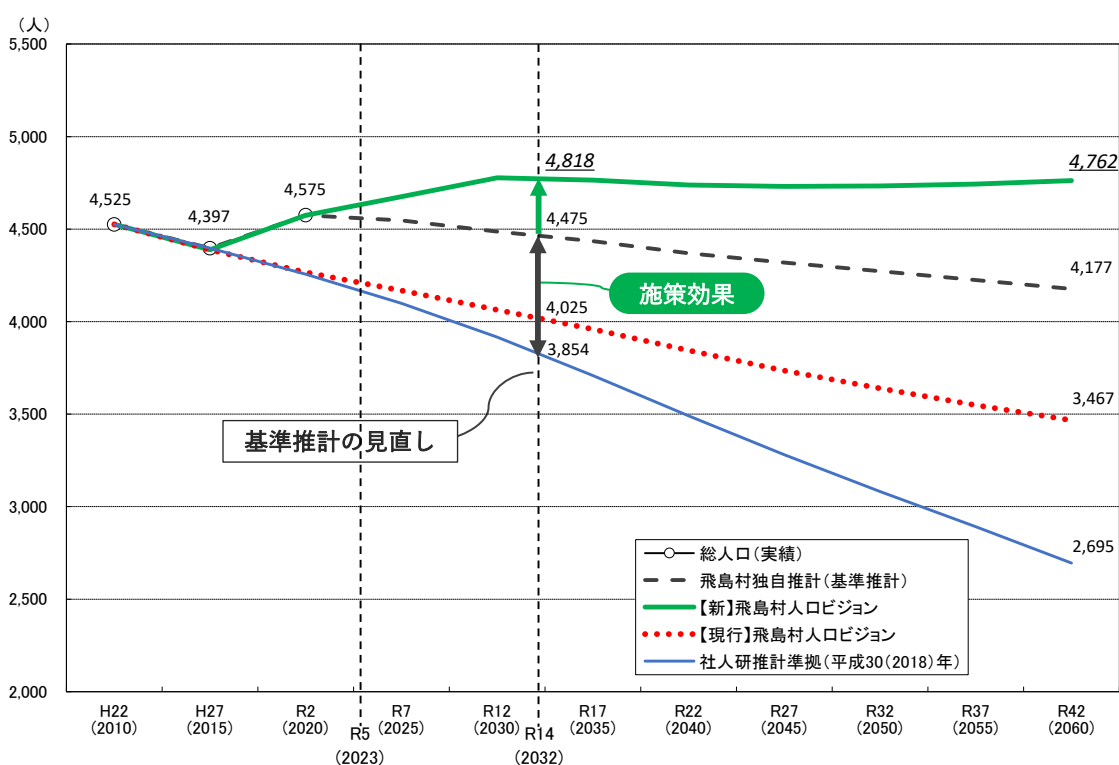
2. 人口指標

本村の総人口（実績）は、平成 27（2015）年に策定した「飛島村地方版総合戦略」と同時に定めた「【現行】飛島村人口ビジョン」および国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が平成 30（2018）年に発表した推計*と大きく乖離しています。

そのため、基準となる人口推計を見直すとともに、本計画期間で取り組んでいく活気・魅力向上等の施策効果を見込んだ新たな人口ビジョン（以下「【新】飛島村人口ビジョン」という。）を設定しました。ここでは令和 42（2060）年にかけての長期的な目標人口を 4,700～4,800 人程度で維持（令和 42（2060）年で 4,762 人）するものとしています。全国的に人口減少が進む中、村の人口減少に歯止めをかけることで現状維持に努め、村の活力を維持・向上させます。

本計画の目標年度である令和 14（2032）年度末における人口指標は、【新】飛島村人口ビジョンを踏まえて **4,800 人程度** を目指すものとします。

■ 【新】飛島村人口ビジョンと各種推計パターンの比較



	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
総人口(実績)	4,525	4,397	4,575								
飛島村独自推計(基準推計)	4,525	4,397	4,575	4,547	4,486	4,435	4,369	4,319	4,272	4,225	4,177
【新】飛島村人口ビジョン	4,525	4,388	4,575	4,676	4,778	4,765	4,739	4,731	4,734	4,744	4,762
【現行】飛島村人口ビジョン	4,525	4,388	4,266	4,168	4,064	3,959	3,844	3,735	3,639	3,549	3,467
社人研推計準拠(平成30(2018)年)	4,525	4,397	4,256	4,099	3,917	3,709	3,491	3,280	3,082	2,891	2,695

資料：【実績】国勢調査

※社人研の発表した「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」は令和 27（2045）年までしか推計されていないため、ここではその手法に準拠した推計を掲載しています。

3. グランドデザイン

本村は、北部と南部で土地利用が大きく異なっており、北部は農地と住宅地が大半を占めています。農地は水田が中心となっており、その大半は農業振興地域に指定され、住宅地は既存集落、市街化区域に指定されている工業系、沿道の商業系としての土地利用がされています。また、南部の臨海部では名古屋港の港湾地域として、名古屋港管理組合の管理のもと、港湾計画に基づいた土地利用が進められています。

そのような状況を踏まえ、広域的な交流促進や拠点の形成、ゾーンの形成により、これまで培ってきた本村の利便性維持・向上を目指します。そのため、広域交流軸および住民生活を支える拠点、各地域の個性を向上させるゾーンを設定します。

将来的にも、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応しながら、本村が有する自然条件や地理的条件を生かし、限られた土地資源を有効活用するとともに、関係機関や地域のコミュニティと連携を図りながら、長期的・広域的視野に立ったグランドデザインを目指します。

(1) 広域交流軸の形成

国道 23 号、伊勢湾岸自動車道、主要地方道名古屋西港線（都市計画道路鍋田木場線）、国道 302 号（都市計画道路名古屋環状 2 号線）およびその南伸である臨港道路飛島ふ頭中央線、名古屋第二環状自動車道（都市計画道路高速名古屋環状 2 号線）、一般県道境政成新田蟹江線、主要地方道蟹江飛島線（都市計画道路西尾張中央道）を中心とした軸により、広域的な交流を図ります。

(2) 拠点の形成

① 中心交流拠点

飛島村役場や飛島村総合社会教育センター（中央公民館、総合体育館）、すこやかセンター、飛島学園等の行政・福祉・教育等の都市機能が立地している地域を、中心交流拠点として位置づけます。

② 健康・交流拠点

ふれあいの郷の再構築により、散策できる、加えて物販や飲食等によって交流できる拠点を形成します。

③ 安らぎ・スポーツ拠点

運動の森（通称：ピラミッド公園を含む）の総合公園化により、憩いとスポーツによって健康増進に取り組める拠点を形成します。

(3)ゾーンの形成

① 工業ゾーン

物流・産業機能の維持・増進・効率化による産業振興を図る地域（市街化区域全域）を、工業ゾーンとして位置づけます。

② 生活環境・農業ゾーン

快適な生活環境の形成を図る地域（市街化調整区域全域）を、生活環境・農業ゾーンとして位置づけます。加えて、村内に点在する空き家の活用を図ります。

③ 観光交流ゾーン

工場・港湾エリアをはじめとした工業ゾーンとともに、生活環境ゾーンを含む村全体の魅力を発掘して発信していくなどの観光資源化を行う地域（村全体）を、観光交流ゾーンとして位置づけます。

④ 商業ゾーン

一般県道境政成新田蟹江線沿いは飛島公共交通バスの路線となっており、これまで商業施設をはじめ、村の主要施設が集積・集中していると同時に、今後も商店等の進出が期待できることから、商業ゾーンとして位置づけます。

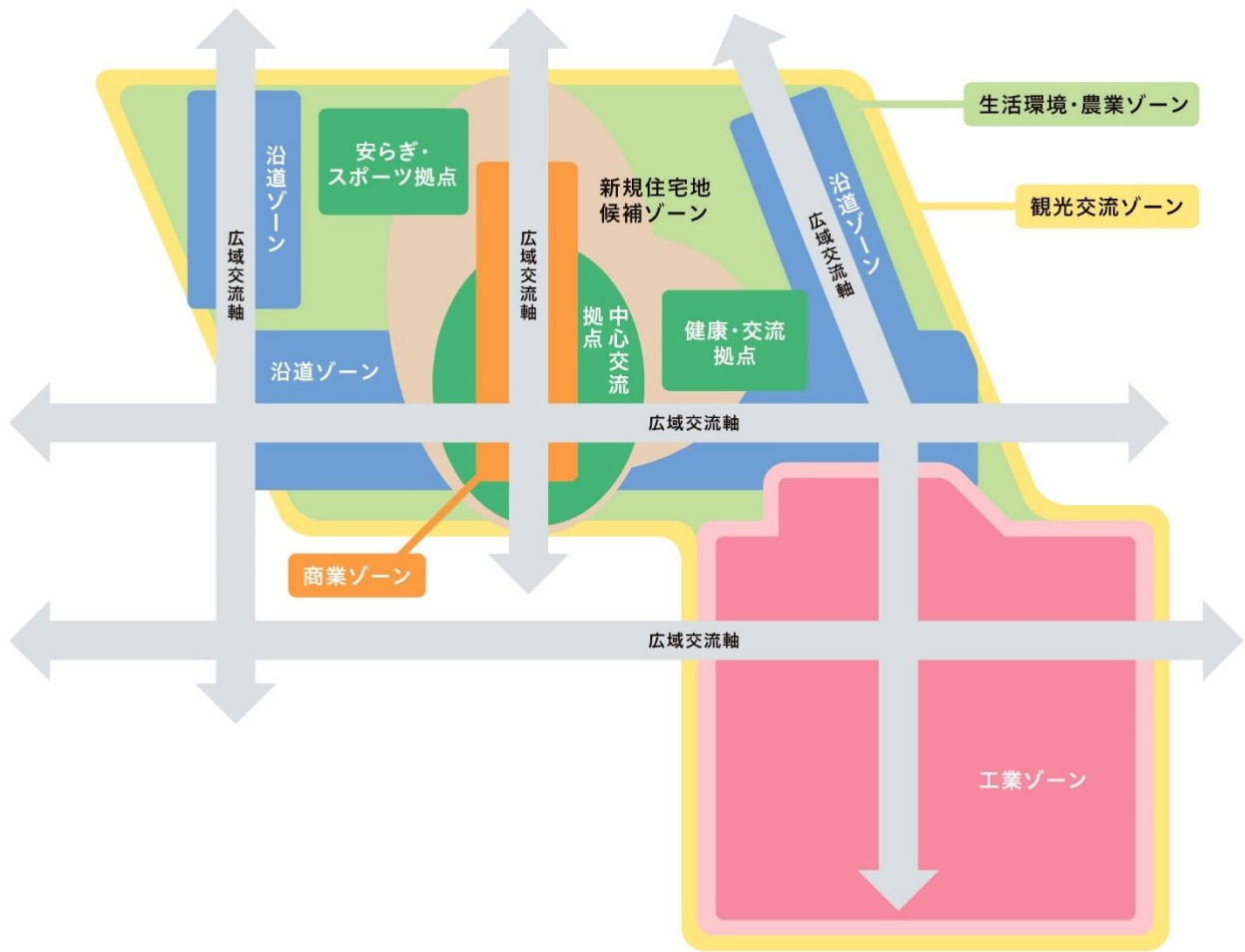
⑤ 沿道ゾーン

物流センターや営業所等の商業・工業施設の立地が想定され、周辺的生活環境や営農環境と調和を図る必要がある地域を、沿道ゾーンとして位置づけます。

⑥ 新規住宅地候補ゾーン

北部の市街化調整区域において、計画的な住宅地の整備を図る地域を、新規住宅地候補ゾーンとして位置づけます。

■ グランドデザイン図



第4章 むらづくり4つの基本政策

「達成すべきビジョン」は、「むらづくり4つの基本政策」の強力な推進によって達成を目指します。基本計画においてさらに具体化し、着実に推進していきます。

0. 災害に強いむらづくり

施策分野と住民の幸せ

防災 「災害時の避難場所が避難所を含め23カ所確保されている」
「実践的な訓練を通じて発災時の行動が想定できる」

本村は南海トラフ地震等、大規模地震発生時等において浸水被害が想定されており、液状化現象の発生リスクも高い地域であることから、有事の際における避難所への迅速な避難が、生命を守るために重要となります。

そのため、住民をはじめ本村で働く人、訪れる人が災害リスクを正しく理解し、自助・共助の考え方のもとで人的被害が軽減できるよう取り組みを推進します。また、地震のほか激甚化する自然災害に対しても、誰もが可能な限り防災リスクを把握し、軽減される努力が積み重ねられるよう、**“災害に強いむらづくり”**を展開します。

基本計画における展開・方向性

基本計画では避難施設をはじめ、農地や堤防等のあらゆる施設・設備を防災の観点から整備・充実を進めるとともに、住民の防災意識のさらなる向上、広域的視点も含めた各種機関との連携強化を図るなど、災害に強い村に向けた方策を示します。

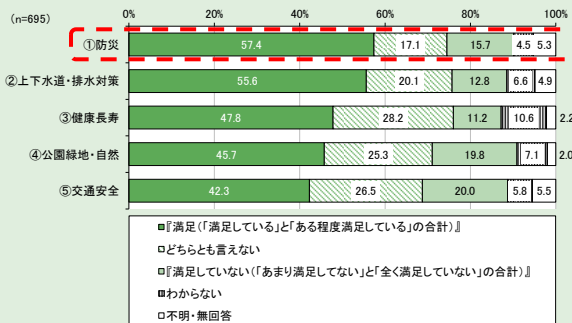
本村の特性を生かしつつ、維持・発展を続けることができるよう、すべての活動の起点、そして基本となる防災対策を推進することで、「住民の幸せ」すなわち**“災害に強い飛島村”を実現**します。

●「防災」は満足度・重要度ともに高い（住民アンケート）

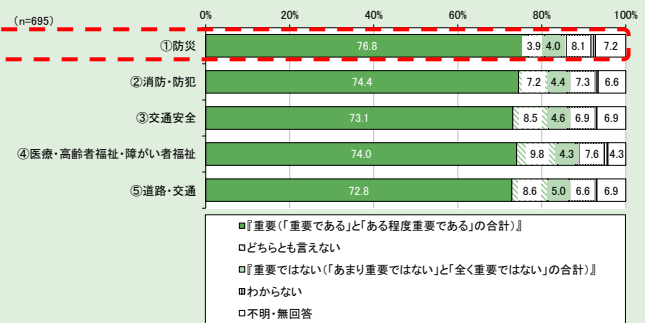
住民アンケートにおける分野別施策の満足度（「満足している」と「ある程度満足している」の合計）のトップは「防災」で6割近くとなっています。

また、分野別施策の重要度（「重要である」と「ある程度重要である」の合計）のトップも「防災」で、こちらは7割半ばとなっています。

■満足度の割合※（上位5件）



■重要度の割合（上位5件）



●防災の重要性は、ワークショップでも指摘される（住民ワークショップ）

住民ワークショップでは、本村の「強み」と「弱み」を語り合う中で、財政力を背景にしたハード面の充実について意見が寄せられました。

また、住民の関係性は密接である一方、防災を他人任せにしない姿勢が求められることが浮き彫りとなりました。

■飛島村の「強み」と「弱み」

強み	避難所が整備されている
	顔が見える関係、人との関係が密接
	財政力が豊か
弱み	防災に力を入れなければ、すべてのことが吹き飛ぶ。防災がすべての基盤
	海拔 0m 以下で災害に弱い
	住民のリーダー不在・受け身

●安全・安心な村が求められている（意見収集ボード）

意見収集ボードによる意見収集では、主な意見として「安全・安心な村」についての意見が寄せられました。

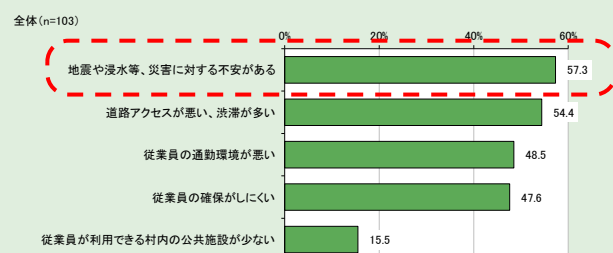
■意見収集ボードのご意見

No.	内 容
1	安全・安心な村の実現
2	安心も進化してほしい
3	地震の心配が少ない村になってほしい

●立地企業は災害に対する不安を感じている（企業アンケート）

立地条件に対する不満についてみると、「地震や浸水等、災害に対する不安がある」が6割弱と最も高くなっています。

■飛島村の立地条件に対する不満（上位5件）



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります（以下同様）。

1. 活気のあるむらづくり

施策分野と住民の幸せ

農業・水産業	「農地の維持・機能向上」「農作物等の販路拡大」
商業	「既存店の販路拡大等」「生活の利便性向上」
工業	「企業との連携」「脱炭素化の加速」
公園緑地・自然	「各世代のニーズに応えた公園」「住環境の改善につながる」
観光交流・プロモーション	「シビックプライド（郷土愛）の醸成」 「村内外の人が集う場所、機会の創出」
高度情報通信	「高速通信網が利用できる環境」 「情報通信技術（ICT）を誰もが活用できる社会」
自治・協働	「地域のコミュニティが維持される」「団体活動の維持」
行政サービス	「オンラインで簡単に手続きができる」 「信頼ができ、気軽に相談できる」

本村における農業等の生産性向上に取り組むつつ、村内における商業活動の活性化に向けた支援に取り組むとともにコンパクトシティ化を進めるなど、村内における生活利便性の維持・向上に努めます。また、「持続可能な開発目標（SDGs）（以下「SDGs」という。）」を強く意識しながら、臨海部をはじめとする企業とのパートナーシップを構築し、企業連携に取り組むなど、産業活動の活性化による活力の創出を進めます。

さらに、各世代のニーズに応えた公園緑地や自然の活用・再整備等に努めながら、身近なところで憩いの場に触れることのできるむらづくりとともに、全国に広く本村の魅力がPRできるよう観光交流・プロモーション活動を推進し、交流人口・関係人口の増加に努めます。加えて、情報技術の集積を図りながら、企業とともに村が発展できるような取り組みを進めます。

住民と行政の適切な役割分担のもとでパートナーシップを構築・発揮しながら協働による課題解決に取り組むつつ、地域の自治活動の維持・活性化にも取り組みます。また、先進的で便利な、親しみの持てる行政サービスを推進するとともに、持続可能性のある行政を確立するなど、**“活気のあるむらづくり”**を展開します。

基本計画における展開・方向性

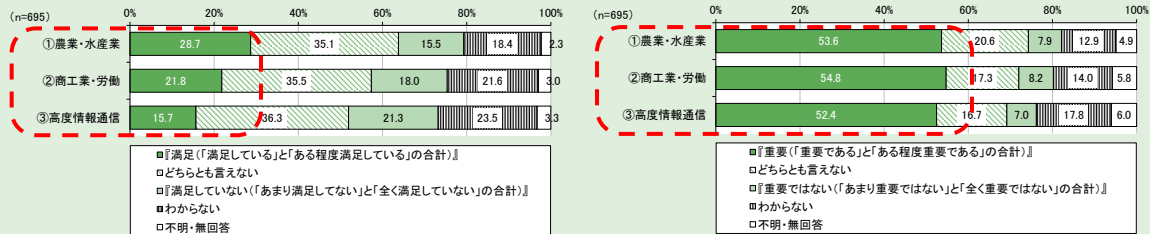
基本計画では、本村の村域に対応して展開されている産業活動と住民活動の二面性を捉えながら、農業・水産業、商業、工業等の産業分野の活性化とともに、住民・行政の協働の基盤としての環境整備ならびに取り組みの充実を図るなど、村の活力を高める方策を示します。

村域それぞれの相互補完的な特性を、本村の“さらなる強み”にまで高めていくことにより、「住民の幸せ」すなわち**“活気ある飛島村”を実現**します。

●活気のあるむらづくりを進めるために重要な施策（住民アンケート）

「農業・水産業」「商工業・労働」「高度情報通信」のそれぞれは、満足度が1割半ばから3割程度であるのに対して、重要度は5割から5割半ばと高くなっており、そのギャップがうかがえます。

■満足度が低い一方で重要度が高い施策（活気のあるむらづくり）

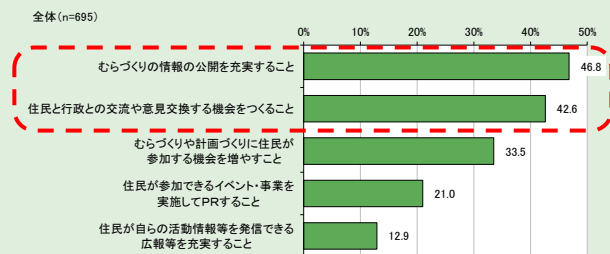


●協働してむらづくりを進めるためには「情報の公開」を充実（住民アンケート）

住民と行政が協働してむらづくりを進めるために必要なことについては、「むらづくりの情報の公開を充実すること」が4割半ばで最も高くなっています。

次いで「住民と行政との交流や意見交換する機会をつくること」が4割となっています。

■協働してむらづくりを進めるために必要なこと（上位5件）

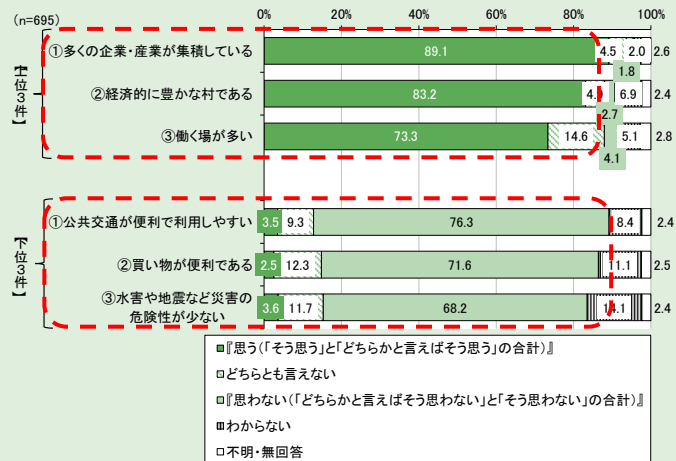


●村内勤労者からみた、本村に対する印象（上位・下位3件）（村内勤労者アンケート）

本村の印象についてみると、「多くの企業・産業が集積している」「経済的に豊かな村である」「働く場が多い」では、『思う（「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の合計）』が7割から9割と高くなっています。

一方、「公共交通が便利で利用しやすい」「買い物が便利である」「水害や地震など災害の危険性が少ない」では、『思わない（「どちらかと言えばそう思わない」と「そう思わない」の合計）』が約7割から7割半ばと高くなっています。

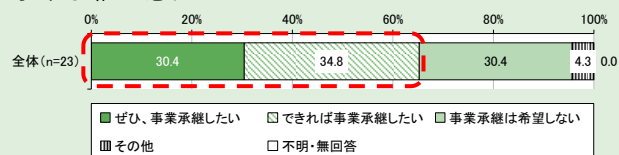
■飛島村の印象（上位・下位3件）



●事業承継の意向は6割超の事業所（商店）で見受けられる（事業所（商店）アンケート）

事業承継の意向についてみると、「できれば事業承継したい」が34.8%と最も高く、次いで「ぜひ、事業承継したい」「事業承継は希望しない」がともに30.4%となっています。

■事業承継の意向



2. 魅力のあるむらづくり

施策分野と住民の幸せ

健康長寿	「生きがいがあり、健康で寿命が長い」「多様な人材との交流」「どの世代も生きがいとしての活躍の機会がある」
医療	「地域医療体制の充実・連携強化」
社会福祉	「社会参加による環境の改善」「認め合える支援体制の充実」
高齢者福祉	「高齢者の外出機会、生きがいづくり」「老人クラブだけではない交流の機会」
障がい者福祉	「誰もが活躍できる地域」「住み慣れた地域で生活できる環境」
土地利用	「住みたい人が住める」「商業施設等が拡充し住みやすさが向上」
居住環境	「住環境の保護」
道路	「渋滞の少ない道路、安全で快適な道路の計画的な整備」
交通	「交通弱者の移動手段の確保」「利便性の向上」
上下水道	「衛生的なインフラが整備、維持される」
排水対策	「豪雨を想定した排水対策がなされている」
環境問題	「環境への配慮が実感できる」
廃棄物対策	「廃棄物の適切な処理、再利用」「家庭ごみを減量し、排出を減らす仕組み」
防犯	「防犯カメラが整備されている」「相互見守りができている」
消防	「常設消防に加えて消防団が機能している」
交通安全	「物理的に車両との接触が避けられる安全な道路」

高齢者が元気で心豊かに暮らせるよう、地域で支え合い、つながり、交流し合う仕組みづくりを進めるとともに、あらゆる世代が生きがいを持ち、活躍することができる健康長寿の取り組みを推進します。さらに、地域共生社会・社会福祉の観点から地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の向上に取り組むなど、人生100年時代を見据えた、一人ひとりが主役のむらづくりを展開します。

また、本村における土地利用の効率化を図りつつ、安心して快適に暮らせる居住環境の整備を進めます。加えて、安全で快適な道路の整備とともに、誰もが移動手段に困らないような交通施策の実施に努めます。さらに、上下水道の維持・向上により衛生環境を整えながら、排水対策とともに環境問題や廃棄物対策に取り組めます。快適に住民が暮らせる基盤づくりとともに、持続可能なむらづくりを進めます。

さらに防犯対策を充実させることにより、安心して住める飛島村の実現を目指します。また、地域住民相互の協力体制を構築して地域消防力の向上に努めつつ、交通事故リスクの少ない安全な地域に向けた取り組みを進めるなど、どの世代にとっても “魅力のあるむらづくり” を展開します。

基本計画における展開・方向性

基本計画では人生 100 年時代を見据え、本村ならではの充実した健康・福祉基盤の向上に努めつつ、「住み続けたい」「住んで良かった」、さらには「住みたい」と思ってもらえる環境づくりに向けた取り組みをはじめ、多様なニーズに対応した、村の魅力を高める方策を示します。

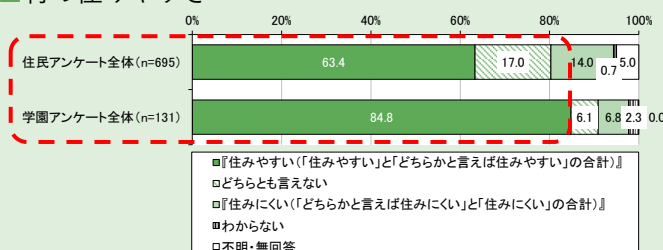
いきいきとした日々の交流の中で住民が生きがいを見出し、あたたかいつながりの中で健康寿命を延ばすとともに、「住民の幸せ」すなわち「**魅力ある飛島村**」を実現します。

●多くの人が村の住みやすさを感じている（住民アンケート、学園アンケート）

住民アンケートおよび学園アンケートで村の住みやすさについてうかがったところ、いずれも多くの方が住みやすい（「住みやすい」と「どちらかと言えば住みやすい」の合計）と答えています。

本計画における取り組みを進めることで、住民の住みやすさに対する実感を向上していくことが求められます。

■村の住みやすさ

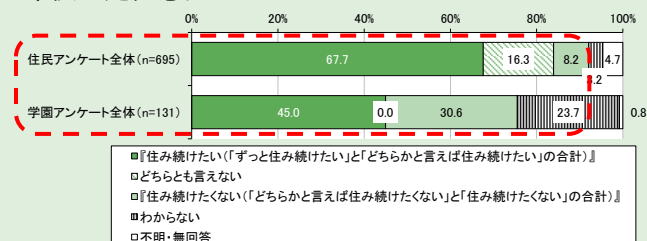


●今後の定住意向は、住民と学園で大きく差がある（住民アンケート、学園アンケート）

今後の定住意向については、住民と学園で大きく差が出ました。

住民アンケートでは『住み続けたくない』は 8.2% である一方、学園アンケートでは 30.6% となっており、その差は 22.4 ポイントとなっています。

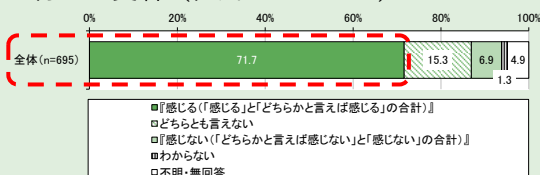
■今後の定住意向



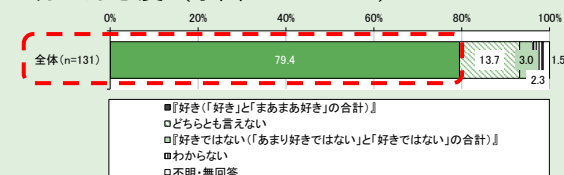
●村に対する愛着や好感度は高い（住民アンケート、学園アンケート）

住民アンケートでは、7 割以上が村への愛着を感じています。また、学園アンケートでは、8 割近くの生徒が村への好感度を示しています。

■村への愛着（住民アンケート）



■村の好感度（学園アンケート）



●村内住宅地の充実に向けて必要な取り組み（村内勤労者アンケート）

村内住宅地の充実に向けて必要な取り組みについて、自由記述でうかがいました。要旨に基づいて分類すると、「分譲促進、住宅地拡大」「商業施設の誘致」「賃貸、社宅等勤労者のための住宅」の順で、多くの意見が寄せられました。

■村内住宅地の充実に向けて必要な取り組み

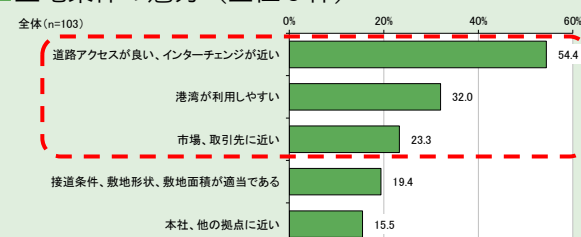
No.	内 容	件数
1	分譲促進、住宅地拡大	61 件
2	商業施設の誘致	42 件
3	賃貸、社宅等勤労者のための住宅	39 件

※当該設問の自由記述は 293 件寄せられました。

●立地企業を感じる村の魅力は「道路アクセス」「港湾の利便性」（企業アンケート）

立地企業を感じる村の魅力は、半数以上が「道路アクセスの良さ」を挙げています。次いで「港湾の利用しやすさ」「市場、取引先に近い」が続いています。

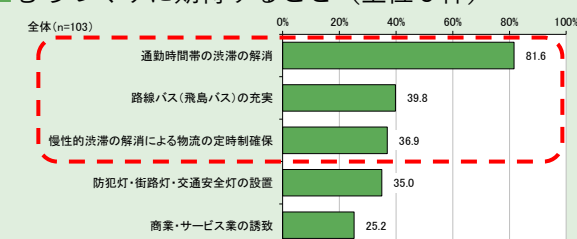
■立地条件の魅力（上位 5 件）



●むらづくりに期待することは通勤時間帯の渋滞解消（企業アンケート）

むらづくりに期待することについてみると、「通勤時間帯の渋滞の解消」が8割を超えています。次いで「路線バス（飛島バス）の充実」「慢性的渋滞の解消による物流の定時制確保」が続いています。

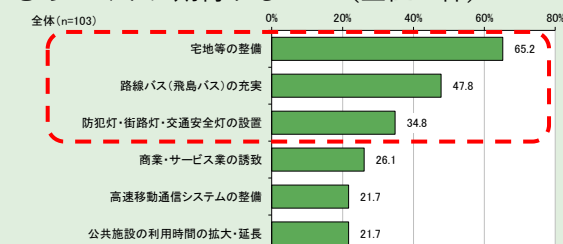
■むらづくりに期待すること（上位 5 件）



●むらづくりに期待することは宅地等の整備（事業所（商店）アンケート）

むらづくりに期待することについてみると、「宅地等の整備」が6割半ば、次いで「路線バス（飛島バス）の充実」が4割半ば、「防犯灯・街路灯・交通安全灯の設置」が3割半ばとなっています。

■むらづくりに期待すること（上位 5 件）

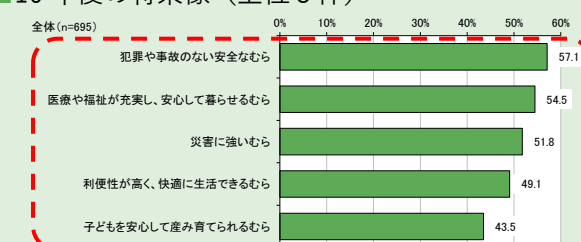


●「防犯」や「医療・福祉」の充実がこの10年間で求められる（住民アンケート）

飛島村になってほしい村のすがたは「犯罪や事故のない安全なむら」が6割近く、次いで「医療や福祉が充実し、安心して暮らせるむら」が5割半ばとなっています。ここでも「災害に強いむら」は求められています。

また、利便性や子育て環境も、それらに次いで求められています。

■10年後の将来像（上位 5 件）



3. 人づくりによるむらづくり

施策分野と住民の幸せ

子育て支援	「子育てに関する不安を払拭」「子育てと仕事が両立できる環境」
学校教育	「子どもへの食育の推進」 「未来を担う子どもたちの育成（自主性）（論理的思考）（自己表現）」 「誰ひとり取り残さない教育環境」 「学校と家庭の連携が十分に取れる環境」 「教職員の研修の充実」「子どもがすこやかに育つ地域の形成」 「郷土に誇りを持つ人材の育成」「高齢者との交流」
若年層支援	「経済環境によらず誰もが等しく学べる環境」
青少年育成	「家庭教育への支援が行き届く環境」
生涯学習	「自身が求める活動機会が用意される」
スポーツ	「自身が求める活動機会が用意される」
文化	「地域芸能を守る」「歴史と文化の保護、管理、活用」
多様な人材の活躍・育成	「誰もが多文化共生を学ぶ機会がある」 「グローバル化に対応できる人材の育成」
男女共同参画	「多様性に配慮のできる社会環境」 「女性が参画しやすい社会環境」

子どもは地域の宝であるということを念頭に、地域で支え合いながら安心して子どもを産み育てられるよう、子育て支援の充実を進めます。また、グローバル社会を生き抜く子どもを育成すべく、英会話をはじめとする英語教育を推進します。さらに、一人ひとりが主役となるあたたかい教育支援体制を構築しつつ、ふるさと教育を行き届かせるとともに飛鳥学園と地域の連携・交流体制を構築するなど、学校教育のさらなる充実等を図ります。

また、経済環境によらず誰もが等しく学べるよう若年層への支援や青少年の健全育成に取り組み、誰もが活躍の機会が提供される環境整備を生涯学習・スポーツ分野において推進するなど、本村の豊かな地域資源を活用しながら、さまざまな世代の人たちが持つ村への誇りと愛着を醸成し **“人づくりによるむらづくり”** を展開します。

基本計画における展開・方向性

基本計画では、村の未来を担う子どもたちが地域のつながりの中で健やかに生まれ、さらには世界標準で活躍できる素地とともに、住民それぞれが持つ個性を最大限に発揮できるような環境づくりに向けた、多面的な人づくりの方策を示します。

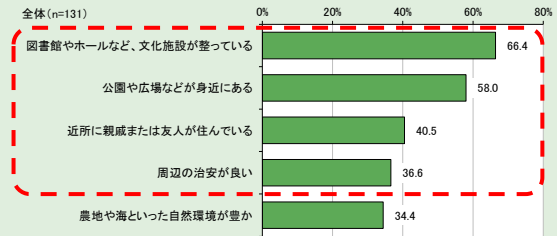
きめ細やかな人づくりとともに、人づくりを支える環境づくりをも推進することで、「住民の幸せ」すなわち **“人づくりの飛鳥村”** を実現します。

●「文化施設」や「公園や広場」の充実が、飛島村の良いところ（学園アンケート）

学園アンケートにおける、飛島村の良いところは、「図書館やホールなど、文化施設が整っている」ことや「公園や広場などが身近にある」ことが半数以上となっています。

また、「近所に親戚または友人が住んでいる」や「周辺の治安が良い」が、次いで高くなっています。

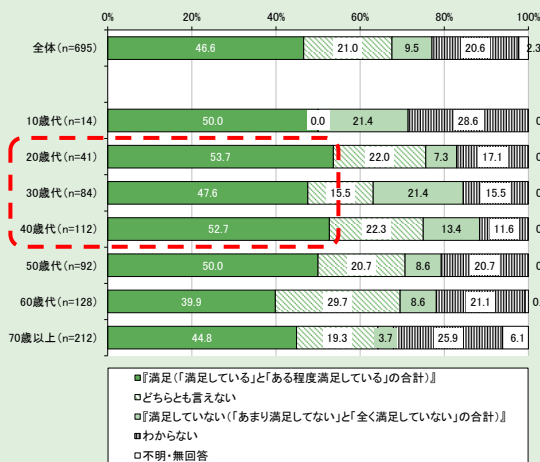
■飛島村の良いところ（上位5件）



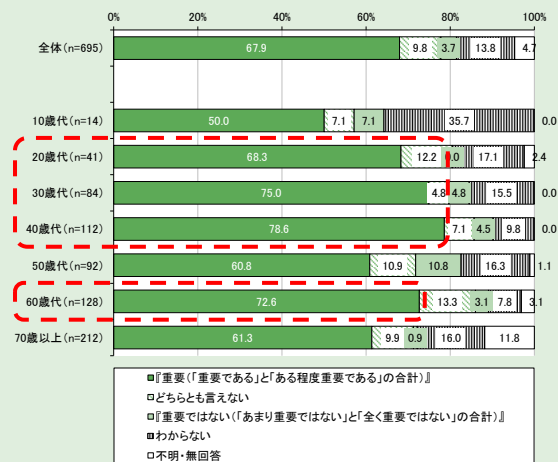
●子育て世代の「子育て」満足度は5割ほど、重要度は7～8割（住民アンケート）

「子育て」施策の満足度は、20～40歳代の子育て世代で5割ほどとなっており、重要度は7割から8割となっています。また、50歳代以上で重要度をみると、60歳代で7割と突出しており、祖父母世代が子育て施策の重要度を認識しているものと考えられます。

■「子育て」の満足度（年代別クロス）



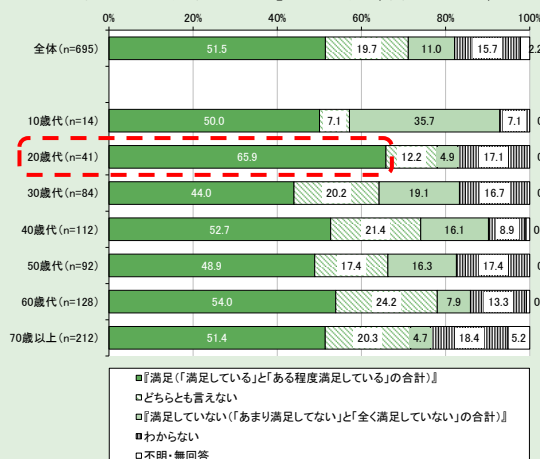
■「子育て」の重要度（年代別クロス）



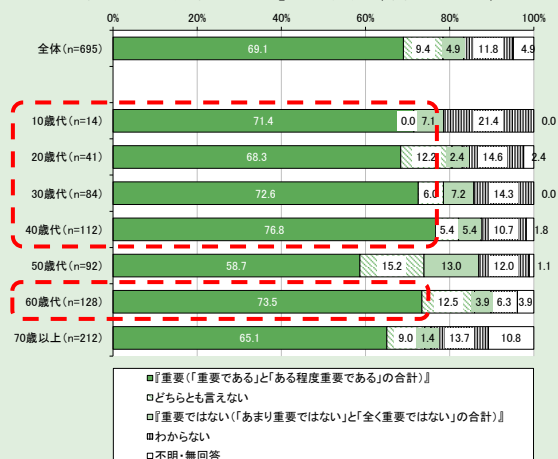
●世代別でみる「学校教育・青少年健全育成」の満足度・重要度（住民アンケート）

「学校教育・青少年健全育成」施策の満足度は、20歳代で6割半ばと突出しています。子育て世代に加えて10歳代における重要度は約7割から8割となっています。また、50歳代以上で重要度をみると、ここでも60歳代が7割と突出しており、祖父母世代が教育施策の重要度を認識しているものと考えられます。子育て世代とそれを取り巻く世代を中心として、人づくりの重要性が認識されていることがうかがえます。

■「学校教育・青少年健全育成」の満足度（年代別クロス）



■「学校教育・青少年健全育成」の重要度（年代別クロス）



第5章 計画の推進にあたって

これからのむらづくりは、住民による主体的な活動と、行政による効率的かつ計画的な行財政運営を両輪として、双方の当事者意識を、より高め合いながら進めていく必要があります。また、適切な役割分担と「協働」の取り組みを通じて地域課題を解決するとともに、本村の「達成すべきビジョン」を実現すべく取り組んでいくことが重要です。

そのため、この基本構想に掲げる「むらづくり4つの基本政策」については、基本計画においてさらに具体化するとともに、計画的な行財政運営により、継続的な取り組みとして推進していきます。

1. 住民等の役割

むらづくりは地域全体が主体となって取り組むものであることから、住民はもとより、地域団体や企業等も地域を支える担い手となります。このような担い手意識を共有し、各主体がむらづくりに積極的に関わっていくことが重要です。

そのため、村広報誌や村公式ホームページ等を通じて広く本計画を「ガイドブック」として共有しながら、地域資源や人材の発掘、情報の活用や発信等に積極的に関わっていくことが必要となります。また、地域の各主体がむらづくり活動を展開していくなど、積極的な取り組みが欠かせないものとなります。

2. 行政の役割

財政基盤の強化や健全な行財政運営はもちろん、地域資源の活用やさまざまな地域活動への支援が求められます。また、施策の展開を通じて、多様な主体による自主的な社会的諸活動やむらづくりへの意識を呼び起こし、村への愛着と自治意識の向上につなげていく必要があります。

そのため、多様な主体の活動を促進し「協働」による取り組みを進めるなど、地域の主体的なむらづくりを支援していくことが求められます。さらに「選択と集中」および「見直し・改善」とともに、本村の「達成すべきビジョン」の実現に向け、持続した取り組みを進めていくことが重要です。

Ⅱ 前期基本計画編

第1章 重点施策 ～第2期飛島村地方版総合戦略～

基本構想で定めた「達成すべきビジョン」を実現するため、特に重点的かつ具体的に取り組んでいく施策については「重点施策」として示します。重点施策は国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020 改定版）」ならびに、社会情勢の変化を踏まえて変更された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「国の総合戦略」という。）、そして愛知県の第2期「愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2022 年 3 月改訂）を踏襲した、「第2期飛島村地方版総合戦略」としての性格をも有するものです。基本構想における「達成すべきビジョン」を実現するために、国や本村の実情を踏まえながら柔軟に取り組みを進めていくものです。

なお、重点施策は前期基本計画に基づくものであることから、計画期間については国の総合戦略と同様に5年を設定していますが、基本構想に掲げた「むらづくり4つの基本政策」を強力に推進していくため、10年先の方向をも見据えて取り組みを進めていくものです。

<重点施策における評価と推進方法>

○「数値目標」について

「数値目標」は4つの重点施策の実施状況や成果を検証できるように設定する指標で、令和9（2027）年度末時点の目標値です。そのため、令和9（2027）年度末時点に、この数値目標が達成できたかを検証します。

○「重要業績評価指標（KPI）」について

「重要業績評価指標（KPI）」は4つの重点施策に位置づけた、「実現に向けた主な取り組み」で実施する施策が適切に推進できているか、施策効果を客観的に検証するための評価指標です。数値目標が計画の終了後に評価・検証するのに対して、重要業績評価指標（KPI）は、施策の進捗を検証するため、基本的には毎年、評価・検証します。そのため、施策の進捗状況に応じて、施策とその重要業績評価指標（KPI）は、毎年見直しを行っていくものとなります。

なお、指標設定にあたっては、できるだけ数値による評価が望ましいことから、当該施策に関係し、比較的容易に把握できる数値指標をもって設定することとしています。ただし、数値の設定が難しい場合については、「継続」や「整備済※」のような言葉で示している場合もあります。

※「整備済」という表記は令和9（2027）年度時点で整備が完了していることを目標としています（基本計画中の計画指標においても同じです）。

<SDGs を踏まえた重点施策の推進>

平成 27（2015）年の国連サミットで採択された国際社会全体の 17 の開発目標である SDGs は、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題解決に総合的に取り組むものです。

持続可能なむらづくりや、地域活性化に向けて取り組みを推進するにあたって、SDGs の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できると同時に、重点施策における取り組みのさらなる充実・深化につなげることができます。

国の第 2 期総合戦略において SDGs は、横断的な目標「新しい時代の流れを力にする」の「地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり」に位置づけられています。本村においても SDGs の理念を踏まえた地方創生を実現し、さまざまな地域課題を解決し、持続可能なむらづくりを進めるものとし、重点施策においても、分野ごとの施策に対して関連する SDGs を位置づけることにより、施策を強力に推進していくものとし、

■SDGs における 17 のアイコン



0. 災害に強いむらを実現する

本村は南海トラフ地震等、大規模地震発生時等の浸水被害が懸念されるほか、液状化現象の発生リスクも高い地域となっています。そのため、住民が安心感を持って日々暮らし、また活動することができるよう、堤防や排水施設の強化に向けた取り組みを進めます。さらに、防災情報の発信手段の向上とともに、有事における防災リスクを誰もが可能な限り把握し、軽減する行動に移せるよう取り組みを推進し、災害に強い村を実現します。

数値目標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
村の防災対策に対する満足度 (住民アンケートのうち「満足している」および「ある程度満足している」と回答した人の割合)	57.4%	63%※

※令和9(2027)年度の目標値は、現状(令和3(2021)年度)の基準値から1割程度の数値の改善を目指すものです。

分野1 防災基盤を強化する

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・村全域に壊滅的な被害をもたらした伊勢湾台風後、本村における取り組みとしては国や県に対して堤防強化や排水施設の強化を要望し続けています。

<課 題>

- ・南海トラフ地震等の大規模地震発生時の浸水被害が懸念されるほか、液状化現象の発生リスクも高い地域となっています。
- ・南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70～80%と予測されています。

目指す方向

- ・想定される南海トラフ地震をはじめ、甚大化する自然災害に備えて、今後も国や県に堤防や排水施設の強化を要望しながら、村（土地改良区）においても排水施設の維持管理を徹底します。そのことにより、地盤面の低い地域であっても、強固な堤防や排水施設に守られることで、住民が安心感を持って暮らせる村を実現します。

実現に向けた主な取り組み

① 堤防および排水施設の強化・維持

本村における防災の要である堤防および排水施設（排水機等）について、その強化や機能を確実に発揮させるため、国、県等の関係機関と連携し、施設の整備、更新を行います。また既設排水路等において、適切な維持管理を行います。

【主な事業】

○河川総務事務事業、○農地防災事業、○都市下水路整備事業

② 排水施設の維持・管理への支援

村の排水を担う排水施設の機能維持のため、土地改良区への補助金を維持することにより、排水施設における維持管理コストを確保します。

【主な事業】

○土地改良事業等助成事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和3（2021）年度）	目標値 （令和9（2027）年度）
① 堤防および排水施設の強化に向けた国・県等への要望活動の継続 ・必要に応じて迅速に要望活動を実施します。	継続	継続
② 排水施設の維持管理に向けた土地改良区への補助金 ・土地改良区への補助金の予算を継続して確保します。	継続	継続

分野2 防災設備を強化する

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・発災時に住民が避難できる一次避難所のほか、拠点避難所等を整備しています。

<課 題>

- ・雨天時や夜間の避難を想定した場合、より視認性の高い避難誘導看板等の設置が求められています。

目指す方向

- ・視認性の高い発光型避難看板を設置すること等により、日頃の訓練どおりに自らの命を守る行動がとれる村を実現します。

実現に向けた主な取り組み

① 防災設備の維持・管理

雨天や夜間等の発災時に有用となる視認性の高い発光型の避難所誘導看板を整備し、住民の避難経路を確実に案内します。

【主な事業】

- 防災設備維持管理事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和3（2021）年度）	目標値 （令和9（2027）年度）
① 避難所案内看板の設置数 ・令和3（2021）年度の実績（9カ所）を令和9（2027）年度までに約160％（14カ所）増やします。	既設9カ所	累計23カ所

分野3 避難訓練の実施・防災組織の強化

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・本村において有事の際に避難可能な施設は、避難所が8カ所、公共施設が5カ所、協定締結施設が10カ所の、合計23カ所あります。
- ・すべての地区で自主防災組織が構成され、自主防災班長を中心に防災訓練を実施しています。

<課 題>

- ・住民をはじめ本村で働く人、訪れる人が防災リスクを正しく理解し、その軽減に向けた努力が積み重ねられるよう、実践的な防災訓練の実施とともに、自主防災組織の強化が求められています。

目指す方向

- ・住民が地震や風水害の危険度をしっかりと理解し、いざというときに身を守る行動がとれる村を目指します。
- ・すべての住民が避難できる場所が確保されるとともに、災害時に地域全体で協力して行動できる村を実現します。

実現に向けた主な取り組み

① 地域が一丸となった実践的防災訓練の実施

住民や企業、職員が一丸となって実践的な防災訓練を実施することにより、防災訓練の実践的な強化を図ります。

【主な事業】

- 防災対策事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和3（2021）年度）	目標値 （令和9（2027）年度）
① 地域が一丸となった実践的防災訓練の実施 ・令和4（2022）年度の実績（年1回）を継続します。	年1回 令和4（2022）年度の実績	年1回

1. 活気のあるむらを実現する

本村における農業等の生産性向上とともに、商業の活性化を推進します。また、本村の特徴である工業のさらなる振興とともに、就業者をはじめとする住民にとって活用しがいのあるサテライトオフィス等の整備を進め、本村における就労環境をより魅力あるものに高めます。

また、公園緑地・自然との調和による憩いの場の充実や、村の魅力を高めるとともに発信する観光交流・プロモーションを充実させるなど、活気のある村を実現します。

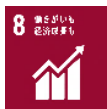
数値目標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
村の公園緑地等の事業に対する満足度 (住民アンケートのうち「満足している」および「ある程度満足している」と回答した人の割合)	45.7%	50%※ ¹
村の農業水産業に関連する事業に対する満足度 (住民アンケートのうち「満足している」および「ある程度満足している」と回答した人の割合)	28.7%	32%※ ¹
村の商工業に関連する事業に対する満足度 (住民アンケートのうち「満足している」および「ある程度満足している」と回答した人の割合)	21.8%	24%※ ¹
企業の立地に対する総合的な満足度 (企業アンケートのうち「非常に満足している」および「おおむね満足している」と回答した企業の割合)	53.4%	59%※ ¹
商店の3年後の事業展開の展望 (商店アンケートのうち「現在と同じ事業分野で展開する」および「現在の事業区分に加えて新規事業を展開する」と回答した商店の割合)	86.9%	87%※ ²

※¹ 令和9(2027)年度の目標値は、現状(令和3(2021)年度)の基準値から1割程度の数値の改善を目指すものです。

※² 令和9(2027)年度の目標値は、現状(令和3(2021)年度)の基準値を維持することとします。

分野1 農業・水産業を振興する

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・農業従事者の高齢化や後継者不足により、生産力が低下するとともに農業生産者が減少しています。

<課 題>

- ・農業等を魅力とやりがいを感じられる産業として育成するとともに、担い手の確保・育成が求められています。

目指す方向

- ・農業生産物を出品できる機会の創出により、産直市の拡大に伴うにぎわいづくりとともに、幅広い出荷者の生きがいと所得を高めます。
- ・継続的に農地を適切に維持しながら保全し、農地中間管理事業を活用することで農地所有者と生産者を結び付けつつ有効活用していきます。
- ・田だけでなく、畑についても農地として保全を図ります。

実現に向けた主な取り組み

① 農地の維持・機能向上

土地改良区への継続的な支援により、揚水や排水機および水路の維持に取り組みながら農地を農地として維持させるとともに、その機能向上を図ります。

【主な事業】

- 土地改良事業等助成事業

② 農地の保全

農地を保全するとともに、農地中間管理事業の周知を行い、利用集積を引き続き進めます。これまで進めてきた田の利用集積に加えて、規模の大きさに関わらず担い手不足となっている畑についても担い手の掘り起こしを行います。また、掘り起こしに際しては、土地所有者のニーズを的確に把握しながら、村内外の農業関係企業等による支援も検討し、担い手の確保を模索します。

【主な事業】

- 農業振興管理事業

③ 生産物の販路拡大

畑作等における生産物について、産直市で販売するなど、生産物の販路拡大に努めます。

また、小規模な農業従事者が産直市で気軽に販売できる仕組みづくりを検討し、農業に積極的に取り組むとともに生きがいを高めることのできる環境づくりを推進します。

【主な事業】

○農業振興管理事業

④ 農政懇談会の開催

農政懇談会を定期的に開催することにより、農業・水産業の担い手との情報交換を進め、農業・水産業の振興を図ります。

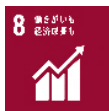
【主な事業】

○農業振興管理事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和3（2021）年度）	目標値 （令和9（2027）年度）
① 排水施設の維持管理に向けた土地改良区への補助金 ・土地改良区への補助金の予算を継続して確保します。	継続	継続
② 担い手への農地の利用集積面積 ・令和3（2021）年度の実績（278ha）を令和9（2027）年度までに約30%（82ha）増やすことを目標とします。	278ha	360ha
③ 農地パトロールの継続実施 ・令和3（2021）年度の実績（年2回）を継続して実施します。	年2回	年2回
④ 産直市の年間売上金額 ・令和3（2021）年度の実績（2,300千円）を令和9（2027）年度までに倍増することを目標とします。	2,300千円	4,600千円
⑤ 農政懇談会の開催 ・必要に応じて随時開催します。	継続	継続

分野2 商業を拡充する

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・商業従事者の高齢化や後継者不足等により、村内の商店数が減少しています。これにより住民の消費機会は村外に向く傾向となっています。

<課 題>

- ・一方で高齢化の進展に伴い、身近な商業施設で基本的な買い物ができる基盤が整っていることの重要性はさらに高まっています。

目指す方向

- ・年齢層に関係なく、住民が便利で魅力を感じる業態の誘致や、既存店の維持・発展に向けて支援を行います。このことにより、住民が便利に暮らせる、継続的に村内で基本的な買い物ができる村を実現します。
- ・臨海部に立地する企業と商工会に加盟する商店との連携とともに、共存共栄を図ります。臨海部の立地企業の従業員の村内利便性を高めるとともに、商店においては販路拡大を実現します。

実現に向けた主な取り組み

① 既存店等の販路拡大・販売支援等の推進

村内商店の販路拡大とともに、既存店等が展開する宅配サービス等の支援に取り組みます。

【主な事業】

○商工振興事業

② ニーズに応じた新業態の既存店等への展開支援

村内で基本的な買い物ができるように、住民から求められている業態（ドラッグストア等）に対する店舗展開のアプローチや、既存店における多様な業種展開（取扱商品の多様化）を支援します。

【主な事業】

○商工振興事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和 3 (2021) 年度）	目標値 （令和 9 (2027) 年度）
① 村内の既存店が住民向けに展開する宅配サービス等に対する補助制度 ・令和 9（2027）年度までに整備します。	—	整備済
② 住民ニーズに応じた既存店における多様な業種展開への補助制度 ・令和 9（2027）年度までに整備します。	—	整備済

分野3 さらなる工業の振興を進める

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・臨海部企業が立地する南部区域と、主に住民が居住する北部区域がエリア分けされており、日常の交流はほぼありません。
- ・企業ではオンラインによる遠隔地での勤務等が定着しつつあります。

<課 題>

- ・国においてはデジタル技術を活用して地方創生に資するテレワーク（地方創生テレワーク）や、副業・兼業等による「転職なき移住」を推進しています。
- ・企業と行政との連携や交流の機会が求められています。

目指す方向

- ・企業が継続的に事業展開できるよう、ニーズの把握とともに課題解決に取り組みます。さらに、事業を発展的に継続できるよう、従業員の利便性を高める環境づくりを進めます。

実現に向けた主な取り組み

① 臨海部企業との連携・交流

名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会への加入企業の増加を図りつつ、代表企業の担当者会議等を通じたニーズの把握に努めます。また、多様な交流の機会を設け、本村の独自性を生かして共存共栄を目指します。

【主な事業】

- 名港西部臨海企業連絡事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和3（2021）年度）	目標値 （令和9（2027）年度）
① 名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会担当者 意見交換会の回数 ・令和3（2021）年度の実績（年1回）を令和9（2027） 年度までに年6回とすることを目標とします。	年1回	年6回

分野4 公園緑地の充実を図る

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・各地区に公園を整備していますが、多目的に使える総合公園として整備されていません。

<課 題>

- ・子育て世代等をはじめとする住民ニーズを反映した公園の整備とともに、身近な場所における憩いの場の創出が求められています。

目指す方向

- ・村内外の人が安らぎを感じられる公園を整備し、多くの人が集まることで生まれる交流や、多様な活動を行うことができる環境づくりを推進します。

実現に向けた主な取り組み

① 総合的な公園の整備

古台ソフトボール場を含めた運動の森公園について、地区公園にない機能を持たせます。また、田園地帯の、のどかな景観を大切にすることで、安らぎを感じながら多目的に使える魅力ある公園整備を目指します。

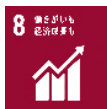
【主な事業】

- 総合公園整備事業（仮称）（新）

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和3（2021）年度）	目標値 （令和9（2027）年度）
① 総合的な公園の整備 ・令和9（2027）年度までに整備します。	—	整備済

分野5 観光交流・プロモーションを推進する

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・「とびしまルシェ」や、イルミネーションイベントである「Tobishima Lights（トビシマライツ）」等のイベントを企画し、村の魅力を発信しています。

<課 題>

- ・観光資源の発掘・活用により村の知名度を高めることで、交流人口や関係人口の増加を図り、村のにぎわいを創出することが求められています。

目指す方向

- ・観光交流拠点の整備とともに、工場夜景都市としての魅力等、新たな情報を全国に向けて発信します。また、観光誘客による商店のにぎわいづくりを進め、交流人口や関係人口の増加を目指します。
- ・住民が、より飛島村に愛着を感じる魅力づくりを進めることで、住民が誇りを持って飛島村を紹介できる村を目指します。

実現に向けた主な取り組み

① 多様な観光交流ルートへの創出

名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会と連携し、村を通じた工場見学の受け入れを進め、観光ルートとして展開します。

【主な事業】

- 名港西部臨海企業連絡事業

② 観光交流拠点の創出

ふれあいの郷を再編し、パンや弁当等の加工場を設置するほか、産直市を拡充します。施設運営は、民間事業者への委託等を検討しながら温泉施設を核とした観光交流拠点となるよう誘客に努めます。

【主な事業】

- ふれあいの郷再編事業（仮称）（新）

③ プロモーションの推進

プロモーションを、活気づくりの中核をなす取り組みと位置づけ、役場組織の改編とともに拡大した取り組みを推進します。

【主な事業】

○プロモーション事業（仮称）（新）

④ 観光資源・特産品の開発

本村の特徴ある景観について、長期的な視野で観光資源としての開発に取り組みます。また、飛島ふ頭クルーズ（トビシマクルーズ）を観光資源として定着させるとともに、全国工場夜景都市協議会への参画を進め、加盟都市との連携を進めます。

さらに、地元企業との連携を図りながら、日本酒、手土産品や、ふるさと納税返礼品といった特産品の開発に取り組みます。

【主な事業】

○プロモーション事業（仮称）（新）

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 工場見学を含む観光ルートの整備 ・令和9（2027）年度までに整備します。	—	整備済
② 観光交流拠点の整備 ・ 令和9（2027）年度 令和10（2028）年度までに整備します。	—	整備済 整備中
③ 観光交流協会の組織強化 ・令和14(2032)年度までに法人化するため、 令和9（2027）年度までに組織を改編します。 令和10（2028）年度までに組織の改編に向けて推進します。	—	改編済 改編中
④ トビシマクルーズの来場者数 ・令和4（2022）年度の実績（478人）を令和9（2027）年度には倍増することを目標とします。	年 478 人 令和4（2022）年度の実績	年 950 人

2. 魅力のあるむらを実現する

住民の一人ひとりが生きがいを持ち、生涯元気で心豊かに暮らしていけるよう、健康長寿社会の実現に向けた取り組みを進めるとともに、社会福祉、高齢者福祉、障がい者福祉の充実を図ります。

さらに、人口減少による村の活力低下を防ぐべく、効果的な土地利用を進めるとともに、住みやすい居住環境の実現に向けて取り組みます。

また、道路整備や交通手段の充実を図りながら、多様な環境問題に取り組むなど、魅力のある村を目指します。

数値目標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
村の健康長寿事業に対する満足度 (住民アンケートのうち「満足している」および「ある程度満足している」と回答した人の割合)	47.8%	53%※
村の医療・高齢者福祉・障がい者福祉に関連する事業に対する満足度 (住民アンケートのうち「満足している」および「ある程度満足している」と回答した人の割合)	45.7%	50%※
村の交通安全事業に対する満足度 (住民アンケートのうち「満足している」および「ある程度満足している」と回答した人の割合)	42.3%	47%※
村の道路・交通に関連する事業に対する満足度 (住民アンケートのうち「満足している」および「ある程度満足している」と回答した人の割合)	41.3%	45%※
村の環境対策に対する満足度 (住民アンケートのうち「満足している」および「ある程度満足している」と回答した人の割合)	36.4%	40%※

※令和9(2027)年度の目標値は、現状(令和3(2021)年度)の基準値から1割程度の数値の改善を目指すものです。

分野1 健康長寿社会を実現する

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・全国的に高齢化が進展する中、本村の高齢化率は31.1%（令和2（2020）年）となっており、国や県よりも高くなっています。
- ・本村では、トビリハシステム※（飛島版地域リハビリテーション活動支援事業システム）により健康的に寿命を延ばすよう取り組みを進めています。

<課 題>

- ・平均寿命が延びている一方で、介護が必要となる期間が増加していることから、健康的な寿命の延伸が求められています。

※地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進し、さらに、元気な時から要介護認定を受けた後までどのような状態の高齢者に対しても地域の中で切れ目ない支援が受けられる支援システムのことをいいます。

目指す方向

- ・住民が健康づくりに取り組みながら、地域で支え合い、交流の機会が多く持てる社会を目指します。
そのことにより、誰もが活躍の機会があり、地域で支え合いながら、元気で心豊かに暮らせる村を目指します。

実現に向けた主な取り組み

① 健康長寿のむらづくりの推進

住民誰もが健康で安らかな長寿を楽しみ、みんなで支え合う豊かな村づくりを目指します。
また、地域における介護予防の機能強化を図りながら、切れ目ない支援を受けることのできるトビリハシステムを継続して進めることで、健康的に寿命を延伸します。

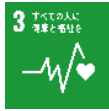
【主な事業】

- 長寿村づくり推進事業、○一般介護予防事業、○老人福祉総務事業、○特定健康診査等事業、○後期高齢者医療事業、○地域リハビリテーション活動支援事業（新）

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和 3 (2021) 年度）	目標値 （令和 9 (2027) 年度）
① 特定健診受診率 ・ 令和 3（2021）年度の実績（53.1％）を令和 9（2027）年度までに 60％に増やすこと（約 7 ポイント（％）増加）を目標とします。	53.1％	60％
② トビリハシシステムの継続的な実施 ・ 令和 3（2021）年度に実施しているトビリハシシステムを継続します。	継続	継続

分野2 社会福祉を向上させる

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・ 少子高齢化や核家族化、高齢者世帯が増加傾向にあります。
- ・ とびサポネット※（飛鳥版生活支援体制整備事業システム）により、地域福祉の問題を把握しています。

<課 題>

- ・ 少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、生活不安の増大等を背景に、地域社会におけるつながりの希薄化、地域課題の複雑多様化が問題となっている中、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる社会の実現が求められています。

※高齢者だけでなくすべての世代に関わる関係機関の職員を構成員としたネットワーク組織。毎月1回の打ち合わせ会を開催し、資源開発からネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービスや具体的な活動のマッチング等を行い、サービスや事業に展開させる取り組みのことをいいます。

目指す方向

- ・ すべての住民に居場所があること、多世代による交流機会があること、また重層的支援体制を整備し取り組みを進めることで、誰もが社会参加し、認め合い、生きがいを持てる村を目指します。

実現に向けた主な取り組み

① 住民互助の仕組みづくり

住民の互助による仕組みづくり（子育てや家事等、有償支援を行うネットワークづくり）を進めます。

【主な事業】

- 社会福祉協議会運営事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和3（2021）年度）	目標値 （令和9（2027）年度）
① 暮らしのおたすけ隊の活動回数 ・ 令和3（2021）年度の実績（216回）を令和9（2027）年度までに約15%（34回）増やすことを目標とします。	年 216 回	年 250 回

分野3 高齢者福祉を向上させる

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・シルバー人材センターを中心として、高齢者が活躍しています。

<課 題>

- ・高齢者が就業を通して自己の労働能力を生かし、さらに生きがいを持って社会参加ができる機会の充実が求められています。

目指す方向

- ・シルバー人材センターに加えて、高齢者がその知見や経験を生かして、さらに活躍できる機会を創出することにより、その活躍の機会を増やすとともに、いつまでも健康で長生きできる環境を目指します。

実現に向けた主な取り組み

① 高齢者の生きがい創出

ふれあいの郷等の拠点において、地域の支援ニーズに合わせ、担い手として高齢者等が活躍できるよう取り組みます。

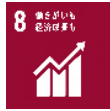
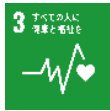
【主な事業】

○ふれあいの郷再編事業（仮称）（新）、○シルバー人材センター助成事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和3（2021）年度）	目標値 （令和9（2027）年度）
① 高齢就労者数（シルバー人材センター登録者数） ・令和3（2021）年度の実績（90人）を令和9（2027）年度までに約10%（10人）増やすことを目標とします。	90人	100人

分野4 障がい者福祉を向上させる

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・ 障がいのある人は、それぞれの障がいの状況・状態に応じて障害福祉サービス等を利用しており、日常生活を総合的に支援しています。

<課 題>

- ・ 障がいのある人もない人も、相互の人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことのできる地域社会の形成が求められています。

目指す方向

- ・ 村内および海部地域等で連携し、住み慣れた地域で生活・就労できる環境を整え、誰もが尊重し、支え合える地域共生社会の実現を目指します。

実現に向けた主な取り組み

① 障がいのある人の生きがい創出

障がいのある人等それぞれが主体的に活躍できるよう、社会福祉協議会等と連携を図りながら、ふれあいの郷等拠点となる施設を中心とした環境整備に取り組みます。

【主な事業】

○ふれあいの郷再編事業（仮称）（新）、○授産所運営委託事業、○障害者援護事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和3（2021）年度）	目標値 （令和9（2027）年度）
① ふれあいの郷における障がい児者の就労機会の場の確保 ・令和3（2021）年度の実績（さくら作業所1カ所）を令和9（2027）年度までに新たに就労機会の場1カ所を確保します。令和10（2028）年度までに新たに就労機会の場として1カ所を維持します。	1カ所	2カ所 1カ所

分野5 効果的な土地利用を進める

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・全国的な人口減少社会の到来とともに、高齢化の波は本村にも影響を与えています。
- ・渚地区において新規住宅地を開発しました。

<課 題>

- ・村からの流出人口の抑制や定住人口の確保を進める必要があります。

目指す方向

- ・農地の減少は最小限にとどめながら、新規住宅地の開発を模索します。新規住宅地への転入者による人口増や、流出人口の抑制により、目標人口を達成することで村の活気を維持します。

実現に向けた主な取り組み

① 転入増加・転出抑制の推進

村有地の活用を優先した新規住宅地開発を進め、若者世代への訴求に努めます。

【主な事業】

- 整備推進管理事務事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和3（2021）年度）	目標値 （令和9（2027）年度）
① 新規住宅地分譲数 ・令和9（2027）年度までに新規住宅地を整備し、20区画を分譲します。	—	20区画

分野6 居住環境を向上させる

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・村内一斉清掃を実施していますが、交通量の多い道路へのごみ捨て等があります。

<課 題>

- ・道路等へのごみ捨てを防止するためにも、一層の美化・防犯活動が求められています。

目指す方向

- ・住民と行政が一丸となり、落ちているごみが少ない環境づくりを進めることで生活環境を向上させます。そのことにより居住環境が整い、防犯面でも安全な村を実現します。

実現に向けた主な取り組み

① 環境美化の推進

村内の企業を含む住民との協働による環境美化を推進し、景観の美化を進めます。また、環境安全指導員の巡回強化・拡充を図り、安心できる住宅環境の維持・向上に取り組みます。

【主な事業】

- 一般環境衛生事業

② 防犯対策の充実

防犯カメラの拡充を進めながら、住民と行政が協力し、犯罪を未然に防ぎます。

【主な事業】

- 防犯対策事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 村内一斉清掃活動の回数 ・令和3(2021)年度の実績(年2回)を継続します。	年2回	年2回
② 防犯カメラの新規設置数 ・令和3(2021)年度の実績(既設51台)を令和9(2027)年度までに約60%(29台)増やします。	既設51台	累計80台

分野7 道路整備を推進する

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・ 地区からの要望により村道を補修するなど、維持管理に努めています。
- ・ 計画的な修繕を進めながら、巡回によって破損および危険箇所が確認された場合は、いち早く道路の補修を進めています。

<課 題>

- ・ 主要な村道については、歩車道分離を進めており、未整備箇所の整備を検討する必要があります。
- ・ 生活道路については、国県道等の主要な道路への抜け道として利用されることから、歩車道分離や速度規制による安全対策について、住民の意向を踏まえた対策を実施する必要があります。

目指す方向

- ・ 村内の生活道路に進入する車両の速度抑制を図り、安全で住みやすい住環境を実現します。

実現に向けた主な取り組み

① 安全な道路整備の推進

村道の歩車道分離ブロックの整備等、物理的な対策を検討します。また、生活道路にゾーン 30 プラスを導入して、地域全体に進入する車両の速度抑制を図ります。

【主な事業】

○交通安全対策施設管理事業、○道路整備事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和3（2021）年度）	目標値 （令和9（2027）年度）
① ゾーン 30 プラスの導入 ・ 令和9（2027）年度までに場所を選定し、導入します。	—	導入済

分野8 交通手段を充実する

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・飛島公共交通バスの蟹江線と名港線を、事前予約制デマンドタクシーの海南病院通院支援タクシーを、それぞれ運行しています。
- ・高齢者等福祉タクシー助成制度、心身障がい者福祉タクシー助成制度、妊産婦および子育てタクシー料金助成制度を導入しているほか、敬老センターを起点とする、お買い物バスを運行しています。

<課 題>

- ・本計画の策定に向けて実施した村内勤労者アンケートでは、路線バス（飛島公共交通バス）の充実に向けた必要な取り組みとして「増便の必要性、ダイヤ（混雑時間帯）の見直し」についての意見が多く寄せられました。

目指す方向

- ・村内企業の従業員をはじめ、住民ニーズに応えるとともに、名二環、リニア開通等の交通環境の変化を踏まえた交通網を再編成します。これによりバスの運行数が増加するなど、通勤通学の利便性が向上します。
- ・既存の公共交通では補完できない、個別の住民ニーズに対応する方策を模索します。これにより、ある程度の受益者負担のもと、自由で便利な移動が可能になる範囲を拡大させます。

実現に向けた主な取り組み

① 飛島公共交通バスの再編・充実

飛島公共交通バスの蟹江線・名港線ともに増便を検討します。

また、名古屋駅への直通便等の新たな路線の設置についても利用ニーズを把握しながら継続的な検討を進めます。

【主な事業】

○公共交通バス利用促進事業

② 福祉的な交通手段の充実

海南病院通院支援タクシーという事前予約制のデマンド型公共交通に加え、福祉施策として個別のニーズに応えるタクシー助成を継続し、さらに拡充を検討します。

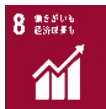
【主な事業】

○公共交通バス利用促進事業、○福祉タクシー助成事業、○障害者援護対策事業、○母子保健対策事業、
○老人援護対策事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 公共交通のサービス水準に対する住民満足度 ・令和3（2021）年度の実績（19.5％）を令和9（2027） 年度には25％に増やすこと（約5ポイント（％）増加） を目標とします。	19.5％	25％
② タクシー助成 ・令和3（2021）年度に実施している海南病院通院支援タ クシー、心身障がい者福祉タクシー助成制度、高齢者等福 祉タクシー助成制度、妊産婦および子育て支援タクシー 料金助成制度を継続します。	継続	拡充継続

分野9 環境問題に取り組む

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・本村では第2次飛島村環境基本計画（計画期間：令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）とともに、とびしま・エコオフィスプラン2030を策定し、計画に基づいた環境保全を進めています。

<課 題>

- ・村による率先した環境保護活動や循環型社会の形成、環境対策の充実が求められています。
- ・脱炭素社会の実現や環境保全の取り組みを進めることで、人と自然が共生できる社会の構築が求められています。

目指す方向

- ・住民参加によって環境問題に積極的に取り組むとともに、村の環境を美化・維持しながら次世代につないでいきます。そのことによって住民の環境保全への意識が高まり、よりよい環境づくりができる村を実現します。

実現に向けた主な取り組み

① 環境対応車の導入

飛島公共交通バスや公用車に環境対応車を導入し、環境負荷の軽減に寄与します。

【主な事業】

○公共交通バス利用促進事業、○車両管理事業

② 循環型社会の形成

施設整備としてエコプラザを移転するとともに、利便性を向上させてリサイクルへの取り組みを推進します。また、高齢者世帯等の家庭から排出されるごみの収集方法等を見直し、住民の利便性を高めつつリユースに取り組むなど、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。

【主な事業】

○リサイクル事業、○ごみ収集事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和 3 (2021) 年度）	目標値 （令和 9 (2027) 年度）
① 環境対応車の導入 ・令和 9（2027）年度までに導入します。	—	導入済
② 資源ごみ（ペットボトルなど）回収拠点数 ・令和 3（2021）年度の実績（1 カ所）であるエコプラザを 移転するとともに、令和 9（2027）年度までに新たに 1 カ 所を増設します。	1 カ所	2 カ所

3. 人が輝くむらを実現する

子どもは地域の宝であるということを念頭に、地域で支え合いながら安心して子どもを産み育てられるよう、切れ目のない、かつきめ細やかな子育て支援の充実に取り組みます。また、「生き抜く力」を育む学校教育や、あらゆる世代、住民が活躍できるよう生涯学習・生涯スポーツを充実させることにより、人が輝く村を実現します。

数値目標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
村の子育て関連事業に対する満足度 (住民アンケートのうち「満足している」および「ある程度満足している」と回答した人の割合)	46.6%	51%※
村の学校教育に対する満足度 (住民アンケートのうち「満足している」および「ある程度満足している」と回答した人の割合)	51.5%	57%※
村の生涯学習・スポーツ・文化関連事業に対する満足度 (住民アンケートのうち「満足している」および「ある程度満足している」と回答した人の割合)	38.4%	42%※

※令和9(2027)年度の目標値は、現状(令和3(2021)年度)の基準値から1割程度の数値の改善を目指すものです。

分野1 子育て支援を充実させる

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・本村において待機児童はなく、就学後の子どもは児童クラブに通うことができます。

<課 題>

- ・子育て支援が切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備等が国から求められています。

目指す方向

- ・出産から就学の間における切れ目のない支援体制を充実させるほか、子育て世代の負担軽減のため既存事業の拡大・拡充を図ります。そのことにより子育てと仕事の両立とともに、安心して子どもを産み育てられる村を目指します。

実現に向けた主な取り組み

① 子育て世代の負担軽減

子育て世代の負担軽減を図るため、育児奨励金や就学祝金を継続します。加えて、多子世帯の負担軽減を図るために対象事業を拡充させます。

【主な事業】

- 児童養育奨励事業

② 不妊治療への支援

不妊治療の負担を軽減すべく、補助等を継続します。

【主な事業】

- 母子保健対策事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和3（2021）年度）	目標値 （令和9（2027）年度）
① 子育て世代への育児奨励金や就学祝金の継続 ・令和3（2021）年度に実施している育児奨励金や就学祝金を拡充して実施します。	継続	拡充継続
② 不妊治療への助成継続 ・令和3（2021）年度に実施している一般不妊治療費助成事業を継続して実施します。	継続	継続

分野2 学校教育を充実させる

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・飛島学園では年に数回程度、減農薬野菜（特別栽培農産物）※を用いた給食を提供しています。
- ・飛島学園が開校して12年、小中一貫教育校から義務教育学校へ移行し、制度・運用面において小中一貫教育を一層推進する体制となっています。
- ・地域や地元企業の協力により、総合的な学習や職場体験等で連携を進めています。

<課 題>

- ・より安全な給食の提供が求められています。
- ・給食費の、さらなる保護者負担の軽減が求められています。
- ・飛島学園と地域や地元企業との、さらなる連携が求められています。

※農産物が生産された地域で慣行的に行われる節減対象農薬に化学肥料の使用状況に対して、節減対象農薬の使用回数が5割以下であり、かつ、化学肥料の使用量が窒素成分量の5割以下の農産物のことをいいます。
以下、本計画の中では特別栽培農産物のことを減農薬野菜と表記します。

目指す方向

- ・給食の安全性を一層高めるとともに、減農薬野菜を用いた給食の提供や地産地消等の食育を進めていきます。
- ・小中一貫教育を通じて「確かな未来を拓く」飛島っ子を「グローバル社会を生き抜く子ども」「温かい支援体制のもとで一人ひとりが主役」「ふるさと教育が行き届き、学園と地域が連携」という3つの視点で育成します。
- ・飛島学園は、村で唯一の学校であるという優位性を生かした教育を進め、「自主・論理思考・自己表現の伸展」「ひとりも取り残さない教育」「郷土に誇りを持つ人材の育成」の教育を推進します。

実現に向けた主な取り組み

① 安心・安全な給食の無償提供

減農薬野菜や無添加食材を用いた給食を可能な限り実施し、安全な給食のもとで食育を推進します。さらに、給食の無償化を進めるなどの充実を図ります。

【主な事業】

- 給食事業

② 生き抜く力の育成

情報通信技術（ICT）の活用や英語教育、SDGs 教育、体験学習等の充実により、国際社会において生き抜く力の醸成に取り組みます。

【主な事業】

○教育振興事業

③ 誇りを育む教育の推進

就学支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置して子どもたちの育成を支援します。地域や地元企業と飛島学園が連携し、交流を進める中で郷土に誇りを持てるような教育を進めます。

【主な事業】

○教育振興事業、○学園管理事業、○非常勤講師雇用事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和3（2021）年度）	目標値 （令和9（2027）年度）
① 減農薬野菜を使用した給食の回数 ・令和3（2021）年度の実績（年3回）を令和9（2027）年度まで段階的に増やし、年10回の実施とします。	年3回	年10回
② 給食費の無償化 ・令和9（2027）年度までに実施します。	—	実施済
③ 学習者用デジタル教科書の利用促進 ・令和3（2021）年度に実施している学習者用デジタル教科書を継続して利用します。	継続	継続
④ 地域や地元企業と飛島学園の連携授業の実施 ・令和3（2021）年度に実施している地域や地元企業との連携授業を継続して実施します。	継続	継続

分野3 生涯学習・生涯スポーツを充実させる

関連する
SDGs



いまの村のすがた（現状と課題）

<現 状>

- ・文化協会やスポーツ協会の活動を軸として、村内イベントを開催し、住民の日頃の活動成果を発表する機会を設定しています。

<課 題>

- ・多様化する住民ニーズに応えた活動機会が提供され、住民それぞれが興味を持つ分野で学習を進め、それぞれが活躍できる環境が求められています。
- ・国際社会に貢献できるグローバルな視点を持った人材の育成が求められています。

目指す方向

- ・文化協会、スポーツ協会の活動を支援しつつ、住民ニーズを捉えた誰もが活躍の機会がある村を目指します。そのことにより多様化するニーズに応えた活動機会が提供され、住民それぞれが興味のある分野で活躍できる村を実現します。

実現に向けた主な取り組み

① 村内イベントの充実

夏まつり、村民体育祭、ふるさとフェスタ（生涯学習フェスティバル、農業祭、健康福祉祭）等のイベントの充実を図ります。また、新たなイベントの企画・立案に取り組みます。

【主な事業】

- 夏まつり運営費助成事業、○文化振興事業、○各種大会開催事業、○健康福祉祭事業、○農業関係団体活動助成事業

② グローバル人材の育成

中学生の海外派遣や小中学生向けの英語教室を継続し、国際社会で活躍する人材育成に取り組みます。

【主な事業】

- 海外派遣事業（中学生）、○生涯学習推進事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 村内イベントの参加者数 ・令和3(2021)年度の実績(年2,000人)を令和9(2027)年度には150%(3,000人)増やすことを目標とします。	年2,000人	年5,000人
② 英語教室の参加者数 ・令和3(2021)年度の実績(年75人)を令和9(2027)年度には約30%(25人)増やすことを目標とします。	年75人	年100人

第2章 施策の展開 ～前期基本計画～

基本計画は、基本構想で定めた「達成すべきビジョン」を実現するために必要な、具体的な取り組みを体系的に示すものです。実効性のある計画とするため、基本構想から「住民の幸せ」を連携させつつ、取り組みの方向と指標を示します。

0. 災害に強いむらづくり

(1)防災：地域防災力の強化

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「災害時の避難場所が避難所を含め 23 カ所確保されている」
「実践的な訓練を通じて発災時の行動が想定できる」

施策の目的

住民の誰もが、可能な限り災害リスクを把握するとともに、発災時の被害を軽減すべく、防災・減災のバランスに配慮したむらづくりに努め、自然災害に強いむらを目指します。

また、取り組みの推進にあたっては発災を念頭に置き、住民の防災・減災意識を高めるとともに、地域が一丸となった活動を促進します。

現状を踏まえた課題

- ・国や県における防災計画等の修正に沿った地震想定の見直しを踏まえ、本村に適した津波・液状化に対応した防災体制の強化および地域防災力の向上が求められています。
- ・台風や集中豪雨、高潮等の風水害に対するソフト面の対策強化が必要です。
- ・防災計画のタイムリーな修正や、避難者想定を踏まえた非常用物資の備蓄の計画的な実施が求められています。
- ・情報通信技術（ICT）の利活用による効果的な情報発信が求められている一方、高齢者等の情報端末の操作に不慣れな住民がいることも踏まえ、情報発信手段の充実とともに受け手側の情報機器操作能力（情報リテラシー※）の向上に資する取り組みを進める必要があります。
- ・災害時要援護者への対応や高齢者や子ども、外国人等への適確な情報伝達や行動支援を行うことができる、行政と地域が一体となった体制の構築が求められています。

※情報を適切に理解し、解釈するとともに、利用者の目的に適合するよう使用できる能力のことをいいます。

▶取り組みの体系

【防災】 地域防災力の強化	防災拠点の維持・強化
	堤防の強化
	防災設備の維持・管理
	要援護者の把握による社会福祉の向上
	発災を想定した、多様かつ実践的な訓練の実施
	防災体制の強化
	関係機関との連携強化
	災害リスクの低減
	農地の防災活用と排水施設の維持・管理への支援

主な取り組み

① 防災拠点の維持・強化

避難施設・防災施設の適切な整備・管理を行うとともに、備蓄品の更新を定期的に行います。
また、避難所における発災時シミュレーションを行いつつ、その検証を行うことで、適切な評価につなげます。

② 堤防の強化

堤防の機能を確実に発揮させるため、その強化について国、県等の関係機関と連携します。

③ 防災設備の維持・管理

災害情報の伝達手段を多様化させるとともに、スマートフォン（タブレット端末）の操作に不慣れた高齢者等を対象とした操作説明を実施します。
また、夜間災害時に避難経路を案内する発光型避難看板を整備します。

④ 要援護者の把握による社会福祉の向上

情報伝達手段は情報通信技術（ICT）に限らず、あらかじめどこに要援護者が住んでいるか把握して、可能な限り情報伝達や助け合いにつなげます。

⑤ 発災を想定した、多様かつ実践的な訓練の実施

住民参加による多様な避難訓練や広域的な避難訓練を実施するとともに、職員による発災を想定した実践的な訓練等を実施し、住民意識の向上を図ります。

⑥ 防災体制の強化

地域住民の協力を得ながら、自主防災組織の強化を図ります。

⑦ 関係機関との連携強化

事業継続計画（BCP）訓練に基づいた調整を、防災機関のみならず福祉や教育機関と定期的に実施します。また、他自治体との防災協定の締結による広域的な連携を図ります。

⑧ 災害リスクの低減

軟弱地盤への対策として民間住宅の地盤改良を推進するとともに、災害時に倒壊する恐れのある空き家の除却を進め、災害リスクの低減を図ります。

⑨ 農地の防災活用と排水施設の維持・管理への支援

貯水機能と排水路の維持に努め、水田の保全に取り組みます。また、村の排水を担う排水施設の機能維持のため、土地改良区への補助金の維持に努めます。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 地域防災計画等の更新 ・令和3(2021)年度の実績(年1回)を継続するとともに、定められた保管年数に従い、備蓄資材の更新を行います。	年1回	年1回
② 堤防および排水施設の強化に向けた国・県等への要望活動の継続 ・必要に応じて迅速に要望活動を実施します。	継続	継続
③ 避難所案内看板の設置数 ・令和3(2021)年度の実績(9カ所)を令和9(2027)年度までに約160%(14カ所)増やします。	既存9カ所	累計23カ所
④ 要援護台帳の更新 ・令和3(2021)年度の実績(年1回)を継続します。	年1回	年1回
⑤ 地域が一丸となった実践的防災訓練の実施 ・令和4(2022)年度の実績(年1回)を継続します。	年1回 令和4(2022)年度の実績	年1回
⑥ 自主防災研修会の開催数 ・令和3(2021)年度の実績(年1回)を継続します。	年1回	年1回
⑦ 民間住宅地盤改良費補助の継続 ・令和3(2021)年度に実施している民間住宅地盤改良費補助事業を継続して実施します。	継続	継続
⑧ 空き家の除却補助件数 ・令和9(2027)年度までに累計5件とすることを目標とします。	—	累計5件
⑨ 排水施設の維持管理に向けた土地改良区への補助金 ・土地改良区への補助金の予算を継続して確保します。	継続	継続

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：平時は設備等の維持・充実に努めます。また、発災時には迅速かつ確実な情報提供を行います。
- ▶**住民**：日頃から、緊急時の備蓄や避難所の確認等に努めます。また、発災時は村からの情報に耳を傾け、すみやかに行動します。

1. 活気のあるむらづくり

(1)農業・水産業：農業・水産業の振興

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「農地の維持・機能向上」

「農作物等の販路拡大」

施策の目的

農業・水産業の生産性が高い村を目指し、生産効率を高める基盤整備を進めるとともに、専業・兼業、生産・自給的といった多様な生産活動が成り立ち、農地の有効活用が図られる農業地域づくりを進めます。また、後継者の育つ魅力ある農水産業を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・食に対する安全・安心志向とともに、地産地消意識の高まりがうかがえます。それと同時に、村の基幹産業である農業への理解を醸成していく必要があります。
- ・また、生産者の収入を高めるためには、農地の生産性向上とともに、生産性の向上に向けた経営規模の最適化が必要となっています。
- ・さらに、魅力とやりがいを感じられる産業としての育成とともに、サラリーマンとの兼業や女性の就農、生きがいづくりとしての農作物生産等、農地の維持が可能な、多様な継承方法の検討・構築が求められています。

▶取り組みの体系

【農業・水産業】 農業・水産業の振興	農地の維持・機能向上
	農地の保全
	生産物の販路拡大
	農政懇談会の開催

主な取り組み

① 農地の維持・機能向上

土地改良区への継続的な支援により、揚水や排水機および水路の維持に取り組みながら農地を農地として維持させるとともに、その機能向上を図ります。

② 農地の保全

農地を保全するとともに、農地中間管理事業の周知を行い、利用集積を引き続き進めます。これまで進めてきた田の利用集積に加えて、規模の大きさに関わらず担い手不足となっている畑についても担い手の掘り起こしを行います。また、掘り起こしに際しては、土地所有者のニーズを的確に把握しながら、村内外の農業関係企業等による支援も検討し、担い手の確保を模索します。

③ 生産物の販路拡大

畑作等における生産物について、産直市で販売するなど、生産物の販路拡大に努めます。

また、小規模な農業従事者が産直市で気軽に販売できる仕組みづくりを検討し、農業に積極的に取り組むとともに生きがいを高めることのできる環境づくりを推進します。

④ 農政懇談会の開催

農政懇談会を定期的に開催することにより、農業・水産業の担い手との情報交換を進め、農業・水産業振興を図ります。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 排水施設の維持管理に向けた土地改良区への補助金 ・土地改良区への補助金の予算を継続して確保します。	継続	継続
② 地域計画の策定※ ・令和9(2027)年度までに策定します。	—	策定済
③ 担い手への農地の利用集積面積 ・令和3(2021)年度の実績(278ha)を令和9(2027)年度までに約30%(82ha)増やすことを目標とします。	278ha	360ha
④ 農地中間管理事業の周知(広報・イベント等) ・令和3(2021)年度の実績(年1回)を令和9(2027)年度までに年2回に増やします。	年1回	年2回
⑤ 農地(畑)所有者へのニーズ調査 ・令和9(2027)年度までに土地所有者に対して農地の維持保全に関する調査を実施します。	—	実施済
⑥ 産直部会のイベントへの出店回数 ・令和3(2021)年度の実績(年1回)を令和9(2027)年度までに年3回に増やします。	年1回	年3回
⑦ 産直市の年間売上金額 ・令和3(2021)年度の実績(2,300千円)を令和9(2027)年度までに倍増することを目標とします。	2,300千円	4,600千円

※地域の将来の農業のあり方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標を定めたもので、農地所有者と農業の担い手とを結びつける手段となります。

計画指標	基準値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
⑧ 農水産業の担い手と連携したイベント（農業祭等）の開催 ・令和 3（2021）年度の実績（年 1 回）を令和 9（2027）年度までに年 3 回に増やします。	年 1 回	年 3 回
⑨ 産直販売会員農家数 ・令和 3（2021）年度の実績（26 戸）を令和 9（2027）年度までに約 40％（10 戸）増やすことを目標とします。	26 戸	36 戸
⑩ 農地パトロールの継続実施 ・令和 3（2021）年度の実績（年 2 回）を継続して実施します。	年 2 回	年 2 回
⑪ 農政懇談会の開催 ・必要に応じて随時開催します。	継続	継続

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：飛島村ならではの、魅力あふれる農業の展開を支援します。
- ▶**住民**：地産地消を心掛け、村の特産品を PR します。

(2)商業：商業の充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「既存店の販路拡大等」
「生活の利便性向上」

施策の目的

村内の既存店への多様な支援策を講じて販路拡大に取り組むなどにより、暮らしの利便性向上を図ります。そのことにより、基本的な買い物は村内で完結する村を目指します。

また、臨海部企業との連携を強化して共存共栄を図ります。

現状を踏まえた課題

- ・商業従事者の高齢化や後継者不足等により、村内の商店数が減少しています。このことによって住民の消費機会は村外に向く傾向となっています。
- ・一方で高齢化の進展に伴い、身近な商業施設で基本的な買い物ができる基盤が整っていることの重要性はさらに高まっています。

▶取り組みの体系

【商業】 商業の充実	既存店の販路拡大・販売支援等の推進
	ニーズに応じた新業態の既存店等への展開支援
	商工会への継続支援

主な取り組み

① 既存店等の販路拡大・販売支援等の推進

村内商店の販路拡大とともに、既存店等が展開する宅配サービス等の支援に取り組めます。

② ニーズに応じた新業態の既存店等への展開支援

村内で基本的な買い物ができるように、住民から求められている業態（ドラッグストア等）に対する店舗展開のアプローチや、既存店における多様な業種展開（取扱商品の多様化）を支援します。

③ 商工会への継続支援

商工業振興の先導役である商工会への支援を継続し、創業、経営、事業継続支援を連携して行います。

計画指標	基準値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
① 村内の既存店が住民向けに展開する宅配サービス等に対する補助制度 ・令和 9 (2027) 年度までに整備します。	—	整備済
② 住民ニーズに応じた既存店における多様な業種展開への補助制度 ・令和 9 (2027) 年度までに整備します。	—	整備済
③ 商工会と連携した、事業者が必要とする支援策 ・令和 3 (2021) 年度に実施している商工会との連携を継続します。	継続	継続

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：村内商店の存続に向けた支援策を講じます。
- ▶**住民**：村内における積極的な消費に努めます。

(3)工業：工業の振興

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「企業との連携」
「脱炭素化の加速」

施策の目的

企業と行政、また企業と住民の連携強化、あるいはその促進を図るとともに、新たな企業が立地しやすい環境づくりに取り組むなど、企業との良好なパートナーシップが構築された村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・臨海部企業が立地する本村の南部区域と、主に住民が居住する北部区域がエリア分けされており、日常の交流はほぼありません。
- ・国においてはデジタル技術を活用したテレワークや、副業・兼業等による「転職なき移住」を推進しています。
- ・企業の転出は本村における税収の減少につながるため、そのことを回避するために企業の事業環境向上等、企業のニーズの把握に取り組む必要があります。
- ・企業アンケートでは、地域住民との連携・交流に向けた企画あるいは場所が求められており、地元企業と住民の交流促進が必要となっています。

▶取り組みの体系

【工業】 工業の振興	企業との連携・交流
	本村の資源を生かしたサテライトオフィス等の整備
	企業と連携した SDGs（環境対策）の推進
	村内施設の利用促進

主な取り組み

① 企業との連携・交流

名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会への加入企業の増加を図りつつ、代表企業の担当者会議等を通じたニーズの把握に努めます。

また、村内施設における生産物の販路拡大の取り組みや、企業訪問、ハローワークの掲載、情報共有等に努めるなど、多様な交流機会を設けながら、本村の独自性を生かして共存共栄を目指します。

さらに、企業版ふるさと納税を導入し、臨海部に立地する企業を中心とした多様な主体からの支援制度を生かした事業展開を実施します。また、村内住民の地元企業への就労促進等、雇用関係からの連携強化を図ります。

② 本村の資源を生かしたサテライトオフィス等の整備

企業活動の展開を一層後押しするため、また、起業支援を進めるため、ニーズを踏まえながら、公民館分館等にサテライトオフィス等の必要な環境整備を検討します。

③ 企業と連携した SDGs（環境対策）の推進

企業と連携しながら SDGs（環境対策）講習を開催し、SDGs の理念の普及を目指します。

④ 村内施設の利用促進

村内企業従事者の、村内施設の福利厚生利用を促進します。

計画指標	基準値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
① 臨海部に立地する企業のうち名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会への加入者割合 ・令和 3（2021）年度の実績（58.4％）を令和 9（2027）年度までに 60％とすること（約 2 ポイント（％）増加）を目標とします。	58.4％	60％
② 名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会担当者意見交換会の回数 ・令和 3（2021）年度の実績（年 1 回）を令和 9（2027）年度までに年 6 回とすることを目標とします。	年 1 回	年 6 回
③ ハローワーク求人情報の発信回数 ・令和 3（2021）年度の実績（年 41 回）を継続して実施します。	年 41 回	継続
④ サテライトオフィスの整備 ・令和 9（2027）年度までにニーズ調査の結果を踏まえて整備します。	—	整備済
⑤ SDGs（環境対策）の講習の開催 ・令和 9（2027）年度までに開催し、以降、年 1 回の開催を目標とします。	—	年 1 回
⑥ 村内企業従事者向けの村施設利用案内 ・令和 9（2027）年度までに実施し、以降、年 2 回の頻度で案内を実施します。	—	年 2 回

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：企業のニーズ把握に努めるとともに、地域住民と企業のパイプ役を担います。

▶**住民**：企業への理解を深めるとともに、交流の機会を捉えて参加します。

(4)公園緑地・自然：公園緑地・自然との共生・調和

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「各世代のニーズに応えた公園」
「住環境の改善につながる」

施策の目的

住民の暮らしの身近に憩いの場があり、人が集い交流し、にぎわいのあふれる環境づくりを、住民との協働のもとで進めます。

現状を踏まえた課題

- ・各地区に公園を整備していますが、多目的に使える総合公園になっていません。
- ・子育て世代等をはじめとする住民ニーズを反映した公園の整備とともに、身近な場所における憩いの場の創出が求められています。
- ・地域住民自らが公園の環境美化活動に参加することを促し、地域への愛着を高める必要があります。

▶取り組みの体系

【公園緑地・自然】 公園緑地・自然との 共生・調和	総合的な公園の整備
	地区公園の整備・維持
	自然環境の保全

主な取り組み

① 総合的な公園の整備

古台ソフトボール場を含めた運動の森公園について、地区公園にない機能を持たせます。また、田園地帯の、のどかな景観を大切にすることで、安らぎを感じながら多目的に使える魅力ある公園整備を目指します。

② 地区公園の整備・維持

既存の地区公園を利用者のニーズを踏まえて再編・整備し、住民の身近に憩いの場となる魅力ある公園整備を目指します。

また、地区住民による公園の環境美化活動（除草等）を促進します。

③ 自然環境の保全

本村の豊かな自然を後世に残せるよう、住民との協働のもとで住環境の改善を進めます。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 総合的な公園の整備 ・令和9(2027)年度までに整備します。	—	整備済
② 地区公園の整備割合 ・令和9(2027)年度までにニーズ調査を終え、整備を約50%進めます。	—	50%整備済
③ 住民が管理する公園の数 ・令和3(2021)年度の実績(2カ所)を令和9(2027)年度も維持します。	2カ所	現状維持

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：住民ニーズを的確に把握し、魅力的な公園整備に努めます。

▶**住民**：地域の公園を積極的に活用するとともに、環境美化活動への参加に努めます。

(5)観光交流・プロモーション：観光交流・プロモーションの推進

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「シビックプライド（郷土愛）の醸成」
「村内外の人が集う場所、機会の創出」

施策の目的

本村の特徴ある資源を活用して、魅力を創出するとともに、広く周知・プロモーションを進めることで交流人口や関係人口の増加を図ります。

現状を踏まえた課題

- ・「とびしまルシェ」や、イルミネーションイベントである「Tobishima Lights（トビシマライツ）」等のイベントを企画し、村の魅力を発信しています。
- ・観光に対するニーズが複雑多様化している中、観光資源の発掘・活用により村の知名度を高めることで、交流人口や関係人口の増加を図り、村のにぎわいを創出することが求められています。

▶取り組みの体系

【観光交流・プロモーション】 観光交流・プロモーション の推進	多様な観光交流ルートの創出
	観光交流拠点の創出
	プロモーションの推進
	観光資源・特産品の開発
	魅力的な誘客イベントの実施
	誘客施設の一体的開発・観光的活用
	SNS を活用した情報発信・交流人口の増加
	広域観光の推進

主な取り組み

① 多様な観光交流ルートの創出

名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会と連携し、村を通じた工場見学の受け入れを進め、観光ルートとして展開します。

② 観光交流拠点の創出

ふれあいの郷を再編し、パンや弁当等の加工場を設置することで地産地消を促進するとともに、高齢者や障がいのある人等の雇用と生きがいの創出に努めます。また、拡大した産直市等を展開し、民間事業者への委託等を検討しながら、温泉施設を核とした観光拠点となるよう誘客に努めます。

③ プロモーションの推進

プロモーションを活気づくりの中核をなす取り組みと位置づけ、役場組織の改編とともに拡大した取り組みを推進します。

④ 観光資源・特産品の開発

本村の特徴ある景観について、長期的な視野で観光資源としての開発に取り組みます。また、飛島ふ頭クルーズ（トビシマクルーズ）を観光資源として定着させるとともに、全国工場夜景都市協議会への参画を進め、加盟都市との連携を深めます。

さらに、地元企業との連携を図りながら、日本酒、手土産品や、ふるさと納税返礼品といった特産品の開発に取り組みます。

⑤ 魅力的な誘客イベントの実施

「とびしまルシェ」や「Tobishima Lights（トビシマライツ）」の実施とともに、住民の意向を踏まえながら、その検証を行います。さらに、若年層のニーズを踏まえたイベントの企画・実施に取り組みます。

⑥ 誘客施設の一体的開発・観光的活用

すこやかセンターやふれあいの郷等の誘客施設を活用した観光ルート等を企画・発信するとともに、総合的に活用することによって観光地としての魅力を高めます。

⑦ SNS を活用した情報発信・交流人口の増加

村公式 YouTube 等の SNS を積極的に活用した情報発信とともに、交流人口の増加に向けた取り組みを進めます。

⑧ 広域観光の推進

近隣の温泉施設との連携を図りつつ、スタンプラリー等温泉を周遊して楽しめるような広域観光ルートの構築に向けて取り組みます。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 工場見学を含む観光ルートの整備 ・令和9(2027)年度までに整備します。	—	整備済
② 観光交流拠点の整備 ・ 令和9(2027)年度 令和10(2028)年度までに整備します。	—	整備済 整備中

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
③ 観光交流協会の組織強化 ・令和14(2032)年度までの法人化を目指し、 令和9(2027)年度までに組織を改編します。 令和10(2028)年度までに組織を改編に向けて推進します。	—	改編済 改編中
④ 全国工場夜景都市協議会への参加・連携 ・令和9(2027)年度までに参加し、他の参加都市との連携を図ります。	—	連携継続
⑤ 特産品の種類 ・令和3(2021)年度の実績(1種類)を令和9(2027)年度までに10種類まで増やします。	1種類	10種類
⑥ トビシマライツ来場者数 ・令和2(2020)年度の実績(7,087人)を令和9年度には約40%(3,000人)増やすことを目標とします。	7,087人 令和4(2022)年度の実績	年10,000人
⑦ トビシマクルーズの来場者数 ・令和4(2022)年度の実績(478人)を令和9(2027)年度には倍増することを目標とします。	年478人	年950人
⑧ すこやかセンター等との一体的な開発・観光的活用 ・ 令和9(2027)年度 令和10(2028)年度までに、すこやかセンター等の紹介を含めた「るるぶ飛島村(改訂版)」を発行します。	—	発行済 作成中
⑨ 村公式YouTubeの総再生回数 ・令和2(2020)年度の実績(1,059回)を令和9(2027)年度には累計3,000回に増やすことを目標とします。	1,059回	累計3,000回
⑩ 観光交流協会SNSフォロワー数※ ・令和3(2021)年度の実績(214人)を令和9(2027)年度には倍増することを目標とします。	214人	430人
⑪ 温泉施設との連携 ・ 令和9(2027)年度 令和10(2028)年度までに他の温泉施設と連携し、広域観光ルートを構築 します に向けて推進します。	—	実施済 検討中

※FacebookおよびInstagramのフォロワー数とします。

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：イベントの開催や施設の再編等により、本村の魅力を高めつつ、全国に向けて発信します。

▶**住民**：イベントへ積極的に参加します。

(6)高度情報通信：高度情報通信の環境づくり

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「高速通信網が利用できる環境」
「情報通信技術（ICT）を誰もが活用できる社会」

施策の目的

住民の生活利便性の向上とともに、来訪者が本村で過ごす時間が快適なものとなるよう、そして行政サービスの向上を図るべく情報技術の活用と集積を進め、村全体としての情報化を促進し、情報技術を活用しながら発展する村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・インターネットの普及により、いつでも、どこでも、誰もがネットワークに簡単につながり、さまざまな情報を瞬時に受信・発信できる環境が実現している中、本村のネットワークを活用した安心・安全の構築とともに、さらなる利便性の向上が求められています。
- ・高齢者のデジタル利用に関しては、必ずしも進んでいるとはいえない側面があると同時に、代替案を求める声も聞かれることから、そのニーズに対応した情報端末・システムを活用することが求められます。

▶取り組みの体系

【高度情報通信】 高度情報通信の 環境づくり	地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）の利活用
	総合的なアプリケーション※の導入
	情報通信技術（ICT）を活用した取り組み
	情報格差を生まない配慮

※Application Software のカタカナ表記の略称。パソコン等の情報処理装置にインストールされた OS（基本ソフト）上で動作するソフトウェアのことをいいます。

主な取り組み

① 地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）の利活用

情報通信技術（ICT）の利活用とともにデジタルデバイド※の解消を促すため、地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システムの利用を進め、観光フリーWi-Fi等を整備します。

※情報通信技術（特にインターネット）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差を指す言葉で、一般的に「情報格差」と訳されます。

② 総合的なアプリケーションの導入

住民の利便性を高めるため、総合的な窓口となるアプリケーションを導入し、行政サービスのオンライン化を進めます。

③ 情報通信技術（ICT）を活用した取り組み

マイナンバーカードを基盤として村のさまざまな行政サービスを受けられるように事業の選別を進め、住民の利便性を高めます。

④ 情報格差を生まない配慮

高齢者を対象とした情報機器に関する教室の開催等、情報格差の解消等に取り組みながら、住民のすべてが必要な情報機器を保有しているわけではないという前提に立ち、多様な手段による情報発信を継続します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 観光フリーWi-Fiの整備 ・令和9(2027)年度令和10(2028)年度までに整備し、運用を開始します。	—	整備済 整備中
② LINE 公式アカウントの導入 ・令和9(2027)年度までに導入します。	—	導入済
③ 情報通信技術（ICT）を活用した取り組み事業数 ・令和9(2027)年度までに2事業についてマイナンバーカードを活用した事業を導入します。	—	2事業
④ 高齢者デジタルサポーターの養成 ・令和9(2027)年度までに計2名の養成を目標とします。	—	累計2名

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：住民や来訪者等の利便性向上に向け、高度情報通信の環境づくりを進めます。

▶**住民**：高度情報通信基盤への関心を高めるとともに、その活用に努めます。

(7)自治・協働：自治と協働のむらづくりの推進

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「地域のコミュニティが維持される」
「団体活動の維持」

施策の目的

住民と行政の対話が充実しており、住民と行政のパートナーシップが明確な村を目指します。さらに適切な役割分担のもと、住民と行政による協働のむらづくりが活発な村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・むらづくりへの住民参加を促すため、住民と行政の対話の機会の充実や、地域活動への支援、挑戦しやすい環境づくりが求められています。
- ・現役世代への支援を充実させることで、若年層のむらづくりへの参画の促進と、より活力あるむらづくりを進めていく必要があります。

▶取り組みの体系

【自治・協働】 自治と協働の むらづくりの推進	現役世代へ向けた支援の充実
	地域活動に対する補助制度の維持
	協働の情報発信

主な取り組み

① 現役世代へ向けた支援の充実

住民ニーズを的確に捉えながら、現役世代への支援を充実させるなど、各世代間の財政支援の適正化を図ります。

② 地域活動に対する補助制度の維持

地区によるむらづくりやボランティア活動等、積極的な地域貢献活動を支援・育成するため、地域活動費補助金等の活用を促進します。

③ 協働の情報発信

むらづくりに関する情報を積極的に発信し、住民との連携を進めます。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 各世代のニーズの把握 ・令和9(2027)年度までにアンケートを実施し、世代ごとのニーズを把握するとともに、世代間の公平な支援のあり方を検討します。	—	実施済
② 地域活動事業費補助金申請件数 ・令和3(2021)年度の実績(12団体)を令和9(2027)年度には13団体に増やすことを目標とします。	12 団体	13 団体
③ むらづくりに関する情報の発信回数(ふれあいの郷再編など) ・令和9(2027)年度までに実施し、以降、年2回の頻度で発信します。	—	年2回

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：住民と行政の明確なパートナーシップのもと、協働による課題解決に取り組みます。

▶**住民**：むらづくりに興味・関心を持ち、身近な取り組みから積極的に参加します。

(8)行政サービス：行政サービスの充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「オンラインで簡単に手続きができる」
「信頼ができ、気軽に相談できる」

施策の目的

役場の DX（デジタルトランスフォーメーション）や住民ニーズの多様化に対応するとともに、職員の資質向上に取り組むなど、住民にとって利便性が高く、質の高い行政サービスが提供できる村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・ 行政からの情報提供や意見集約方法の強化、窓口サービスの充実等、これまでの取り組みの成果と課題を十分に踏まえつつ、住民ニーズを的確に捉えた質の高い行政サービスの提供が求められています。
- ・ 時代潮流を迅速かつ適切に捉えながら、広域で提供するサービスのあり方について検討を進める必要があります。
- ・ 自主自立のむらづくりを進めるために、政策・施策を審議する議会が担う役割は重要なものとなっています。そのため、開かれた議会づくりを進めながら、住民のむらづくりに対する関心を高めていくことが求められます。

▶取り組みの体系

【行政サービス】 行政サービスの充実	役場の利便性の向上
	マイナンバーカードの普及・活用
	役場職員の働き方改革・資質向上
	性の多様性への配慮
	情報発信の強化
	健全な財政運営

主な取り組み

① 役場の利便性の向上

役場 DX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、主要な窓口業務等、手続きのオンライン化やペーパーレス化を図ることで、利便性の向上に努めます。

② マイナンバーカードの普及・活用

マイナンバーカードの普及を促進するとともに、マイナンバーカードを活用した行政手続きの簡素化や、利便性の高い住民サービスの提供について検討します。

③ 役場職員の働き方改革・資質向上

人材の確保とともに、役場業務が真にやりがいのあるものとなるよう、担当事業や業務プロセス等の見直しを進めるなど、働き方改革に取り組みます。

また、自己研鑽に取り組み、自発的に業務を遂行する職員を養成すべく、職員研修を実施するなど、役場職員の資質向上に取り組みます。

④ 性の多様性への配慮

行政手続きや行政運営について、性的マイノリティ（LGBTQ※）に配慮した取り組みを進めます。

※レズビアン（Lesbian：女性同性愛者）、ゲイ（Gay：男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（Queer or Questioning：自分自身のセクシュアリティを決められない、分らない、または決めない人）等、性的マイノリティの方を表す総称のひとつです。

⑤ 情報発信の強化

むらづくりの方向性や事業活動、議会活動等についての情報を住民と共有し、よりよいむらづくりを進めるため、情報発信手段の適正化とともに、その発信力強化に努めます。

⑥ 健全な財政運営

村税等の自主財源を確保することによって健全な財政運営を確立させるとともに、既存事業の再評価によって選択と集中を進めることにより、さらに効果の高い施策に財源を集中します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 窓口業務・手続のうちオンライン化した事務数 ・令和9(2027)年度までに実施し、累計11件の事務をオンライン化します。	—	累計11事務
② オンライン申請利用件数 ・令和9(2027)年度までにオンライン化した手続について、年に100件の申請を目標とします。	—	年100件
③ マイナンバーカード普及率 ・令和3(2021)年度の実績(38%)を令和9(2027)年度までに100%とすることを目標とします。	38%	100%
④ 職員研修参加者数 ・令和3(2021)年度の実績(255人)を令和9(2027)年度までに約6%(15人)増やします。	年255人	年270人

計画指標	基準値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
⑤ LGBTQ に配慮した取り組みを進めるための 検討 ・令和 9 (2027) 年度までに村の取り組みを進めるための 検討を開始します。	—	検討済
⑥ 村公式ホームページアクセス数 ・令和 3 (2021) 年度の実績 (336,329PV) を令和 9 (2027) 年度までに約 50% (163,700PV) 増やすことを目標とし ます。	年 336,329PV	年 500,000PV
⑦ 財政健全化指標 ・令和 2 (2020) 年度時点の財政健全化指標 (実質赤字比 率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率) の数値を令和 8 (2026) 年度も維持します。	—	現状維持 令和 8 (2026) 年度

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：住民に信頼される職員となり、地域と行政を結ぶ、良きパイプ役となるよう取り組みつつ、利便性の向上に努めます。
- ▶**住民**：むらづくりへの興味・関心を高めるとともに、役場へ気軽に足を運び、意見や相談をします。

2. 魅力のあるむらづくり

(1)健康長寿：健康長寿社会の実現

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

- 「生きがいがあり、健康で寿命が長い」
- 「多様な人材との交流」
- 「どの世代も生きがいとしての活躍の機会がある」

施策の目的

人生 100 年時代を見据えながら、住民が元気で心豊かに本村で暮らし続けられるよう、地域でつながり支え合い、そして誰もが活躍できる村を目指した取り組みを推進します。

現状を踏まえた課題

- ・本村では、健康長寿における重点課題を柱とする「健康とびしま 21」計画を策定し、計画に基づいた取り組みを進めています。
- ・また、健康で安らかな長寿を楽しみ、皆で支え合う社会の形成のため、健康増進、疾病や機能低下の予防に重点を置いた取り組みを進めています。
- ・ライフステージに応じた自主的な健康づくりを推進するため、関係機関の連携強化とともに、幼児期・学齢期からの望ましい生活習慣の定着、健康に関する意識づけを行っています。

▶取り組みの体系

【健康長寿】 健康長寿社会の実現	健康づくりと疾病予防の推進
	高齢者の自立支援・重度化の防止
	トビリハシステムの推進
	認知症対策の推進
	多文化共生・多世代交流等、地域連携の促進
	多様な人材との交流
	多様な交流拠点の整備

主な取り組み

① 健康づくりと疾病予防の推進

生涯を通じた健康づくりの取り組みを展開するとともに、健診の受診率向上に取り組みます。また、生活習慣病の予防対策を徹底しつつ、疾病予防にも取り組みます。

② 高齢者の自立支援・重度化の防止

高齢者の自立を支援するとともに、重度化を防止すべく支援や啓発等の取り組みを展開します。

③ トビリハシステムの推進

地域における介護予防の取り組みを機能強化するため、またあらゆる状態の高齢者が地域の中で切れ目ない支援が受けられるよう構築されたトビリハシステムの推進により、健康的な寿命の延伸に向けて取り組みます。

④ 認知症対策の推進

認知症サポーターの養成・活用に取り組むとともに、地域住民のつながりの中で認知症を早期発見・早期支援に結びつけることができるよう啓発を進めます。

⑤ 多文化共生・多世代交流等、地域連携の促進

多文化共生や多世代交流、地域連携のきっかけづくりとして、国籍や世代を問わない交流機会とともに、村内企業の人材との交流機会を創出します。

⑥ 多様な人材との交流

地域の活性化に向けた多様な交流機会を創出するとともに、現役世代がより積極的に地域活動に関われるような機会づくりに努めます。

⑦ 多様な交流拠点の整備

既存施設の整備により観光交流拠点を設置し、住民はもとより対外的な交流・活動拠点を創出します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 特定健診受診率 ・令和3(2021)年度の実績(53.1%)を令和9(2027)年度までに60%に増やすこと(約7ポイント(%)増加)を目標とします。	53.1%	60%
② 肺がん検診受診率 ・令和3(2021)年度の実績(25.6%)を令和9(2027)年度までに30%に増やすこと(約4ポイント(%)増加)を目標とします。	25.6%	30%
③ 子宮がん検診受診率 ・令和3(2021)年度の実績(22.3%)を令和9(2027)年度までに28%に増やすこと(約6ポイント(%)増加)を目標とします。	22.3%	28%

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
④ メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満） 該当者数 ・令和3（2021）年度の実績（17.8％）を令和9（2027） 年度までに17％以下とすることを目標とします。	17.8％	17％以下
⑤ メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満） 予備群の数 ・令和3（2021）年度の実績（10.4％）を令和9（2027） 年度までに10％以下とすることを目標とします。	10.4％	10％以下
⑥ 一人あたり医療費（後期） 一人あたり医療費（国保） ・令和3（2021）年度の実績（医療費）の水準を令和9（2027） 年度の時点でも維持することを目標とします。	（後期） 852,468 円 （国保） 362,494 円	現状維持
⑦ 高齢者の自立支援等の事業参加者延べ人数 ・令和3（2021）年度の実績（年8,594人）を令和9（2027） 年度までに約10％（866人）増やします。	年8,594人	年9,460人
⑧ トビリハシステムの継続的な実施 ・令和3（2021）年度に実施しているトビリハシステムを 継続します。	継続	継続
⑨ 認知症対策の啓発 ・令和3（2021）年度の実績（年1回）を令和9（2027） 年度までに年3回とします。	年1回	年3回
⑩ 村内企業の人材との交流機会 ・令和9（2027）年度までに実施し、以降、年1回の頻度で 実施します。	—	年1回
⑪ 現役世代が地域活動に関わる事業の展開 ・令和9（2027）年度までに実施し、以降、年1回の頻度で 実施します。	—	年1回
⑫ 交流拠点の整備 ・ 令和9（2027）年度 令和10（2028）年度までに整備しま す。	—	整備済 整備中

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：子どもから高齢者まで、すべての世代の住民の生涯を通じた健康づくりを進めます。

▶**住民**：健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みます。

(2)医療：医療体制の充実・連携強化

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「地域医療体制の充実・連携強化」

施策の目的

効率的な医療体制の構築とともに、その充実が図られた、安心して暮らせる村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・本村では、近隣市町村との協力によって、広域による医療体制を整備しています。そのため、救急時に適切な治療を迅速に受けられる体制の構築が重要です。
- ・住民一人ひとりの健康状態の適切な把握とともに、診療情報の普及と認知度を高め、傷病時に適切な治療を受けられる医療体制の充実が求められています。

▶取り組みの体系

【医療】 医療体制の充実・連携強化	医療の確保・充実
	医療機関への移動手段の確保

主な取り組み

① 医療の確保・充実

海南病院等との連携を強化し、飛島村住民にとっての総合病院の確保に努めます。また、村内開業医院を支援することにより、村医療の充実に努めます。

② 医療機関への移動手段の確保

既存のバス路線を考慮しつつ、開業医や近隣の総合病院までの移動手段を確保します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 広域による医療体制への支援 ・令和3(2021)年度の支援の水準を令和9(2027)年度にも継続して実施します。	継続	継続
② 妊婦および子育て支援タクシー料金助成制度を継続 ・令和3(2021)年度より実施している妊婦および子育て支援タクシー料金助成制度を継続します。	継続	継続

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：医療の確保とともに、その環境の充実に向けて取り組みます。
- ▶**住民**：自分や家族の健康に関心を持ちつつ、医療機関の適正な受診に努めます。

(3)社会福祉：社会福祉の充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「社会参加による環境の改善」
「認め合える支援体制の充実」

施策の目的

高齢者や障がいのある人等、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向けて取り組みます。そのことにより、住民がともに認め合い、支え合うことのできる村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・ 少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、生活不安の増大等を背景に、地域社会におけるつながりの希薄化、地域課題の複雑多様化が問題となっている中、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる社会の実現が求められています。
- ・ 本村ではとびサポネット（飛島版生活支援体制整備事業システム）により、地域福祉の問題を把握しています。

▶取り組みの体系

【社会福祉】 社会福祉の充実	地域共生社会の実現
	生活困窮者への支援
	新たな福祉課題への対応

主な取り組み

① 地域共生社会の実現

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという地域共生社会の考え方を踏まえ、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の拡充や、気軽に相談ができる重層的な相談支援体制の整備に取り組みます。

また、住民ニーズを捉えながら、暮らしのおたすけ隊の拡充に努めます。さらに、住民相互の理解を促進するための情報発信とともに、さまざまな住民同士の交流機会の創出に取り組みます。

② 生活困窮者への支援

生活困窮者に対して、関係機関と連携し就労支援や地域における就労の場の提供を進めます。

③ 新たな福祉課題への対応

8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーといった新たな福祉課題について、早期発見とともに、地域資源を活用した解決に努めます。

計画指標	基準値 (令和 3 (2021) 年度)	目標値 (令和 9 (2027) 年度)
① 重層的支援体制の整備 ・令和 3 (2021) 年度に検討を進めた支援体制を令和 9 (2027) 年度までに整備します。	検討	整備済
② 暮らしのおたすけ隊の活動回数 ・令和 3 (2021) 年度の実績 (216 回) を令和 9 (2027) 年度までに約 15% (34 回) 増やすことを目標とします。	216 回	250 回
③ 生活困窮者への支援 ・令和 3 (2021) 年度に実施している支援を令和 9 (2027) 年度も継続して実施します。	継続	継続
④ 新たな福祉課題への対応 ・令和 3 (2021) 年度に実施している、とびサポネットでの課題分析、検討を継続して実施します。	継続	継続

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：地域共生社会の実現に向け、社会福祉の充実を図ります。

▶**住民**：地域の困りごとに耳を傾けつつ、進んで助け合います。

(4)高齡者福祉：高齡者福祉の充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「高齡者の外出機会、生きがいづくり」
「老人クラブだけではない交流の機会」

施策の目的

高齡者が自立して生きがいを感じながら日々の活動に取り組める、健康で社会参加の機会がある村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・高齡者が就業を通して自己の労働能力を生かし、生きがいを持って社会参加ができる機会の充実が求められています。そのような中、本村ではシルバー人材センターを中心として、高齡者が活躍しています。
- ・高齡化の進展とともに独居世帯や高齡者のみの世帯の増加や、認知症高齡者の増加に伴う、さまざまな課題への対応が求められています。

▶取り組みの体系

【高齡者福祉】 高齡者福祉の充実	生きがいと居場所の創出
	生活支援の充実
	交流機会の充実
	給付制度のあり方の検討

主な取り組み

① 生きがいと居場所の創出

シルバー人材センターの活用による就労支援や施設等における担い手づくり、老人クラブ活動への支援により、一人ひとりの高齡者が生きがいを持って活躍できる機会の充実とともに、互いが支え合い安心を醸成していけるようなネットワークの構築に向けて取り組みます。

また、閉じこもり対策としての居場所づくりを進めます。

② 生活支援の充実

A コープ等の村内の商業施設と連携を図り、敬老センター買い物バス、くらしのおたすけ隊を導入した買い物支援に取り組むことに加え、販売車等、より充実した買い物支援を検討します。また、運行事業者との調整のもと、医療機関への移動支援を含めた、高齡者向けの移動支援を行います。

さらに、独居高齡者を対象とした食事の確保を進めるなど、生活支援に取り組みます。

③ 交流機会の充実

敬老センターにて子どもとの交流機会を充実させ、双方の理解・経験を深めます。また、村内施設の見直しを進める中で、高齢者と子どもの交流等の体験型イベントに対応した場を創設するとともに、イベントの実施を推進します。

④ 給付制度のあり方の検討

長寿奉祝金、敬老祝金、すこやか商品券の配布について、制度のより良いあり方について検討を進めます。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 高齢就労者数(シルバー人材センター登録者数) ・令和3(2021)年度の実績(90人)を令和9(2027)年度までに約10%(10人)増やすことを目標とします。	90人	100人
② 給食サービス配食件数 ・令和3(2021)年度の実績(2,462食)を令和9(2027)年度には約10%(238食)増やすことを目標とします。	年2,462食	年2,700食
③ 高齢者と子どもの交流機会やイベント ・令和4(2022)年度の実績(年1回)を継続します。	年1回 令和4(2022)年度の実績	年1回
④ 給付制度のあり方の検討 ・令和9(2027)年度までに検討を進め、以降の施策に反映します。	—	検討済

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した暮らしができるよう、支え合いの体制づくりを推進します。

▶**住民**：高齢者への支援や地域における見守りを進めます。

(5)障がい者福祉：障がい者福祉の充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「誰もが活躍できる地域」
「住み慣れた地域で生活できる環境」

施策の目的

障がいの有無に関わらず、住民同士が互いに尊重し支え合うことのできる、社会的に成熟した村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・障がいのある人もない人も、相互の人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことのできる地域社会の形成が求められています。
- ・障がいのある人の日常生活を総合的に支援するため、障がいのある人それぞれの障がいの状況・状態に応じた障害福祉サービス等を提供しています。
- ・村内には障がい福祉分野における社会資源が限定的であるため、近隣自治体との連携が必要不可欠です。

▶取り組みの体系

【障がい者福祉】	就労に向けた環境整備
障がい者福祉の充実	生活支援の充実

主な取り組み

① 就労に向けた環境整備

障がいのある人に向けて、ふれあいの郷を活用した就労支援の実施とともに、福祉施設から一般就労への移行支援を進めます。また、近隣自治体と連携し就労支援の制度周知、就労機会の提供に努めます。さらに、障がいのある人の就労に対する支援制度等の検討を進めます。

② 生活支援の充実

移動が困難な障がいのある人に向けた移動支援を実施するなど、生活支援の充実を図ります。また、すこやかセンターのプールや、ふれあいの郷の温泉等の公共施設を有効活用し、障がいのある人の健康維持・増進・地域交流の活性化に努めます。さらに、近隣自治体と連携・協力し、地域生活支援拠点等の5つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を拡充し、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域の実情に応じたサービス提供体制の構築に努めます。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① ふれあいの郷における障がい児者の就労機会の場の確保 ・令和3(2021)年度の実績(さくら作業所1カ所)を令和9(2027)年度までに新たに就労機会の場1カ所を確保します。令和10(2028)年度においても就労機会の場として1カ所を維持します。	1カ所	2カ所
② 福祉施設から一般就労への移行者数 ・令和3(2021)年度の実績はありませんが、令和9(2027)年度までに1人の移行を目標とします。	0人	1人
③ 一般就労者移行者の就労定着支援事業の利用率 ・令和3(2021)年度の実績(100%)を令和9(2027)年度も維持します。	100%	現状維持
④ 温水プール・ふれあい温泉招待券配布 ・令和3(2021)年度に実施している無料券の配布は令和9(2027)年度も継続して実施します。	継続	継続

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるむらづくりを推進します。
- ▶**住民**：障がいのある人との交流とともに、積極的に社会参加できる地域づくりを進めます。

(6)土地利用：効果的な土地利用

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「住みたい人が住める」

「商業施設等が拡充し住みやすさが向上」

施策の目的

適切な開発を誘導するとともに住宅地を確保することで、本村の人口減少に歯止めをかけながら、持続可能な村の実現を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・全国的な人口減少社会の到来とともに、高齢化の波は本村にも影響を与えています。
- ・渚地区において新規住宅地を開発しました。
- ・若者世代の移住・定住を推進するため、地域住民等との対話を重ねながら、住宅開発等を進める必要があります。

▶取り組みの体系

【土地利用】	転入増加・転出抑制の推進
効果的な土地利用	持続可能性を高める土地利用の推進

主な取り組み

① 転入増加・転出抑制の推進

村有地の活用を優先した新規住宅地開発を進め、若者世代への訴求に努めるとともに、農地の減少を最小限にとどめます。また、空き家対策を進め、転入者の増加を目指します。

② 持続可能性を高める土地利用の推進

都市計画マスタープランにおける土地利用の方針に基づいた事業を進めながら、沿道にふさわしい物流拠点等としての土地利用を促進します。

計画指標	基準値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
① 新規住宅地分譲数 ・令和 9 (2027) 年度までに新規住宅地を整備し、20 区画を分譲します。	—	20 区画
② 空き家の除却補助件数 ・令和 9 (2027) 年度までに累計 5 件とすることを目標とします。	—	累計 5 件

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：本村の持続可能性の向上に向けた人口対策とともに、限られた土地の効果的な利活用を進めます。
- ▶**住民**：むらづくりに対する興味・関心を持ち、積極的な参画に努めます。

(7)居住環境：居住環境の充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「住環境の保護」

施策の目的

住民と行政の協働を進めながら村内の美化に取り組むなど、安心して快適に暮らせるむらづくりを進めます。

現状を踏まえた課題

- ・交通量の多い道路へのごみ捨て等があります。
- ・村内における安心の確保に向けたボランティアの育成とともに、良好な住宅環境の実現が求められています。

▶取り組みの体系

【居住環境】	環境美化の推進
居住環境の充実	防犯対策の充実

主な取り組み

① 環境美化の推進

村内企業を含む住民との協働による環境美化を推進し、景観の美化を進めます。

また、環境安全指導員の巡回強化・拡充を図り、安心できる住宅環境の維持・向上に取り組みます。

② 防犯対策の充実

防犯カメラの拡充を進めながら、住民と行政が協力し、犯罪を未然に防ぎます。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 村内一斉清掃活動の回数 ・令和3(2021)年度の実績(年2回)を継続します。	年2回	年2回
② 防犯カメラの新規設置数 ・令和3(2021)年度の実績(既設51台)を令和9(2027)年度までに約60%(29台)増やします。	既設51台	累計80台

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：住民との協働による住宅環境の向上に取り組みます。
- ▶**住民**：近隣の住宅環境の向上に協力します。

(8)道路：道路整備の推進

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「渋滞の少ない道路、安全で快適な道路の計画的な整備」

施策の目的

村内と村外が円滑に連絡されるための道路整備に向けた取り組みを進めるとともに、安全で快適な道路が整備された村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・ リニア中央新幹線の開業と、それに伴う中京大都市圏づくりが進められるなど、広域的な交流は今後ますます活発化することが予測されるため、広域的な連携・交流が円滑に進むよう道路整備を促進することが重要です。
- ・ 村道については地区からの要望により補修を実施するなど、維持管理に努めています。
- ・ 計画的な修繕を進めながら、巡回によって破損および危険箇所が確認された場合は、いち早く道路の補修を行っています。

▶取り組みの体系

【道路】 道路整備の推進	安全な道路整備の推進
	日常点検
	幹線道路等の整備促進

主な取り組み

① 安全な道路整備の推進

村道の歩車道分離ブロックの整備等、物理的に安全な道路に整備します。また、生活道路にゾーン30 プラスを導入して、地域全体に進入する車両の速度抑制を図ります。

② 日常点検

安全、快適に村道（橋りょうを含みます）を通行できるよう日常点検を行うとともに、維持管理費に係る予算を継続して確保します。

③ 幹線道路等の整備促進

幹線村道の計画的な整備とともに、国道 302 号への接続道路の整備を進めます。また、地元地権者や住民との対話を進め、県道幅の拡幅や歩道設置について関係機関へ要請します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① ゾーン30プラスの導入 ・令和9(2027)年度までに場所を選定し、導入します。	—	導入済
② 村道の日常点検 ・令和3(2021)年度の実績(月2回)を令和9(2027)年度も維持します。	月2回	月2回
③ 県道幅の拡幅・歩道設置の関係機関への要請 ・令和3(2021)年度の実績(年1回)を継続します。	継続	継続

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：生活に欠かすことのできない道路を安全に維持し、利便性の向上を図ります。
- ▶**住民**：交通ルールを守り、道路の適正な利用に努めます。

(9)交通：交通手段の充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「交通弱者の移動手段の確保」
「利便性の向上」

施策の目的

村内企業の従業員をはじめとした住民ニーズに応えつつ、名二環、リニア開通等の交通環境の変化を踏まえた交通網を再編成します。そのことによりバスの運行数が増加するなど、通勤通学の利便性を向上させます。誰もが移動手段に困らない、住みやすい村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・ 飛島公共交通バスの蟹江線と名港線を、事前予約制デマンドタクシーの海南病院通院支援タクシーを、それぞれ運行しています。
- ・ 高齢者等福祉タクシー助成制度、心身障がい者福祉タクシー助成制度、妊産婦および子育てタクシー料金助成制度を導入しているほか、敬老センターを起点とする、お買い物バスを運行しています。
- ・ リニア中央新幹線の開業と、それに伴う中京大都市圏づくりが進められるなど、広域的交流の活性化が今後予測されるため、周辺地域と円滑な連携・交流が進むよう交通手段の充実に取り組むことが重要です。
- ・ 本計画の策定に向けて実施した村内勤労者アンケートでは、路線バス（飛島公共交通バス）の充実に向けた必要な取り組みとして「増便の必要性、ダイヤ（混雑時間帯）の見直し」についての意見が多く寄せられました。
- ・ 高齢化の進展を背景に、高齢者の交通手段の充実が求められています。

▶取り組みの体系

【交通】	飛島公共交通バスの再編・充実
交通手段の充実	福祉的な交通手段の充実

主な取り組み

① 飛島公共交通バスの再編・充実

飛島公共交通バスの増便を含むダイヤ改正を行い、利便性の向上を図ります。また、新たな路線の設置について継続的な検討を進めます。

② 福祉的な交通手段の充実

海南病院通院支援タクシーという事前予約制のデマンド型公共交通に加え、福祉施策として個別のニーズに応えるタクシー助成を継続し、さらに拡充を検討します。また、シニアカー等の購入費助成制度の創設を検討します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 公共交通のサービス水準に対する住民満足度 ・令和3(2021)年度の実績(19.5%)を令和9(2027)年度には25%に増やすこと(約5ポイント(%)増加)を目標とします。	19.5%	25%
② 飛島公共交通バスの利用者数 ・令和3(2021)年度の実績(利用者数)を令和9(2027)年度に蟹江線では約10%(14,900人)、名港線では約5%(4,800人)、それぞれ増やすことを目標とします。	【蟹江線】 149,806人 【名港線】 96,321人	【蟹江線】 165,000人 【名港線】 101,000人
③ タクシー助成 ・令和3(2021)年度に実施している海南病院通院支援タクシー、心身障がい者福祉タクシー助成制度、高齢者等福祉タクシー助成制度、妊産婦および子育て支援タクシー料金助成制度を継続します。	継続	拡充継続
④ シニアカー等購入費助成制度の検討 ・令和9(2027)年度までに助成制度の整備に向けた検討を行います。	—	検討済

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：交通手段を拡充することにより、利便性の向上を図ります。

▶**住民**：公共交通機関の積極的な利用によって、公共交通機関の維持に寄与します。

(10)上下水道：上下水道の適正管理

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「衛生的なインフラが整備、維持される」

施策の目的

施設の管理水準の向上や、住民による適正利用とともに下水道（農業集落排水）の合理的な運営を進め、衛生環境の整った村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・本村における上水道は、昭和 34（1959）年の伊勢湾台風以後、海部南部水道企業団により安定供給されています。
- ・下水道については処理場の計画的な更新により、機能を維持しながら処理負担を軽減していくことが重要です。
- ・集落排水処理施設の使用料について、受益者負担の面から検討の必要があります。

▶取り組みの体系

【上下水道】 上下水道の適正管理	関係機関との連携
	農業集落排水処理施設等の計画的な更新
	合併処理浄化槽の維持・設置

主な取り組み

① 関係機関との連携

安定した上水道供給に向けて、引き続き海部南部水道企業団との連携を取ります。

② 農業集落排水処理施設等の計画的な更新

農業集落排水施設最適整備構想を基に農業集落排水処理施設等の計画的な更新に取り組むとともに、受益者負担の面から使用料の見直しを検討します。

③ 合併処理浄化槽の維持・設置

合併処理浄化槽の維持および設置に対する補助を継続します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 海部南部水道企業団との連携 ・令和3(2021)年度に実施している連携は令和9(2027)年度も継続して実施します。	継続	継続
② 農業集落排水処理施設事業処理場の機能強化・更新数 ・処理場(7カ所)で機能強化、更新を計画的に行い、令和9(2027)年度までに2施設で実施します。	—	2施設
③ 合併処理浄化槽の維持および設置に対する補助制度 ・令和3(2021)年度に実施している補助制度は令和9(2027)年度も継続して実施します。	継続	継続

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：上下水道の適切な維持管理を進めます。

▶**住民**：日々の生活や活動の中で、水資源を大切に利用します。

(11)排水対策：排水対策の強化

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「豪雨を想定した排水対策がなされている」

施策の目的

排水処理能力の向上を図りつつ、大雨等による浸水被害や道路冠水のない、農業排水と防災上の排水が考慮された村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・村内には海拔ゼロメートル地域が広がっており、水害に対する潜在的な危険性が高くなっています。
- ・村の東西端を、県の管理による日光川と筏川が流れていますが、河川の水害対策は協議会等を通じた要望や陳情が中心となっています。
- ・排水路は堆砂により機能低下することから、定期的な浚渫作業が必要となっています。
- ・有事を想定した排水機能のバックアップ体制が求められています。

▶取り組みの体系

【排水対策】 排水対策の強化	排水機能の維持・増強
	非常時におけるバックアップ体制の構築
	雨水排水施設の整備

主な取り組み

① 排水機能の維持・増強

日光川堤防や、その他水路の継続的な補修について国や県に継続的に要望するほか、排水機の継続的な更新や増強を県等に要望します。

さらに、工業地帯において排水機能が低下した排水路の補修に向けた検討を進めるとともに、排水路の浚渫および排水施設の補修、道路側溝清掃等を実施し、既存の排水機能を保全します。

② 非常時におけるバックアップ体制の構築

有事を想定した連携訓練を行います。

③ 雨水排水施設の整備

市街化区域の雨水排水施設について、計画的な整備に向けた検討を進めます。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 堤防および排水施設の強化に向けた国・県等への要望活動の継続 ・必要に応じて迅速に要望活動を実施します。	継続	継続
② 排水路の浚渫（市街化区域内） ・排水機能向上のため、堆積の状況を検証しながら随時実施します。	継続	継続
③ 土地改良区と有事を想定した排水訓練の実施 ・令和9（2027）年度までに訓練を実施し、以降、年1回実施します。	—	年1回
④ 市街化区域の側溝等改修延長 ・令和3（2021）年度の実績（56m）に加えて令和9（2027）年度までに累計300mを施工します。	56m	累計300m

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：日頃から排水機能の維持・増強に向けた取り組みを進めつつ、有事を想定した訓練に努めます。

▶**住民**：排水路にごみを捨てないようにするなど、ルールを守った暮らしに努めます。

(12)環境問題：環境問題対策の充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「環境への配慮が実感できる」

施策の目的

地球温暖化対策や脱炭素社会の形成に向けて取り組みを進め、環境を悪化させない、住みやすい村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・本村では第2次飛島村環境基本計画（計画期間：令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）とともに、とびしま・エコオフィスプラン2030を策定し、計画に基づいた環境保全を計画的に進めています。
- ・村による率先した環境保護活動や循環型社会の形成、環境対策の充実が求められています。
- ・脱炭素社会の実現や環境保全の取り組みを進めることで、人と自然が共生できる社会の構築が求められています。

▶取り組みの体系

【環境問題】 環境問題対策の充実	環境対応車や関連設備の導入
	エネルギー動向を踏まえた公共施設の整備・拡充
	環境対策の充実
	公共施設の脱炭素化

主な取り組み

① 環境対応車や関連設備の導入

飛島公共交通バスや公用車に環境対応車を導入し、環境負荷の軽減に寄与します。

② エネルギー動向を踏まえた公共施設の整備・拡充

エネルギー動向を踏まえ、公共施設の駐車場において電気自動車充電施設の設置を検討します。
また、公共施設における再生可能エネルギーの導入を検討します。

③ 環境対策の充実

住民との協働により、SDGs（環境対策）を推進します。また、カーボンニュートラル※の実現に向け、温室効果ガスの排出量削減に寄与する補助制度の検討を進めます。

※地球上の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロンガス等）の排出量と吸収量、除去量を均衡させることをいいます。

④ 公共施設の脱炭素化

環境基本計画等を踏まえながら、公共施設の脱炭素化を推進します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 環境対応車の導入 ・令和9(2027)年度までに導入します。	—	導入済
② 電気自動車充電設備の設置検討 ・令和9(2027)年度までに設置の妥当性や手法を検討します。	—	検討済
③ 温室効果ガスの排出量削減に寄与する補助制度 ・令和9(2027)年度までに整備します。	—	整備済
④ 公共施設の脱炭素化 ・令和9(2027)年度までに公共施設の脱炭素化に向けた設備を設置します。	—	設置済

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：環境に配慮した暮らしの周知・啓発とともに、行政における脱炭素化を推進します。

▶**住民**：環境を大切にする意識を育むとともに、暮らしの中での実践に努めます。

(13)廃棄物対策：廃棄物対策の充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「廃棄物の適切な処理、再利用」
「家庭ごみを減量し、排出を減らす仕組み」

施策の目的

廃棄物対策の充実に取り組み、循環型社会に適合した村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・本村では第2次飛島村環境基本計画（計画期間：令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）を策定し、計画に基づいた廃棄物対策を計画的に進めています。
- ・住民の中には日々のごみ搬出に困難を感じていたり、法律やルールの変更によりごみの収集方法やさまざまな素材のリサイクル方法に変化を求められたりと、住民にとって身近である廃棄物行政の変化に対して、本村として適宜対応し、分かりやすく説明することで住民の理解を得ていく必要があります。

▶取り組みの体系

【廃棄物対策】 廃棄物対策の充実	循環型社会の形成
	搬出困難者を対象とした戸別収集の導入
	ごみの減量化

主な取り組み

① 循環型社会の形成

施設整備としてエコプラザを移転するとともに、利便性を向上させてリサイクルへの取り組みを推進します。また、高齢者世帯等の家庭から排出されるごみの収集方法等を見直し、住民の利便性を高めつつリユースに取り組むなど、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。

② 搬出困難者を対象とした戸別収集の導入

家庭ごみを集積場所まで搬出することが困難な住民を対象とした、戸別収集の導入を検討します。

③ ごみの減量化

ごみの減量化を推進するため、粗大ごみの有料化等の収集方法を検討します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 資源ごみ（ペットボトルなど）回収拠点数 ・令和3（2021）年度の実績（1カ所）であるエコプラザを 移転するとともに、令和9（2027）年度までに新たに1カ 所を増設します。	1カ所	2カ所
② 搬出困難者を対象とした戸別収集の導入検討 ・令和9（2027）年度までに導入を検討します。	—	検討済
③ 資源化率 ・令和3（2021）年度の実績（13％）を令和9（2027）年 度には第2次飛島村環境基本計画に定める目標値を達成 するため22％とします。	13％	22％

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：循環型社会の形成に向けた取り組みを推進し、協働による廃棄物対策を進めます。
- ▶**住民**：資源を大切に利活用する意識を育むとともに、その実践に努めます。

(14)防犯：防犯対策の充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「防犯カメラが整備されている」
「相互見守りができている」

施策の目的

地域住民による防犯力の強化とともに防犯カメラの拡充等、ソフトとハードの両面から取り組みを進めることで、安心して住み続けることのできる村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・防犯カメラや防犯灯等、防犯設備の適切な配備により、地域における犯罪抑止力の向上を図ることが求められています。
- ・地域コミュニティの希薄化に伴い、防犯啓発活動による地域のつながりの強化が必要となっています。
- ・高齢者や若者等、知識に乏しい層が消費者被害の危険にさらされやすいことから、その被害の防止に向けた啓発や相談支援の充実が求められています。

▶取り組みの体系

【防犯】 防犯対策の充実	防犯カメラの拡充・設置
	地域住民による防犯力の強化
	地域の防犯機能の維持・強化
	防犯設備の充実

主な取り組み

① 防犯カメラの拡充・設置

住民ニーズを踏まえて防犯カメラを拡充するとともに、臨海部企業の意向を捉えて防犯カメラを設置します。

② 地域住民による防犯力の強化

地域コミュニティの連携強化を図り、高齢者の見守りと併せた相互見守りを目指します。

③ 地域の防犯機能の維持・強化

防犯補助金を周知徹底し、地域全体の防犯機能の充実を図ります。

また、臨海部企業の相互見守りに加えて警察の巡回を要請し、臨海部の防犯機能の強化を図ります。

④ 防犯設備の充実

防犯灯の適切な維持管理により、防犯効果の向上を図ります。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 防犯カメラの新規設置数 ・令和3(2021)年度の実績(既設51台)を令和9(2027)年度までに約60%(29台)増やします。	既設51台	累計80台
② 村が主体となって設置した防犯カメラの点検回数 ・令和3(2021)年度の実績(年1回)を継続します。	年1回	年1回
③ 消費者被害に関する情報発信件数 ・令和3(2021)年度の実績(年2回)を令和9(2027)年度までに年7回とします。	年2回	年7回
④ 消費者研修会(出前講座等) ・令和3(2021)年度の実績(年1回)を継続します。	年1回	年1回
⑤ 防犯補助金制度の継続 ・令和3(2021)年度に実施している補助制度は令和9(2027)年度も継続して実施します。	継続	継続
⑥ 防犯灯の維持管理 ・令和3(2021)年度に実施している維持管理は令和9(2027)年度も継続して実施します。	継続	継続

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：協働による防犯意識を高めながら、ソフトとハードの両面から防犯力の強化を図ります。

▶**住民**：地域における防犯活動に取り組み、支え合いの意識を育みます。

(15)消防：消防体制の維持・充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「常設消防に加えて消防団が機能している」

施策の目的

地域消防力の確保とともに企業の消防意識の高揚を図ることにより、地域の消防力が高く、住民相互の協力体制が構築されている村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・消防団員のライフスタイルの変化等により、団員の確保や訓練への参加が困難な地区が見受けられることから、消防団の再編や女性消防団員の確保による対応力の維持・強化が求められています。
- ・防火教室の実施により、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の消防意識を高める必要があります。
- ・消防水利施設の配置の見直しを含め、効率的な管理が必要となっています。

▶取り組みの体系

【消防】 消防体制の維持・ 充実	海部南部消防署の機能強化
	地域消防力の確保
	消防施設の維持・整備

主な取り組み

① 海部南部消防署の機能強化

老朽化している海部南部消防署の建て替えに着手し、弥富市と共同して海部南部消防署の機能強化に向けた取り組みを進めます。

② 地域消防力の確保

火災の予防をはじめ、初期段階における住民自らの消防力の維持・向上を図るため、消防団の維持に努めるとともに女性消防団員の確保に向けて取り組みます。

③ 消防施設の維持・整備

消防署との連絡・調整により、消火栓の問題箇所を把握するとともに、適切かつ効率的な水利の確保を進めるなど、消防施設の適切な維持管理に努めます。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 海部南部消防署の機能強化 ・令和3(2021)年度に運営している海部南部消防署を維持継続し、施設の更新を図ります。	継続	施設更新
② 消防団員数 ・令和3(2021)年度の実績(139人)を維持します。	139人	現状維持
③ 消防署との連携による消火栓の確保 ・令和3(2021)年度に実施している連携を継続します。	継続	継続

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：地域における消防力の強化とともに、啓発に取り組めます。

▶**住民**：地域における防火啓発に積極的に取り組み、支え合いの意識を育みます。

(16)交通安全：交通安全の実現

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「物理的に車両との接触が避けられる安全な道路」

施策の目的

交通安全意識の向上とともに安全な道路環境を整備・構築することで、交通事故のリスクの少ない安全な村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・高齢化の進展に伴い、高齢者の交通事故件数が増加しています。一方で、子どもをはじめとする歩行者の安全性の確保も課題となっています。
- ・交通事故の発生を抑制するために、交通安全意識の浸透に向けた継続的な啓発が必要です。
- ・本村は大型車両の通行も多いことから、危険箇所の再確認とともに、交通事故の発生要因の分析による実践的な交通安全対策が必要です。

▶取り組みの体系

【交通安全】	安全が確保された歩道の整備
交通安全の実現	安全に配慮した道路設計の推進

主な取り組み

① 安全が確保された歩道の整備

通学路や危険道路に対して歩車道分離を推進するとともに、優先的にガードレール等の設置を進めます。また、県道における歩道の設置については、地元住民との対話を進めながら県へ要望します。

② 安全に配慮した道路設計の推進

生活道路において、物理的に速度抑制を考慮した道路設計を推進するのみならず、大型車の進入を物理的に抑制する道路幅の設計も検討します。また、近隣住民との対話を進めながら、減速帯等を整備し、安全性の向上を図ります。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 歩車道分離の延長 ・令和9（2027）年度までに新たに140mを施工します。	—	新規 140m

計画指標	基準値 (令和 3 (2021) 年度)	目標値 (令和 9 (2027) 年度)
② 交通安全指導員数 ・令和 3 (2021) 年度の実績 (10 人) を維持することを目標とします。	10 人	10 人
③ 交通事故発生件数 ・令和 3 (2021) 年度の実績 (89 件) から約 10% (9 件) 減らすことを目標とします。	89 件	80 件

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：安全な道路環境を整備し、交通事故のリスクを低減します。
- ▶**住民**：交通安全の意識を高め、交通ルールを遵守します。

3. 人づくりによるむらづくり

(1)子育て支援：子育て支援の充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「子育てに関する不安を払拭」
「子育てと仕事が両立できる環境」

施策の目的

子育て中の保護者の精神的、経済的不安を軽減しながら、安心して子どもを産み育てられる村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・本村において待機児童はなく、就学後の子どもは児童クラブに通うことができます。
- ・子育て家庭のニーズへきめ細やかに対応し、適切なサービスを提供していくことが求められます。

▶取り組みの体系

【子育て支援】 子育て支援の充実	世代間における交流機会の充実
	切れ目のない子育て支援体制の充実
	不妊治療への支援
	子育て世代の負担軽減
	妊産婦健診の自己負担額の軽減
	多胎児家庭への支援

主な取り組み

① 世代間における交流機会の充実

子どもと高齢者の交流機会を設定し、世代間交流の機会を充実させます。

② 切れ目のない子育て支援体制の充実

切れ目のない子育て支援体制を充実させるため、関係機関とのさらなる連携を図ります。また、必要と考えられる子育て支援サービスへのマッチングを進めます。

③ 不妊治療への支援

不妊治療の負担を軽減すべく、補助等を継続します。

④ 子育て世代の負担軽減

子育て世代の負担軽減を図るため、育児奨励金や就学祝金を継続します。加えて、多子世帯の負担軽減を図るために対象事業を拡充させます。

⑤ 妊産婦健診の自己負担額の軽減

妊産婦健診における自己負担額の軽減を継続して図ります。

⑥ 多胎児家庭への支援

多胎児のいる家庭の育児に対する不安や悩みの相談・育児方法の助言等を継続します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 高齢者と子どもの交流機会やイベント ・令和9(2027)年度までに機会を設定し、以降、年1回の頻度で実施します。	—	年1回
② 関係機関の連携の継続 ・令和3(2021)年度に実施している子育て関係機関の連携を継続して実施します。	継続	継続
③ 不妊治療への助成継続 ・令和3(2021)年度に実施している一般不妊治療費助成事業を継続して実施します。	継続	継続
④ 待機児童数(保育) ・令和3(2021)年度実績(0人)を令和9(2027)年度も維持します。	0人	現状維持
⑤ 子育て世代への育児奨励金や就学祝金の継続 ・令和3(2021)年度に実施している育児奨励金や就学祝金を拡充して実施します。	継続	拡充継続
⑥ 子育て支援連携会議の開催 ・令和3(2021)年度の実績(年12回)を維持します。	年12回	年12回
⑦ 妊産婦健診の自己負担額の軽減 ・令和3(2021)年度に実施している健診自己負担額の軽減を継続します。	継続	継続
⑧ 多胎児家庭支援制度の整備 ・令和9(2027)年度までに支援制度を整備します。	—	整備済
⑨ この地域で子育てをしたいと思う親の割合(3歳児健診)(そう思う・どちらかと言えばそう思うと回答した人の割合) ・令和3(2021)年度の実績(100%)を令和9(2027)年度も維持することを目標とします。	100%	現状維持

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：子育て家庭のニーズに適切に対応し、子どもと子育て家庭にやさしい、子育てしやすい村を目指します。
- ▶**住民**：子どもたちをあたたく見守り、地域ぐるみの子育てに取り組めます。

(2)学校教育：学校教育の充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

- 「子どもへの食育の推進」
- 「未来を担う子どもたちの育成（自主性）（論理的思考）（自己表現）」
- 「誰ひとり取り残さない教育環境」
- 「学校と家庭の連携が十分に取れる環境」
- 「教職員の研修の充実」
- 「子どもがすこやかに育つ地域の形成」
- 「郷土に誇りを持つ人材の育成」
- 「高齢者との交流」

施策の目的

ふるさと教育が行き届き、学園と地域の連携が進む村を目指すとともに、安心・安全でおいしい給食が提供される村を目指します。また、グローバル社会を生き抜く子どもを育むとともに、一人ひとりが主役となれるあたたかい支援体制を構築します。

現状を踏まえた課題

- ・飛島学園では年に数回程度、減農薬野菜を用いた給食を提供していますが、給食の安全性を一層高めるとともに、減農薬野菜を用いた給食や地産地消等の食育が求められています。
- ・給食費のさらなる保護者負担の軽減が求められています。
- ・飛島学園が開校して12年、小中一貫教育校から義務教育学校へ移行し、制度・運用面において小中一貫教育を一層推進する体制となっています。
- ・飛島学園は小規模校であることから大きな環境の変化がないため、学校に馴染めない生徒のケアや、高校進学後にギャップを感じない指導が必要となっています。
- ・ふるさとを愛する心の醸成に向けたふるさと教育の展開とともに、生徒の安全性を確保しながらも「地域に開かれた学校」を構築していく必要があります。
- ・地域や地元企業の協力により、総合的な学習や職場体験等で連携を進めていますが、本村の多様な産業集積を生かしたキャリア教育の構築が必要です。

▶取り組みの体系

【学校教育】 学校教育の充実	安心・安全な給食の無償提供
	生き抜く力の育成
	英語力を伸ばす教育の推進
	情報発信能力の形成
	地域との連携強化
	誇りを育む教育の推進
	インクルーシブ*教育システムの構築
	安全・快適な教育環境の構築
	特別支援教室の整備
	幅広い選択を可能にする制服等の検討
	通学時における安全確保
	ふるさと教育の推進
	他校との交流

※「仲間はずれにしない」「みんないっしょに」という意味で、インクルーシブ教育とは、障がいのある子どもも、ない子どもも、ともに学び、ともに育つことができるよう、最初から分けることなく包み込むことをいいます。

主な取り組み

① 安心・安全な給食の無償提供

減農薬野菜や無添加食材を用いた給食を可能な限り実施し、安全な給食のもとで食育を推進します。さらに、給食の無償化を進めるなどの充実を図ります。

② 生き抜く力の育成

情報通信技術（ICT）の活用や英語教育、SDG s 教育、体験学習等の充実により、国際社会において生き抜く力の醸成に取り組めます。

③ 英語力を伸ばす教育の推進

海外派遣を視野に入れた英語教育を推進するとともに、本村における英語関連の取り組みとの連携を図ります。

④ 情報発信能力の形成

子どもたちによる飛島学園や村の魅力発信に向けた教育を進め、情報発信能力を形成します。

⑤ 地域との連携強化

地域、保護者、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支援するような仕組みづくりを進めます。

⑥ 誇りを育む教育の推進

就学支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置して子どもたちの育成を包括的に支援します。地域や地元企業と飛島学園が連携し、交流を進める中で郷土に誇りを持てるような教育を進めます。

⑦ インクルーシブ教育システムの構築

教育のユニバーサルデザイン（UD）※化の推進を図り、教室の学習環境や学習内容の共通化について検討します。

※文化・言語・国籍や年齢・性別・能力等の違いに関わらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報等の設計（デザイン）のことをいいます。

⑧ 安全・快適な教育環境の構築

安全で快適な教育環境の実現を図るため、飛島学園の体育館における空調設備の設置を検討します。

⑨ 特別支援教室の整備

障がいのある生徒に合わせた施設整備を検討します。

⑩ 幅広い選択を可能にする制服等の検討

時代の流れや機能性を考慮した制服等の選定を検討します。

⑪ 通学時における安全確保

地域等による登下校時の指導・見守りを継続し、通学時における安全を確保します。

また、通学が遠距離となる生徒については、安全な通学手段の支援を検討します。

⑫ ふるさと教育の推進

地域や地元企業と飛島学園が連携し、交流を進める中で郷土に誇りを持てるような教育を推進します。また、むらづくりの取り組みへの自発的な参加を促すように進めます。

⑬ 他校との交流

子どもによる他校の活動事例の研究を推進します。成功体験を学ぶことで子どもの自発的な活動を促します。

計画指標	基準値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
① 減農薬野菜を使用した給食の回数 ・令和 3 (2021) 年度の実績 (年 3 回) を令和 9 (2027) 年度まで段階的に増やし、年 10 回の実施とします。	年 3 回	年 10 回
② 給食費の無償化 ・令和 9 (2027) 年度までに実施します。	—	実施済
③ 学習者用デジタル教科書の利用促進 ・令和 3 (2021) 年度に実施している学習者用デジタル教科書の利用を継続します。	継続	継続
④ 海外派遣事業との連携 ・令和 3 (2021) 年度に実施している海外派遣事業との連携を継続します。	継続	継続
⑤ 情報発信の機会 ・令和 9 (2027) 年度までに子どもたちが村の魅力を発信する機会を設定し、以降、年 1 回の頻度で情報を発信します。	—	年 1 回
⑥ 地域との連携強化 ・令和 3 (2021) 年度に実施している連携を拡充・強化しつつ継続します。	継続	拡充継続
⑦ 就学支援コーディネーター等の配置 ・令和 3 (2021) 年度に配置している就学支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を継続します。	継続	継続
⑧ 教室の学習環境等の共通化 ・令和 9 (2027) 年度までに教室の学習環境や学習内容の共通化について検討を進めます。	—	検討済
⑨ 飛島学園体育館の空調設備の導入 ・令和 9 (2027) 年度までに空調設備の導入について検討を進めます。	—	検討済
⑩ 特別支援教室の整備 ・令和 9 (2027) 年度までに整備方法を検討します。	—	検討済
⑪ 制服等の選定検討 ・令和 9 (2027) 年度までに保護者等のニーズを把握しながら検討を進めます。	—	検討済

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
⑫ 通学時の指導、見守り ・令和3(2021)年度に実施している通学時の指導、見守りを継続します。	継続	継続
⑬ 遠距離の生徒への対応 ・令和9(2027)年度までに安全な通学手段を検討し、必要に応じて継続して対応を実施します。	—	検討済
⑭ 地域や地元企業と飛島学園の連携授業の実施 ・令和3(2021)年度に実施している地域や地元企業との連携授業は令和9(2027)年度にも継続して実施します。	継続	継続
⑮ 他校との交流 ・令和9(2027)年度までに他校の活動事例を研究し、必要に応じて継続して実施します。	—	研究済

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：本村ならではの特色ある学校教育を展開し、ふるさとを愛する生徒を育てます。

▶**住民**：地域ぐるみで生徒の健全な成長を見守ります。

(3)若年層支援：若年層に向けた支援の継続

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「経済環境によらず誰もが等しく学べる環境」

施策の目的

学生を対象とした奨学金制度の創設により、誰もが安心して学べる機会を確保することで、若者にも手厚く支援する村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・大学生向けの奨学金制度を実施しており、継続的な支援が求められています。

▶取り組みの体系

【若年層支援】
若年層に向けた
支援の充実

大学進学者への支援の継続

主な取り組み

① 大学進学者への支援の継続

経済的に大学進学が難しい家庭に対して奨学金の給付を継続し、誰もが等しく学べる環境づくりを進めます。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 大学生向け奨学金の継続 ・奨学金制度を継続します。	継続	継続

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：経済環境によらず、誰もが等しく学べる環境づくりを進めます。

▶**住民**：支援を受けた大学等進学者は、いずれ村に貢献する活動を行います。

(4)青少年育成：青少年の健全育成

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「家庭教育への支援が行き届く環境」

施策の目的

家庭教育への支援を行き渡らせつつ、地域ぐるみとなって青少年を育み、健全な青少年が育つ村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・地域課題の複雑多様化を背景として、家庭教育はもとより、地域全体で青少年を育てていく意識の醸成が求められています。

▶取り組みの体系

【青少年育成】 青少年の健全育成	ボランティアの支援
	啓発活動の推進

主な取り組み

① ボランティアの支援

ボランティア団体の活動を支援します。

② 啓発活動の推進

青少年の健全育成や非行問題に関する啓発活動を推進します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 子育てネットワーカーの人数 ・令和3(2021)年度の実績(6人)を令和9(2027)年度には8人とします。	6人	8人
② 青少年の健全育成、非行問題に関する啓発 ・令和3(2021)年度の実績(年1回)を継続します。	年1回	年1回

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：ボランティアの確保とともに講座を開催し、青少年の健全育成に努めます。

▶**住民**：青少年の健全育成に係る啓発活動に積極的に参加します。

(5)生涯学習：生涯学習の充実

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「自身が求める活動機会が用意される」

施策の目的

文化協会等の活動を支援しつつ、住民ニーズを捉えた、誰もが活躍の機会がある村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・時代の変化や住民の要望に合わせた講座の開催および内容の見直しとともに、参加しやすい時期・時間の検証、効果的な広報のあり方に対する検討等が必要です。
- ・多様化する住民ニーズに応えた活動機会が提供され、住民それぞれが興味を持つ分野で学習を進め、それぞれが活躍できる村を実現します。

▶取り組みの体系

【生涯学習】 生涯学習の充実	ニーズに合った講座の開催
	村内イベントの充実
	若年層にターゲットを絞った取り組みの展開
	住民の情報機器操作能力（情報リテラシー）の向上
	新規会員の計画的な募集

主な取り組み

① ニーズに合った講座の開催

対象ごとに内容や開催日程を検討するとともに、ホームページ等を用いた広報とすることで、さまざまな世代が参加しやすい講座を開催します。

② 村内イベントの充実

夏まつりやふるさとフェスタ等のイベントの充実を図ります。

③ 若年層にターゲットを絞った取り組みの展開

村内企業と連携を深め、次世代を担う人材の育成に取り組みます。

④ 住民の情報機器操作能力（情報リテラシー）の向上

住民に向けたスマートフォン教室を開催し、住民の情報機器操作能力（情報リテラシー）向上に取り組めます。役場 DX 化に対応した、自治体アプリの活用に努めます。

⑤ 新規会員の計画的な募集

文化協会等の活動を助成しつつ、計画的な新規会員の募集を支援します。

計画指標	基準値 (令和 3 (2021) 年度)	目標値 (令和 9 (2027) 年度)
① ニーズの把握回数 ・令和 9 (2027) 年度までに講座のニーズ調査を実施し、以降、年 1 回の頻度で調査を実施し、講座の展開に反映させます。	—	年 1 回
② 村内イベントの参加者数 ・令和 3 (2021) 年度の実績（年 2,000 人）を令和 9 (2027) 年度には 150%（3,000 人）増やすことを目標とします。	年 2,000 人	年 5,000 人
③ 村内企業と連携した講座回数 ・令和 9 (2027) 年度までに村内企業と連携した講座を開催し、以降、年 1 回の頻度で実施します。	—	年 1 回
④ スマートフォン教室の実施 ・令和 9 (2027) 年度までに実施し、以降、年 1 回の頻度で実施します。	—	年 1 回
⑤ 文化協会の会員数 ・令和 3 (2021) 年度の実績（既存会員 414 人）から令和 9 (2027) 年度には会員数を 450 人とすることを目標とします。	既存会員 414 人	会員数 450 人

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：各種講座等の充実・発信に取り組みつつ、生涯学習を通じた交流を呼びかけます。

▶**住民**：講座やイベントへ積極的に参加します。

(6)スポーツ：スポーツの振興

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「自身が求める活動機会が用意される」

施策の目的

スポーツ活動をはじめ日頃の活動を支援しつつ、住民ニーズを捉えた、誰もが活躍の機会がある村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・若者のスポーツ離れが進行している中、住民ニーズを捉えた的確なイベントの企画・立案が求められています。
- ・スポーツ協会やスポーツ少年団の自主的な管理運営に向けた取り組みが必要となっています。

▶取り組みの体系

【スポーツ】 スポーツの振興	スポーツイベントの検討・実施
	指導者の育成支援
	地域部活動の検討・実施
	新規会員の計画的な募集

主な取り組み

① スポーツイベントの検討・実施

臨海部に立地する企業従業員も対象として新たなスポーツイベントの企画を検討し、住民と企業の関係性の強化を図ります。

② 指導者の育成支援

スポーツ少年団における指導者の育成を支援します。

③ 地域部活動の検討・実施

学校単位の部活動から地域単位の取り組みへと移行し、学校における働き方改革と生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、地域部活動の検討とともに、その実施に努めます。

④ 新規会員の計画的な募集

スポーツ協会、スポーツ少年団等の活動を助成しつつ、計画的な新規会員の募集を支援します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① スポーツ教室で実施している種目数 ・令和3(2021)年度の実績(23種目)を令和9(2027)年度には約10%(2種目)増やします。	23種目	25種目
② スポーツ教室に参加している在勤者の割合 ・令和3(2021)年度の実績(6.4%)を令和9(2027)年度には約50%増やすことを目標とします。	6.4%	10%
③ 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(スポーツ少年団)資格保有者数 ・令和3(2021)年度の実績(0人)を令和9(2027)年度には20人とすることを目標とします。	0人	20人
④ 地域部活動の検討 ・令和9(2027)年度までに検討し、実施します。	—	実施済
⑤ スポーツ協会の会員数 ・令和3(2021)年度の実績(既存会員583人)から令和9(2027)年度には会員数を650人とすることを目標とします。	既存会員 583人	会員数 650人

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：幅広いスポーツ活動を振興するとともに、スポーツイベントの実施・広報に取り組みます。
- ▶**住民**：日常的にスポーツに親しみ、イベントに参加します。

(7)文化：文化振興の推進

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「地域芸能を守る」
「歴史と文化の保護、管理、活用」

施策の目的

地域文化や郷土芸能を適切に維持管理するとともに、郷土愛の醸成に取り組むことで、歴史と文化を大切にする村を目指します。

現状を踏まえた課題

・住民相互のつながりが希薄化する中、郷土における共通の財産である伝統芸能や文化財を守り、大切に意識の醸成や歴史・文化に対する関心を高めていくことが重要です。

▶取り組みの体系

【文化】 文化振興の推進	他地域との交流促進
	村制 150 年を見据えた村史の編さん

主な取り組み

① 他地域との交流促進

友好自治体である愛知県豊根村・鹿児島県南種子町^{みなみたちょう}・石川県輪島市との交流を図ります。

② 村制 150 年を見据えた村史の編さん

令和 21（2039）年の村制 150 年記念時に発行することを目指して、村史の追加編さんに向けた準備を進めます。

計画指標	基準値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
① 友好自治体の文化団体との交流回数 ・令和 9（2027）年度までに各団体とも 1 回の実施を目標とします。	—	各団体 1 回
② 村史編さんに向けた準備 ・令和 14（2032）年度に向けて継続して資料を準備します。	継続	継続

計画指標	基準値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
③ 郷土資料室の来館者数 ・令和 3 (2021) 年度の実績 (10 人) を令和 9 (2027) 年度には 5 倍 (50 人) とすることを目標とします。	年 10 人	年 50 人

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：文化振興に関する情報発信を強化し、郷土芸能等の取り組みを展開します。
- ▶**住民**：文化振興の事業へ積極的に参加します。

(8)多様な人材の活躍・育成：多様な人材の活躍・育成の推進

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「誰もが多文化共生を学ぶ機会がある」
「グローバル化に対応できる人材の育成」

施策の目的

日本人と外国人の垣根を越えた相互理解に努め、誰とでもコミュニケーションが取れる、多様な人材が活躍する村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・国際社会に貢献できる、グローバルな視点を持った人材の育成が求められています。
- ・学校教育で培った英語を生かせる場として、海外派遣を進めていくことが求められています。
- ・住民相互の理解を深めるとともに交流を促進し、多様な人材が活躍できる環境づくりを進める必要があります。

▶取り組みの体系

【多様な人材の活躍・育成】 多様な人材の活躍・ 育成の推進	グローバル人材の育成
	さまざまな国の文化に触れる講座の開催
	広報等における対応の充実

主な取り組み

① グローバル人材の育成

中学生の海外派遣や小中学生向けの英語教室を継続し、国際社会で活躍する人材育成に取り組みます。

② さまざまな国の文化に触れる講座の開催

外国人の生活様式や考え方の理解を深めることを目的として、講座等を開催し、外国人への理解を深めます。

③ 広報等における対応の充実

村広報誌や村公式ホームページにおいて外国人向けのページを設定し、村情報の発信力を強化します。

計画指標	基準値 (令和 3 (2021)年度)	目標値 (令和 9 (2027)年度)
① 海外派遣事業への参加率 ・海外派遣事業を継続して実施し、令和 9 (2027) 年度の参加率は 98%とすることを目標とします。	—	98%
② 英語教室の参加者数 ・令和 3 (2021) 年度の実績 (年 75 人) を令和 9 (2027) 年度は約 30% (25 人) 増やすことを目標とします。	年 75 人	年 100 人
③ 異文化体験講座の参加者数 ・令和 9 (2027) 年度までに異文化体験講座を実施し、以降、年 40 人の参加を目標とします。	—	年 40 人
④ 外国人向けホームページの設定 ・令和 9 (2027) 年度までに設定します。	—	設定済

住民・行政の協働に向けて

▶**行政**：外国人住民と日本人住民双方の理解を促すべく、取り組みを進めます。

▶**住民**：相互理解に努め、積極的な交流を図ります。

(9)男女共同参画：男女共同参画社会の形成

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「多様性に配慮のできる社会環境」
「女性が参画しやすい社会環境」

施策の目的

男女が互いに認め合い、尊重し支え合うことのできる、成熟したコミュニティとしての村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・平成 31（2019）年 3 月に「飛島村男女共同参画推進プラン 2019-2028」を策定し、男女が互いを認めるとともに思いやり、それぞれの個性と能力が発揮できるむらづくりに向けた取り組みを進めています。
- ・地域社会における女性の活躍を促進するためにも、男女が協力し合う意識の醸成が重要となっています。

▶取り組みの体系

【男女共同参画】 男女共同参画社会の 形成	学習機会・啓発活動の充実
	地域社会における女性の活躍の促進
	男女間の暴力の根絶

主な取り組み

① 学習機会・啓発活動の充実

各種セミナーや研修の実施により学習機会を確保しつつ、村広報誌や村公式ホームページの活用による男女共同参画の啓発機会の充実に努めます。

② 地域社会における女性の活躍の促進

政策・方針決定過程の場へ女性が参画できる環境づくりを進めます。

③ 男女間の暴力の根絶

ドメスティックバイオレンス※（DV）は重大な人権侵害であるという認識を高める啓発活動を進めるとともに、相談体制の充実、被害者の保護・自立に向けて関係機関と連携を図ります。

※英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して DV と呼ばれることがあります。配偶者や恋人等、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多くなっています。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催 ・令和9(2027)年度までに開催し、以降、年1回の講座を実施します。	—	年1回
② 審議会等における女性委員の比率 ・令和3(2021)年度の実績(19.4%)を令和9(2027)年度には30%に増やすこと(約11ポイント(%)増加)を目標とします。	19.4%	30%
③ 村広報誌・村公式ホームページによる啓発回数 ・令和3(2021)年度の実績(年2回)を令和9(2027)年度には年6回とします。	年2回	年6回

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：さまざまな機会を捉えて、男女がともに参画できる社会づくりの啓発を進めます。
- ▶**住民**：男女の相互理解を深め、実践に生かします。

資料編

第1章 飛島村総合計画策定条例

平成24年3月16日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な村政の運営を図るため、本村の総合計画を策定するについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における本村のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び総合戦略の総称をいう。

(2) 基本構想 村政の最高理念であり、都市像及び基本目標を示すものをいう。

(3) 基本計画 村政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(4) 総合戦略 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち、本村が定めるものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 村長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、飛島村総合計画審議会条例(昭和39年条例第1号)第2条に規定する飛島村総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 村長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び総合戦略の策定)

第5条 村長は、基本構想に基づき、基本計画及び総合戦略を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 村長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における村の基本的施策を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合性の確保を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

第2章 飛島村総合計画審議会条例

昭和 39 年 3 月 11 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 の規定に基づき飛島村総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 村長の諮問に応じ、村の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、飛島村総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について村長が委嘱する。

(1) 村内公共的団体を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(3) その他村長が適当と認める者

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(書面決議)

第 7 条 前条の規定にかかわらず、会議は、次の事由に該当するときは、書面による決議を行うことができる。

(1) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合

(2) 事前に会議において書面による決議の了承を受けている場合

(3) その他、会長が必要と認める場合

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

第3章 諮問書

3 企 第 5 0 1 号

令和3年10月18日

飛島村総合計画審議会会長 様

飛島村長 加 藤 光 彦

第5次飛島村総合計画について（諮問）

飛島村総合計画策定条例第3条の規定に基づき、第5次飛島村総合計画の策定について、貴審議会に諮問します。

第4章 飛島村総合計画審議会 委員名簿

() は令和3年度委員
(敬称略・順不同)

職名	氏名	役職名(所属団体)
会長	三浦 哲司	名古屋市立大学 人文社会学部 准教授
副会長	西尾 藤夫 (村上 利伸)	区長会 会長
	平野 和実	農業委員会 会長
	伊藤 秀樹	商工会 会長
	立松 佳憲	商工会 青年部 部長
	神山 茂代	商工会 女性部 部長
	村上 雅之	土地改良区 理事長
	多田 裕美	教育委員 代表
	久野 時男	老人クラブ 会長
	早川 盛行	民生委員・児童委員協議会 会長
	渡辺 良和	社会福祉協議会 会長
	佐野 貴紀 (中島 崇)	消防団 団長
	佐藤 克行	海部南部消防組合 総務課長
	伊藤 博一 (梶田 祐亮)	飛島学園PTA 会長
	塚松 恵里 (石神 なつき)	飛島保育園 父母の会 会長
	柳 春香 (佐藤 磨実)	第一保育所 親の会 会長
	門野 堯子	ボランティア団体(トリトン) 代表
	井田 洋子 (伊藤 善啓)	あいち海部農業協同組合 飛島支店長
	服部 伸一	名古屋港西部臨海地帯企業連絡協議会会長
	松原 誠 (桑山 幹根)	名古屋港管理組合 企画調整室 担当課長(調整担当)
	伊勢村 優樹	中日新聞蟹江通信部 記者
	佐野 徹	副村長

第5章 答申書

令和4年12月12日

飛島村長 加藤 光彦 様

飛島村総合計画審議会
会長 三浦 哲司

第5次飛島村総合計画案について（答申）

令和3年10月18日付け3企第501号で諮問のありました第5次飛島村総合計画（以下「本計画」といいます。）案について、慎重に審議した結果、概ね妥当であると認め、下記の意見を付して答申します。

なお、本計画の実行段階においては、本答申及び本審議会の審議過程で各委員から出された意見に十分に配慮し、住民の幸せの実現に向けて取り組むことを要望します。

記

1. 活気づくり、魅力づくり、人づくりの実現に向けて、飛島村に関わりを持って暮らす多様な人々とともに、地域の課題及びニーズに柔軟に対応しながら、地域の強みや特徴といった「飛島村らしさ」を活かして、持続可能なむらづくりに努めること。
2. 本計画の内容及び取り組みの状況等について、様々な方法及び機会をとらえて分かりやすい情報発信に努め、住民と十分にコミュニケーションを図りながら、一人でも多くの住民にむらづくりの方向性の共有や村政への参画を促すように努めること。
3. 飛島村役場の職員一人ひとりが、総合的かつ計画的な村政の運営を図るための指針として本計画を理解し、かつ意識した上で施策及び事業を推進するとともに、関係部署が連携して効果的で効率的に施策及び事業を推進するよう努めること。
4. 本計画の推進にあたっては、適切に施策及び事業の進行管理や評価を行うとともに、社会経済情勢の変化にも柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

第6章 飛島村総合計画策定委員会 委員名簿

() は前任者

役 職	氏 名	備 考
副村長	佐野 徹	
教育長	萩野 登記代 (田宮 知行)	
参事	請井 通孝	令和4年度から
会計管理者	中野 晃	
総務部長	加藤 義彦	
開発部長 (兼経済課長)	福谷 晶	
民生部長	中島 利文	
教育部長 (兼教育課長)	奥村 義明	
総務課長	鷲尾 成二	
税務課長	伊藤 功司	
議会事務局長	羽佐田 里美	
建設課長	山田 由樹	
住民課長	下里 佐織	
福祉課長	伊藤 澄雄	
敬老センター所長	川邊 真名美	
児童館長	鬼頭 美和	
第一保育所長	伊藤 裕美	
保健環境課長	河村 泰	
生涯教育課長	加藤 悦久	

事務局 (総務部 企画課)	氏 名	備 考
企画課長	早川 宗徳	
課長補佐	成田 和実	
主任 (主任)	荒尾 大地 (岩田 有加)	

第7章 計画の策定経過

月 日	審議会	策定委員会	備 考
令和3年			
9月29日		第1回	・策定方針について ・各種アンケート調査の実施について
10月18日	第1回		・諮問 ・策定方針について ・各種アンケート調査等の実施について
令和4年			
2月18日		第2回	・各種アンケート調査等の結果について ・第5次飛島村総合計画 基本構想（骨子案）について
3月3日		第3回	・第5次飛島村総合計画 基本構想（素案）について ・第4次飛島村総合計画および飛島村地方版総合戦略の進捗状況について
3月16日	第2回		・各種アンケート調査等の結果について ・第5次飛島村総合計画 基本構想（素案）について ・第4次飛島村総合計画および飛島村地方版総合戦略の進捗状況について
5月30日		第4回	・第5次飛島村総合計画 基本計画（素案）について
7月5日		第5回	・第5次飛島村総合計画 基本計画（素案）について
7月15日		第6回	・第5次飛島村総合計画 基本構想および基本計画（素案）について
8月2日	第3回		・第5次飛島村総合計画 基本構想および基本計画（素案）について
10月7日		第7回	・第5次飛島村総合計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
10月31日	第4回		・第5次飛島村総合計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
12月12日	第5回		・パブリックコメントの結果について ・第5次飛島村総合計画（案）について ・第4次飛島村総合計画および飛島村地方版総合戦略の進捗状況について ・答申

第8章 飛島村のすがた

1. 飛島村の概況

本村は愛知県の西南部、海部郡の南東端に位置する、面積が 22.42km² の小さな村です。東は日光川の中央を境として蟹江町・名古屋市港区に、西および北は弥富市に隣接し、南は伊勢湾の最北部に面しています。三大都市圏である名古屋大都市圏を構成する自治体の一つでもあります。

北部は肥沃で広大な農村地帯、南部は臨海工業地帯となっており、昔ながらの田園風景と名古屋港を中心とした物流の拠点としての機能が共存している村です。

北部の住宅地区や農地のある地域における海拔は平均でマイナス 1.5m であり、海水面よりも低くなっています。

また、村内に鉄道はなく、公共交通はバスが主となっています。村内外の移動については、自家用車の利用は欠かせないものとなっています。

2. 飛島村の歴史

本村は元禄 6（1693）年の大宝新田開拓からはじまり、寛政 13／享和元（1801）年に飛島新田、明治 12（1879）年に政成新田が開拓されました。

その後、明治 22（1889）年に飛島、服岡、政成の合併によって海西郡飛島村が成立、さらに明治 39（1906）年には、大宝、八島、重宝を合併して純農村地帯として発展を続けました。

また、昭和 34（1959）年に本村を襲った伊勢湾台風は、満潮と重なったこともあり、海岸堤防が決壊、村全域に壊滅的な被害をもたらしました。

さらに、昭和 47（1972）年に名古屋港西部臨海地帯の西 2 区・4 区が本村に編入されたことにより、現在の村域が形成されました。

本村における開拓の歴史の中でも、飛島新田は 767ha と規模が大きく、大変困難をきわめた開拓でした。この新田は当時、熱田奉行兼船奉行であった津金文左衛門が尾張藩主の命を受けて開墾されたもので、現在も飛島村開拓の恩人として、元松神明社に銅像としてそのすがたを留め、飛島の地を見守り続けています。

3. 飛島村の人口・世帯等の状況

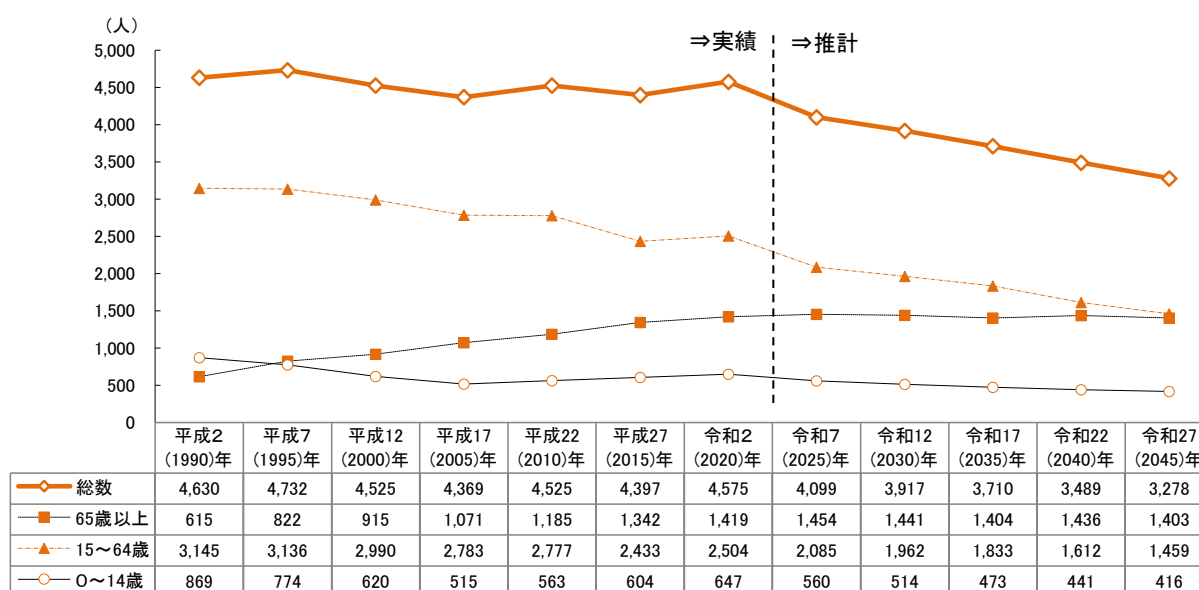
(1)人口の推移と推計

令和2（2020）年の国勢調査では、本村の総人口は4,575人となっており、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて微増となっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳人口は平成17（2005）年から、65歳以上は平成2（1990）年から増加傾向にあります。一方で、15～64歳人口は平成2（1990）年から減少傾向にあります。高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は令和2（2020）年で31.1%となっています。

また、令和7（2025）年以降は、平成30（2018）年12月に発表された、社人研による「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」を示しています。総人口は一貫して減少するものと見込まれており、10年後の令和12（2030）年には4,000人を割る推計となっています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移（実績、推計）



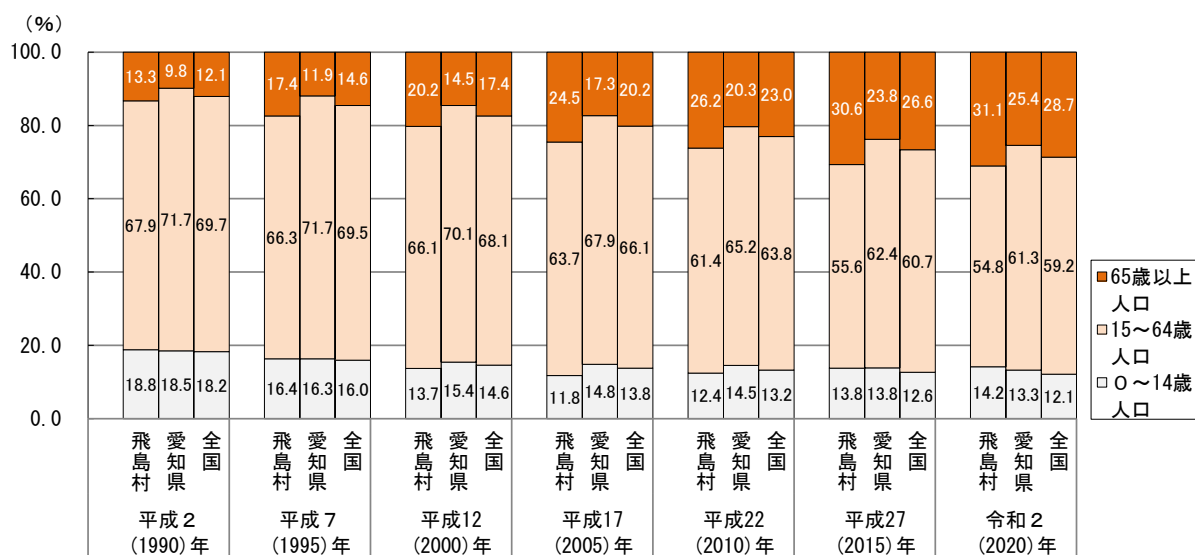
資料：【実績】国勢調査

（※総数には年齢「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない場合があります。）

【推計】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

年齢3区分別人口比率でみると、0～14歳は平成17（2005）年から、65歳以上は平成2（1990）年以降増加が続いています。令和2（2020）年における0～14歳については、愛知県、全国と比べても、比較的高い水準にあります。その一方で、15～64歳は平成2（1990）年から減少傾向にあります。高齢化率は愛知県、全国と比較しても高い水準で推移しています。

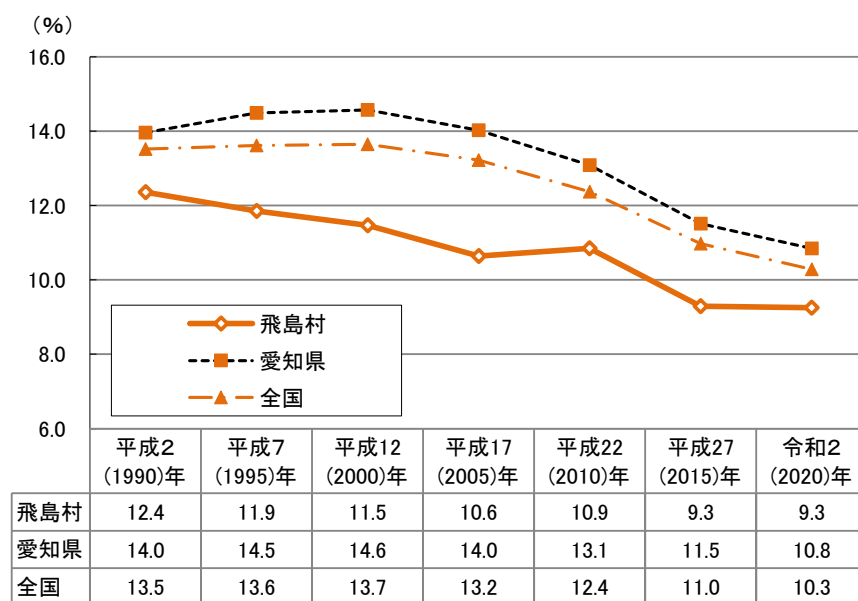
■ 年齢3区分別人口比率の比較（飛島村、愛知県、全国）



資料：国勢調査

人口の再生産力を示す指標である若年女性人口（20～39歳）比率については減少傾向にあり、愛知県および全国より低い水準で推移しています。また、平成2（1990）年と令和2（2020）年の差は3.1ポイントとなっています。

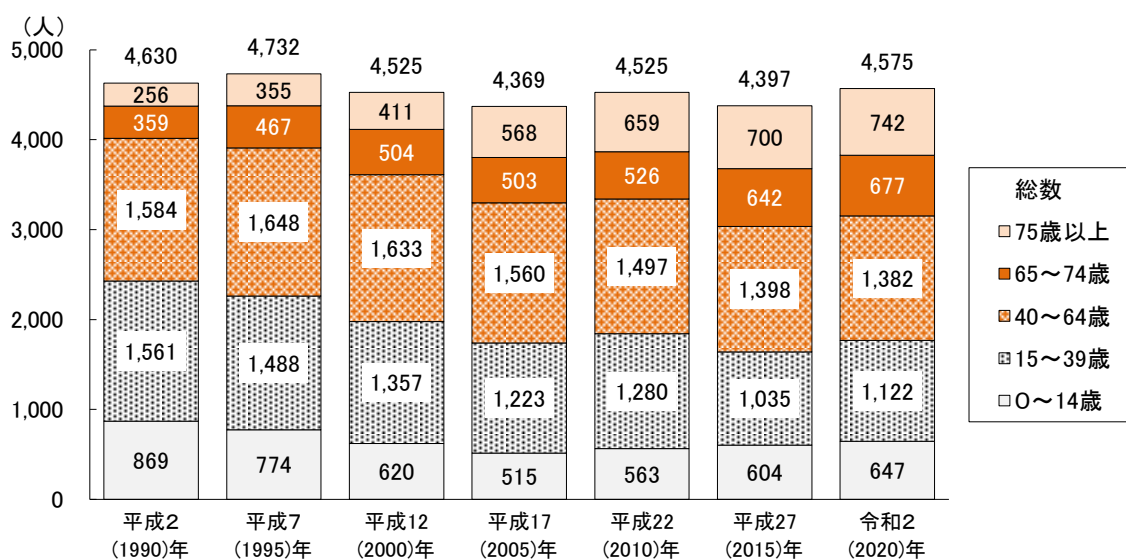
■ 若年女性人口比率の比較（飛島村、愛知県、全国）



資料：国勢調査

年齢5区分別人口の推移をみると、65～74歳および75歳以上は平成2（1990）年以降、増加傾向で推移しています。40～64歳は平成7（1995）年以降減少が続いており、15～39歳については増減を繰り返しながら減少傾向で推移しています。

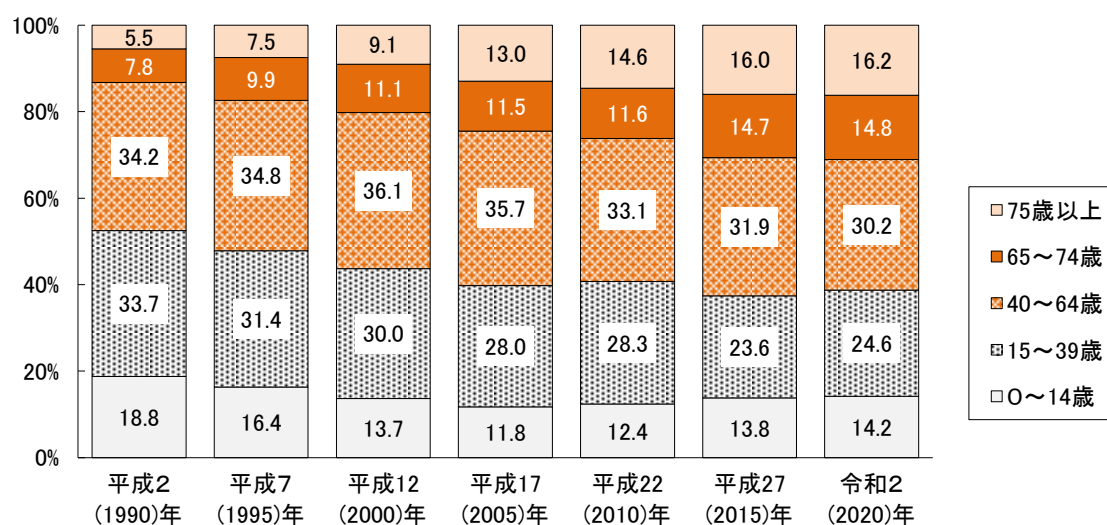
■年齢5区分別人口の推移



資料：国勢調査

年齢5区分別人口比率の推移をみると、65～74歳および75歳以上は平成2（1990）年以降、一貫して増加しています。40～64歳は平成12（2000）年以降、減少傾向にあります。

■年齢5区分別人口比率の推移



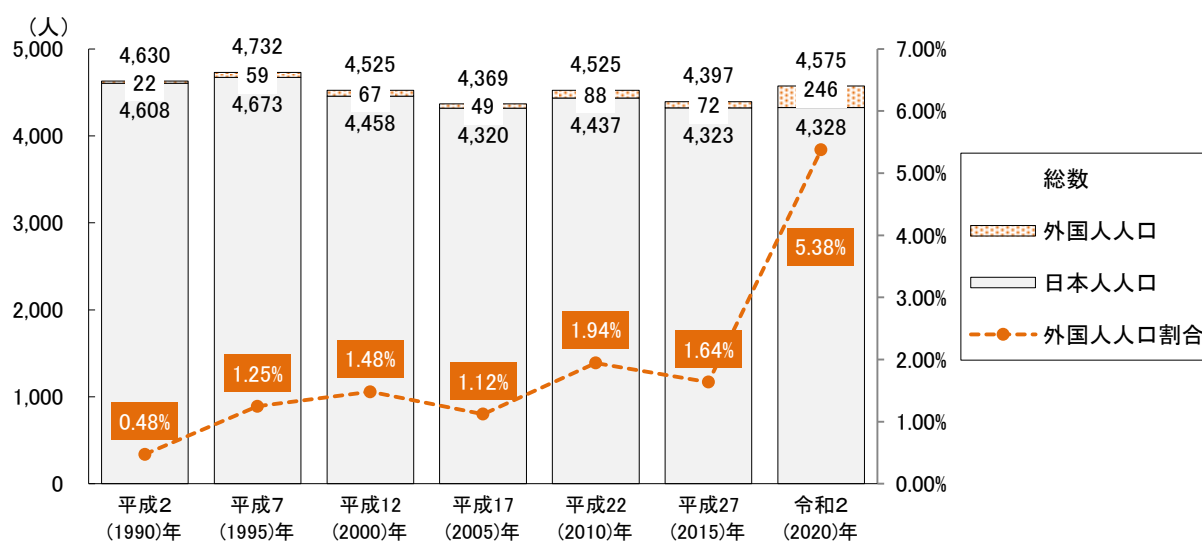
資料：国勢調査

本村における日本人人口は、平成 7（1995）年から平成 17（2005）年まで減少傾向で推移したのち、平成 22（2010）年では増加に転じました。しかし平成 27（2015）年にかけて減少、令和 2（2020）年にかけては横ばいとなっています。

一方、外国人人口は増減を繰り返しながら増加傾向で推移しています。令和 2（2020）年では 246 人となっており、平成 27（2015）年から 3 倍以上の増加となっています。総数に占める割合は 5.38% となっており、平成 27（2015）年と比べて大きく増加しました。

令和 2（2020）年における人口の微増については、外国人人口の増加が背景にあることがうかがえます。

■ 日本人人口と外国人人口、外国人人口割合の推移



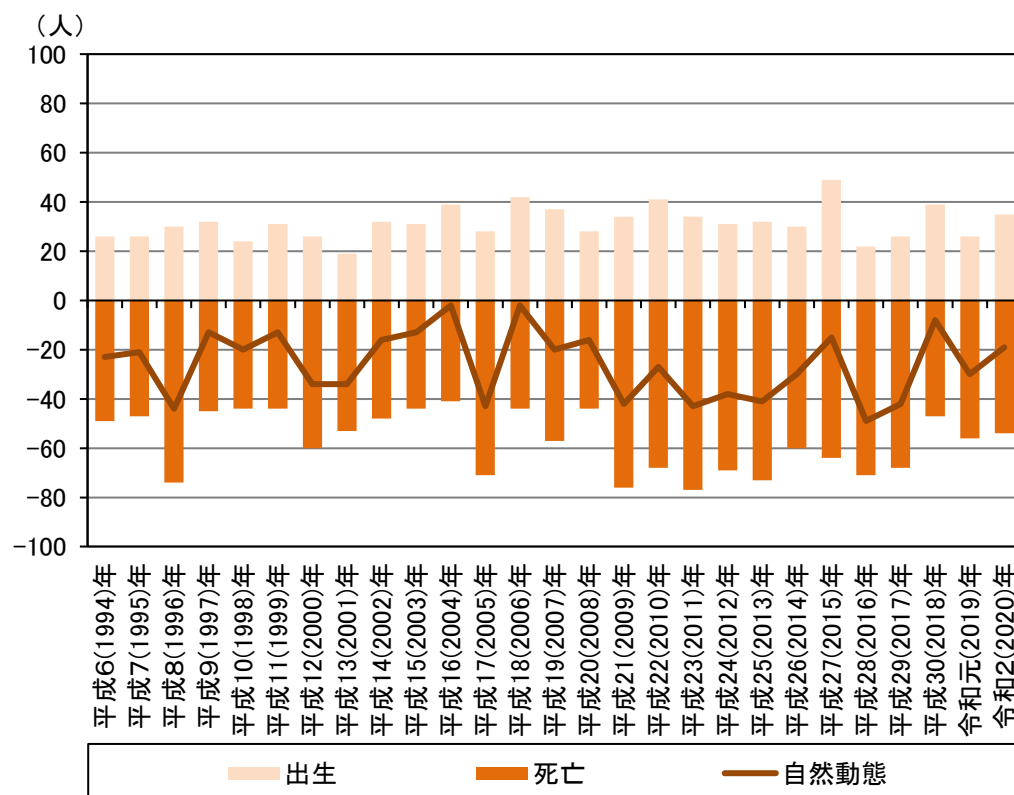
資料：国勢調査

（※総数には日本人・外国人の「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない場合があります。
また、平成 2（1990）年および平成 7（1995）年の日本人人口は総数から外国人を引いた値です。）

(2)自然動態の推移

本村の自然動態の推移についてみると、出生数については増減を繰り返しながら推移しており、平成28(2016)年から平成30(2018)年にかけては増加傾向にありましたが、以降は減少し、令和2(2020)年では再度増加しています。死亡数については増減を繰り返しながら推移しています。

■自然動態の推移（出生・死亡者数）



	(人)									
	平成6 (1994)年	平成7 (1995)年	平成8 (1996)年	平成9 (1997)年	平成10 (1998)年	平成11 (1999)年	平成12 (2000)年	平成13 (2001)年	平成14 (2002)年	
出生	26	26	30	32	24	31	26	19	32	
死亡	49	47	74	45	44	44	60	53	48	
自然動態	-23	-21	-44	-13	-20	-13	-34	-34	-16	

	平成15 (2003)年	平成16 (2004)年	平成17 (2005)年	平成18 (2006)年	平成19 (2007)年	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	
出生	31	39	28	42	37	28	34	41	34	
死亡	44	41	71	44	57	44	76	68	77	
自然動態	-13	-2	-43	-2	-20	-16	-42	-27	-43	

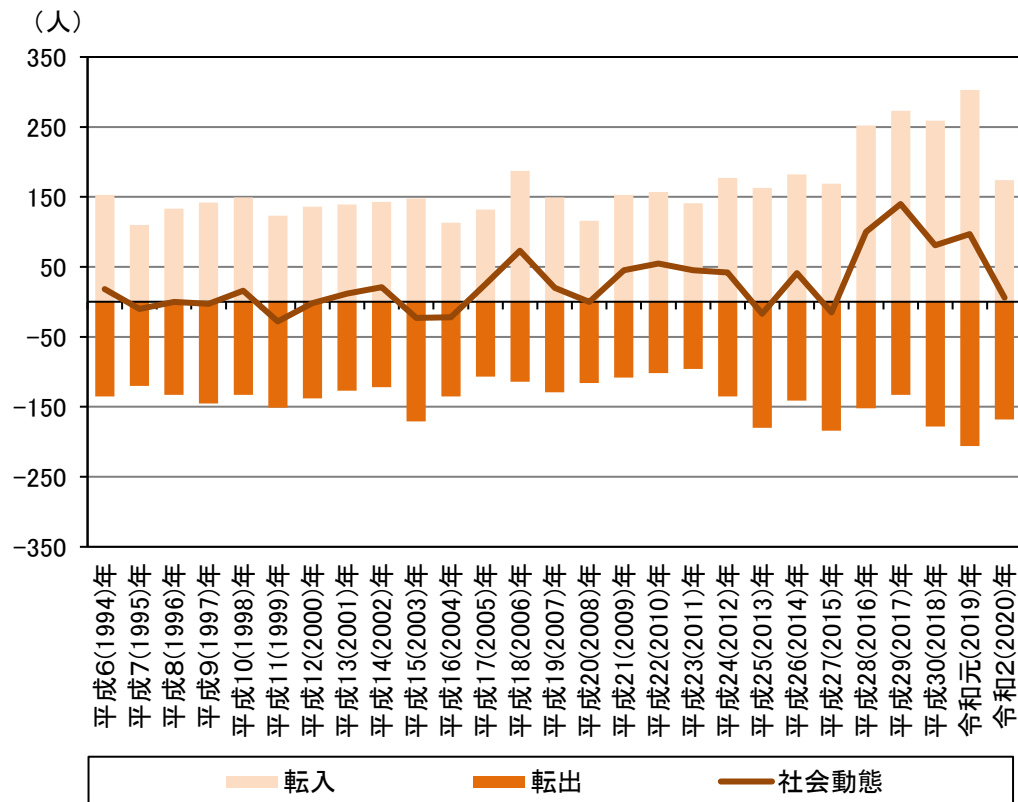
	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	
出生	31	32	30	49	22	26	39	26	35	
死亡	69	73	60	64	71	68	47	56	54	
自然動態	-38	-41	-30	-15	-49	-42	-8	-30	-19	

資料：人口動態調査

(3)社会動態の推移

本村の社会動態の推移についてみると、転入数については、平成 27（2015）年から令和元（2019）年にかけて増加傾向で推移していましたが、令和 2（2020）年にかけて減少しています。転出数については平成 29（2017）年から令和元（2019）年にかけて増加しましたが、令和 2（2020）年にかけて減少しています。また、平成 28（2016）年から令和 2（2020）年にかけて、転入数が転出数を上回る社会増の状態となっています。

■社会動態の推移（転入・転出者数）



	(人)								
	平成6 (1994)年	平成7 (1995)年	平成8 (1996)年	平成9 (1997)年	平成10 (1998)年	平成11 (1999)年	平成12 (2000)年	平成13 (2001)年	平成14 (2002)年
転入	153	110	133	142	149	123	136	139	143
転出	135	120	133	145	133	151	138	127	122
社会動態	18	-10	0	-3	16	-28	-2	12	21

	平成15 (2003)年	平成16 (2004)年	平成17 (2005)年	平成18 (2006)年	平成19 (2007)年	平成20 (2008)年	平成21 (2009)年	平成22 (2010)年	平成23 (2011)年
転入	148	113	132	187	149	116	153	157	141
転出	171	135	107	114	129	116	108	102	96
社会動態	-23	-22	25	73	20	0	45	55	45

	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年
転入	177	163	182	169	252	273	259	303	174
転出	135	180	141	184	152	133	178	206	168
社会動態	42	-17	41	-15	100	140	81	97	6

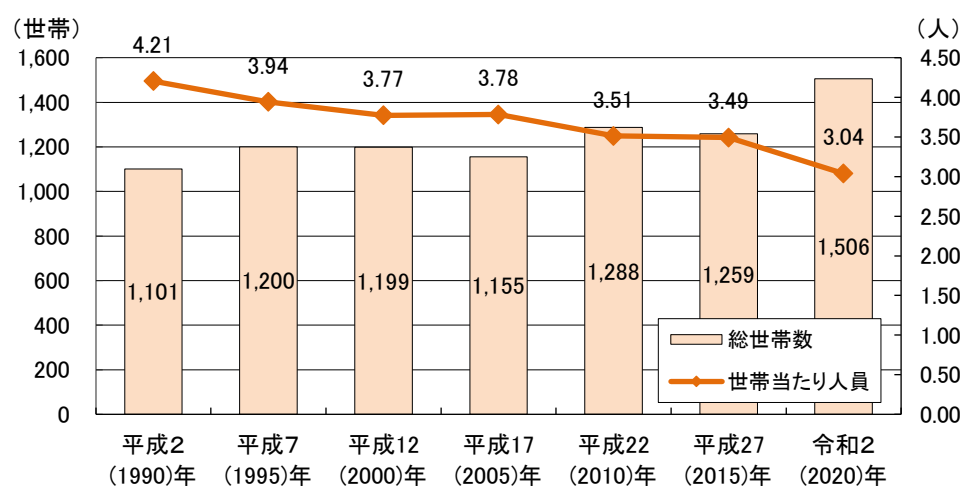
資料：人口動態調査

(4)世帯数の推移

本村の総世帯数と世帯当たり人員の推移をみると、総世帯数については増減を繰り返しながら推移し、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年にかけては大きな増加がみられ、1,506 世帯となっています。また、世帯当たり人員については、減少傾向で推移しています。

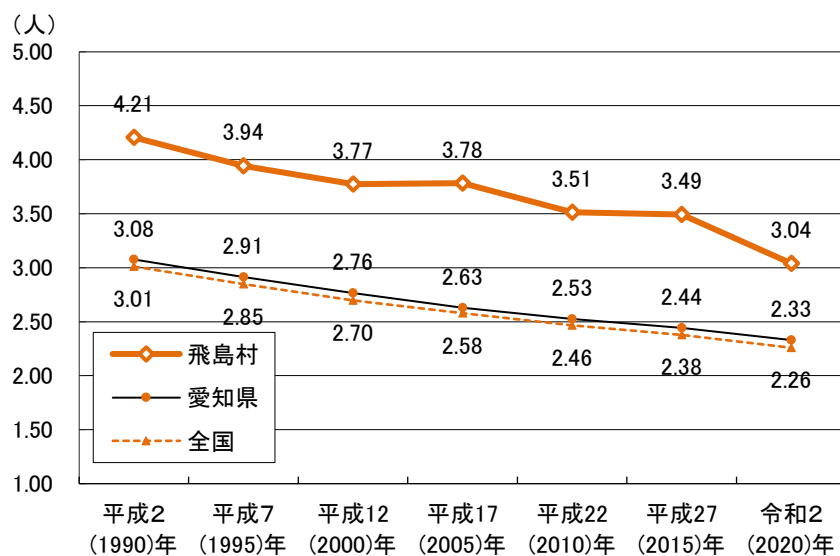
愛知県および全国に比べると、比較的高い水準にありますが、世帯当たりの人員が減少する核家族化が進んでいるものと考えられます。

■総世帯数と世帯当たり人員の推移



資料：国勢調査

■世帯当たり人員の比較（飛島村、愛知県、全国）



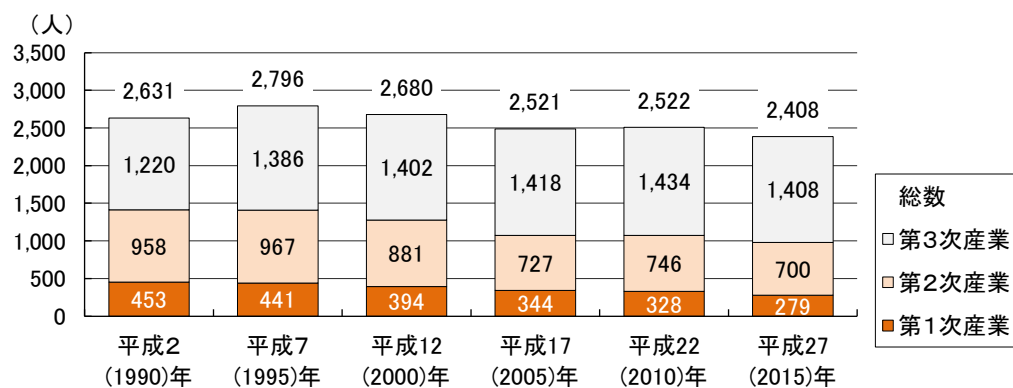
資料：国勢調査

(5)産業構造

本村の就業者数は、平成7（1995）年をピークに減少傾向となっています。

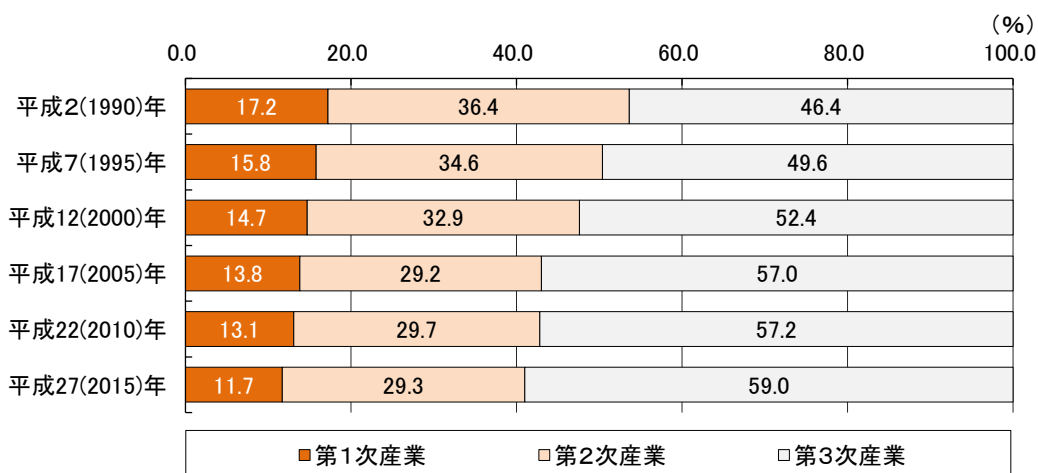
産業区分別就業者比率の推移をみると、平成2（1990）年から平成27（2015）年にかけて第1次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。

■産業区分別就業者数の推移



資料：国勢調査

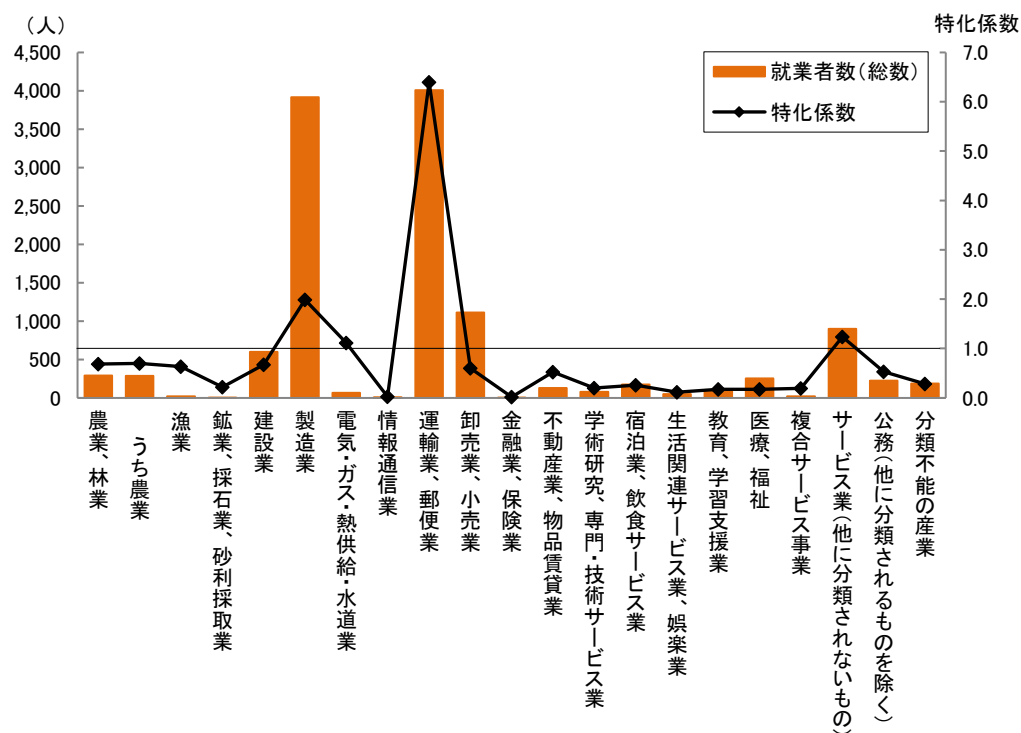
■産業区分別就業者比率の推移



資料：国勢調査

本村における業種別従業者数については「運輸業、郵便業」「製造業」の順に多くなっています。特化係数※については「運輸業、郵便業」が非常に高くなっており、本村の基幹産業であるといえます。

■業種別従業者数の状況および特化係数



資料：国勢調査（平成 27（2015）年）

※自治体の就業者全体に占める産業別の構成比を、全国の産業別構成比で除した数値。特化係数が「1」を超える産業は全国平均と比較して就業者数が多いことになり、特化係数が高い産業ほど本村における就業者が多く、本村の特色を占める産業であるといえます。

4. アンケート等からみる意識

本計画の策定にあたっての基礎資料を得るため、各種アンケート調査とともに住民ワークショップを実施するなど、幅広い意見を収集しました。加えて、策定プロセスを「みんなでつくとびしま」としてロゴマークを作成するとともに、のぼりも作成し、策定に向けた機運を高めています。



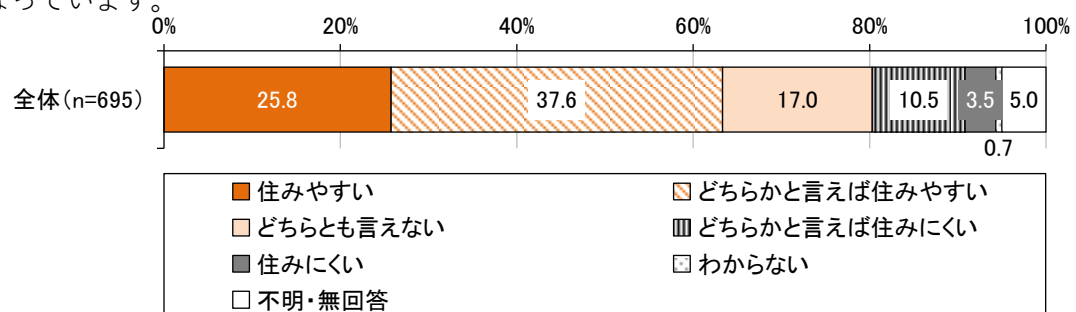
(1) 住民アンケート

① 調査概要

- ◇調査対象者：村内在住の16歳以上の方1,500名（無作為抽出）
- ◇調査期間：令和3年11月12日（金）～11月26日（金）
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式
- ◇回収状況：695件（配布数：1,500／回収率：46.3％）

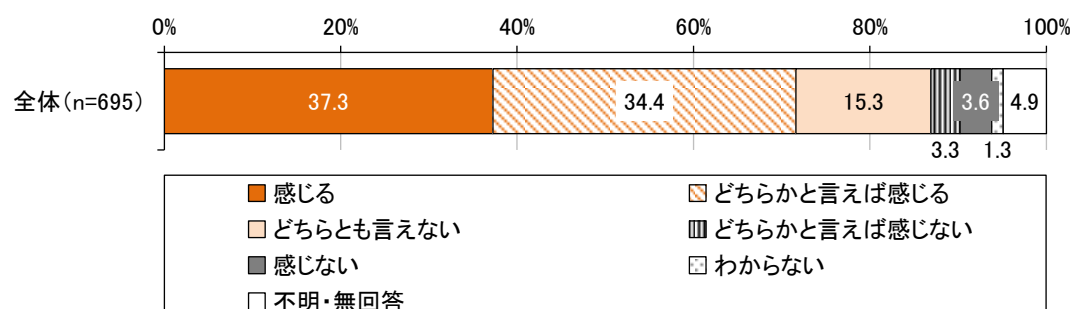
② 村の住みやすさ

住みやすさについてみると、『住みやすい（「住みやすい」と「どちらかと言えば住みやすい」の合計）』が63.4%、『住みにくい（「どちらかと言えば住みにくい」と「住みにくい」の合計）』が14.0%となっています。



③ 村への愛着

村への愛着についてみると、『感じる（「感じる」と「どちらかと言えば感じる」の合計）』が71.7%、『感じない（「どちらかと言えば感じない」と「感じない」の合計）』が6.9%となっています。

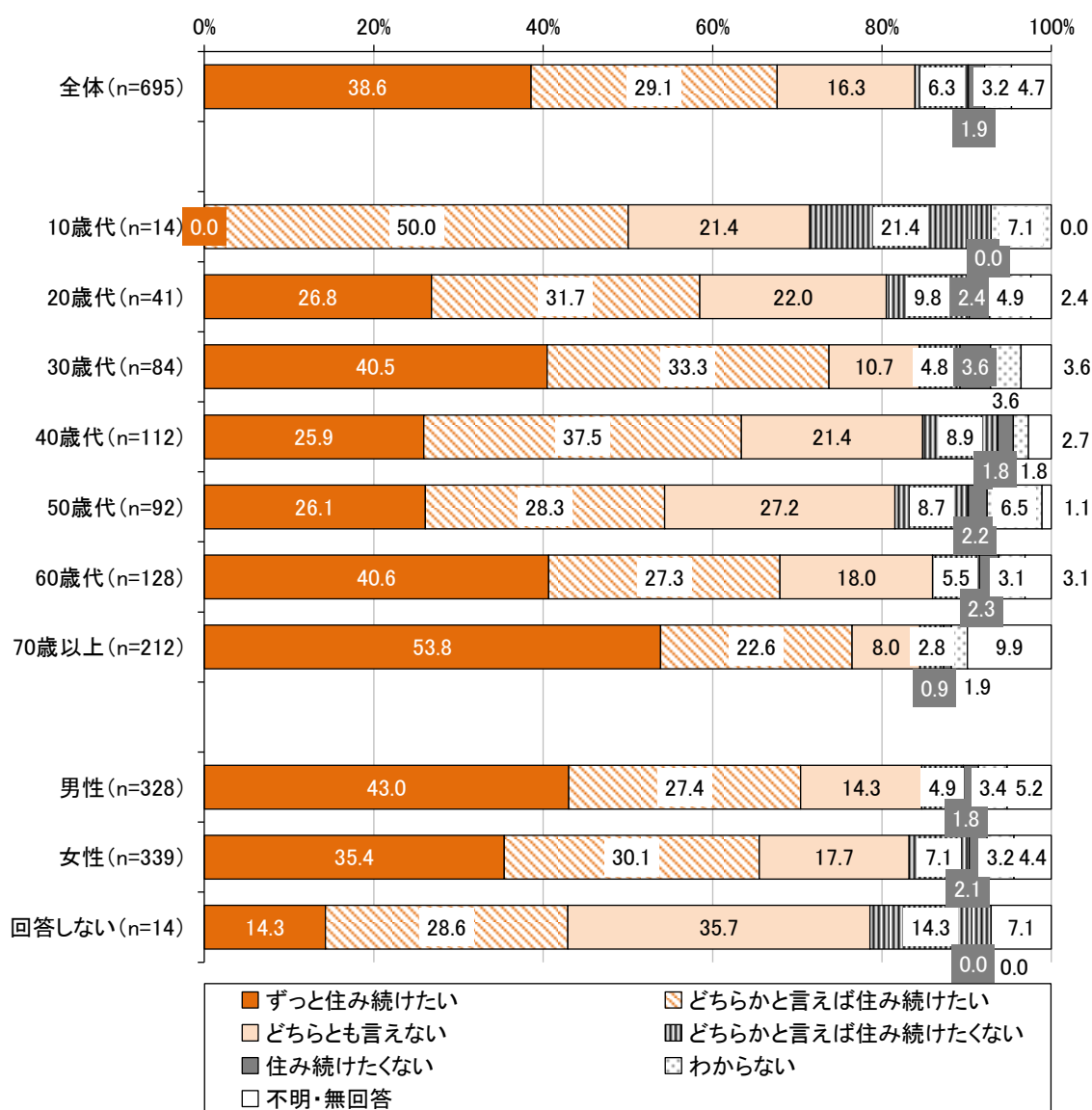


④ 今後の居住意向

今後の居住意向についてみると、『住み続けたい（「ずっと住み続けたい」と「どちらかと言えば住み続けたい」の合計）』が 67.7%、『住み続けたくない（「どちらかと言えば住み続けたくない」と「住み続けたくない」の合計）』が 8.2%となっています。

年代別にみると、30 歳代、70 歳以上では『住み続けたい』、10 歳代では『住み続けたくない』が、他の年代と比べて高くなっています。

性別にみると、男性では『住み続けたい』が、女性と比べて 4.9 ポイントと高くなっています。



④-1 住み続けたい理由

住み続けたい理由についてみると、「現在住んでいるところに愛着がある」が54.3%と最も高く、次いで「近所に親・親戚または友人が住んでいる」が36.6%、「上下水道やごみ収集など、生活環境が良い」が35.3%となっています。

年代別にみると、30歳代では「公園や広場などが身近にある」「子どもの教育環境や子育て環境が良い」「近所に親・親戚または友人が住んでいる」「身近に働ける（働いている）ところがある」、70歳以上では「農地や海といった自然環境が豊か」「近所づきあいがうまくいっている」が、他の年代と比べて高くなっています。

性別にみると、男性では「住宅の周辺の住環境が良い」が6.8ポイント、女性では「図書館やホールなど、文化施設が整っている」が7.3ポイント高くなっています。

単位：％		豊か 農地や海と いった自然 環境が	住宅の 周辺の住 環境が良 い	通 勤・通 学など、 交通が便 利	買 い物な ど、日 常生活 が便利	活 上 下 水 道 や ご み 収 集 な ど、 生 活 環 境 が 良 い	公 園 や 広 場 な ど が 身 近 に あ る	福 祉 施 設 や 医 療 機 関 が 安 心	周 辺 の 治 安 が 良 い	環 境 が 良 い 子 ど も の 教 育 環 境 や 子 育 て 環 境	図 書 館 や ホ ール な ど、 文 化 施 設 が 整 っ て い る
全体 (n=470)		27.2	27.0	8.5	6.0	35.3	16.8	22.1	24.5	30.4	27.9
年 代 別	10歳代 (n=7)	28.6	42.9	0.0	0.0	28.6	0.0	42.9	42.9	57.1	42.9
	20歳代 (n=24)	20.8	25.0	8.3	4.2	16.7	12.5	25.0	29.2	37.5	25.0
	30歳代 (n=62)	21.0	27.4	6.5	4.8	9.7	30.6	8.1	27.4	53.2	37.1
	40歳代 (n=71)	14.1	21.1	7.0	5.6	19.7	12.7	12.7	18.3	36.6	28.2
	50歳代 (n=50)	24.0	36.0	8.0	4.0	24.0	12.0	12.0	24.0	30.0	18.0
	60歳代 (n=87)	27.6	23.0	14.9	9.2	47.1	17.2	23.0	27.6	28.7	25.3
	70歳以上 (n=162)	37.7	29.6	7.4	6.2	53.1	16.0	33.3	22.8	17.9	28.4
性 別	男性 (n=231)	25.5	30.7	9.5	5.2	32.5	17.3	19.9	24.2	28.1	24.2
	女性 (n=222)	29.3	23.9	7.2	6.8	38.3	16.2	24.8	25.7	33.3	31.5
	回答しない (n=6)	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0	16.7

単位：％		い 近 所 づ き あ い が う ま く	に 現 在 住 ん で い る と こ ろ	友 人 が 住 ん で い る と こ ろ	身 近 に 働 け る と こ ろ （ 働 い て い る ）	特 に な い	わ か ら な い	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体 (n=470)		27.0	54.3	36.6	18.9	2.1	0.0	3.6	0.4
年 代 別	10歳代 (n=7)	0.0	42.9	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3
	20歳代 (n=24)	25.0	50.0	41.7	4.2	4.2	0.0	4.2	0.0
	30歳代 (n=62)	22.6	41.9	54.8	37.1	3.2	0.0	3.2	0.0
	40歳代 (n=71)	12.7	43.7	38.0	18.3	1.4	0.0	4.2	0.0
	50歳代 (n=50)	26.0	48.0	26.0	28.0	2.0	0.0	4.0	0.0
	60歳代 (n=87)	26.4	59.8	28.7	13.8	1.1	0.0	6.9	1.1
	70歳以上 (n=162)	36.4	63.0	36.4	13.6	2.5	0.0	1.9	0.0
性 別	男性 (n=231)	26.8	56.7	35.1	19.0	2.6	0.0	6.1	0.0
	女性 (n=222)	27.0	50.9	39.2	18.0	1.4	0.0	0.9	0.9
	回答しない (n=6)	16.7	50.0	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0

※「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの第1位、第2位、第3位に網掛けをしています（以下同）。

④-2 住み続けたくない理由

住み続けたくない理由についてみると、「通勤・通学など、交通が不便」が84.2%と最も高く、次いで「買い物など、日常生活が不便」が80.7%、「住宅の周辺の住環境が悪い」が28.1%となっています。

性別にみると、男性では「自然環境が豊かでない」が10.4ポイント、女性では「近所に親・親戚または友人が住んでいない」が18.1ポイント高くなっています。

単位：%		自然環境が豊かでない	住宅の周辺の住環境が悪い	通勤・通学など、交通が不便	買い物など、日常生活が不便	上下水道やごみ収集など、生活環境が悪い	公園や広場などが身近にない	福祉施設や医療機関が不安	周辺の治安が悪い	子どもの教育環境や子育て環境が悪い	図書館やホールなど、文化施設が整っていない
全体 (n=57)		7.0	28.1	84.2	80.7	5.3	7.0	21.1	14.0	1.8	3.5
年代別	10歳代 (n=3)	0.0	0.0	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代 (n=5)	0.0	40.0	100.0	80.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0
	30歳代 (n=7)	14.3	42.9	71.4	71.4	0.0	0.0	28.6	42.9	14.3	14.3
	40歳代 (n=12)	16.7	25.0	83.3	75.0	8.3	0.0	33.3	8.3	0.0	0.0
	50歳代 (n=10)	0.0	20.0	80.0	90.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	60歳代 (n=10)	0.0	20.0	90.0	90.0	10.0	20.0	30.0	20.0	0.0	10.0
	70歳以上 (n=8)	12.5	50.0	75.0	87.5	12.5	12.5	12.5	12.5	0.0	0.0
性別	男性 (n=22)	13.6	31.8	77.3	81.8	0.0	9.1	22.7	18.2	0.0	9.1
	女性 (n=31)	3.2	22.6	87.1	80.6	9.7	3.2	19.4	12.9	3.2	0.0
	回答しない (n=2)	0.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

単位：%		近所づきあいがうまくいっていない	現在住んでいるところに愛着がない	近所に親・親戚または友人が住んでいない	身近に働ける人がいない	特にな	わからない	その他	不明・無回答
全体 (n=57)		3.5	15.8	14.0	8.8	0.0	0.0	22.8	0.0
年代別	10歳代 (n=3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代 (n=5)	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30歳代 (n=7)	14.3	28.6	14.3	28.6	0.0	0.0	42.9	0.0
	40歳代 (n=12)	8.3	25.0	25.0	8.3	0.0	0.0	33.3	0.0
	50歳代 (n=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0
	60歳代 (n=10)	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0
	70歳以上 (n=8)	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0
性別	男性 (n=22)	0.0	18.2	4.5	4.5	0.0	0.0	27.3	0.0
	女性 (n=31)	3.2	12.9	22.6	6.5	0.0	0.0	16.1	0.0
	回答しない (n=2)	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0

⑤ 満足度と重要度の点数化による施策分野別評価の状況

村が取り組んでいる施策に対する満足度と重要度について、右記の表の通り点数化し、その平均を一覧にしています。

※「どちらとも言えない」「わからない」および「不明・無回答」は除いた件数で平均しています。

■点数化について

回 答	点数
満足している／重要である	4
ある程度満足している／ある程度重要である	3
あまり満足していない／あまり重要ではない	2
全く満足していない／全く重要ではない	1

■施策分野別満足度と重要度の点数

施策分野	満足度	重要度
(1) 防災	3.34	4.11
(2) 消防・防犯	3.05	3.98
(3) 交通安全	3.06	3.94
(4) 土地利用・居住環境	2.54	3.53
(5) 道路・交通	2.99	3.91
(6) 上下水道・排水対策	3.34	3.90
(7) 公園緑地・自然	3.08	3.50
(8) 環境問題・廃棄物対策	2.90	3.72
(9) 学校教育・青少年健全育成	3.02	3.71
(10) 生涯学習・スポーツ・文化	2.91	3.31
(11) 子育て	2.83	3.66
(12) 健康長寿	3.13	3.76
(13) 医療・高齢者福祉・障がい者福祉	3.04	3.94
(14) 農業・水産業	2.59	3.30
(15) 商工業・労働	2.38	3.26
(16) 高度情報通信	2.17	3.15
(17) 国際社会・男女共同参画社会	2.26	2.94
(18) 自治活動	2.62	3.14
(19) 行政サービス	2.79	3.53
【平均点】	2.84	3.59

⑤-1 満足度の上位項目・下位項目

満足度については、「防災」「上下水道・排水対策」がともに最も高く、次いで「健康長寿」「公園緑地・自然」が続いています。一方、満足度が低い項目として、「高度情報通信」「国際社会・男女共同参画社会」「商工業・労働」等が挙がっています。

■満足度上位 5 項目

施策分野	満足度
(1) 防災	3.34
(6) 上下水道・排水対策	3.34
(12) 健康長寿	3.13
(7) 公園緑地・自然	3.08
(3) 交通安全	3.06

■満足度下位 5 項目

施策分野	満足度
(16) 高度情報通信	2.17
(17) 国際社会・男女共同参画社会	2.26
(15) 商工業・労働	2.38
(4) 土地利用・居住環境	2.54
(14) 農業・水産業	2.59

⑤-2 重要度の上位項目・下位項目

重要度については、「防災」が最も高く、次いで「消防・防犯」「交通安全」「医療・高齢者福祉・障がい者福祉」が続いています。一方、重要度が低い項目として、「国際社会・男女共同参画社会」「自治活動」「高度情報通信」等が挙がっています。

■重要度上位 5 項目

施策分野	重要度
(1) 防災	4.11
(2) 消防・防犯	3.98
(3) 交通安全	3.94
(13) 医療・高齢者福祉・障がい者福祉	3.94
(5) 道路・交通	3.91

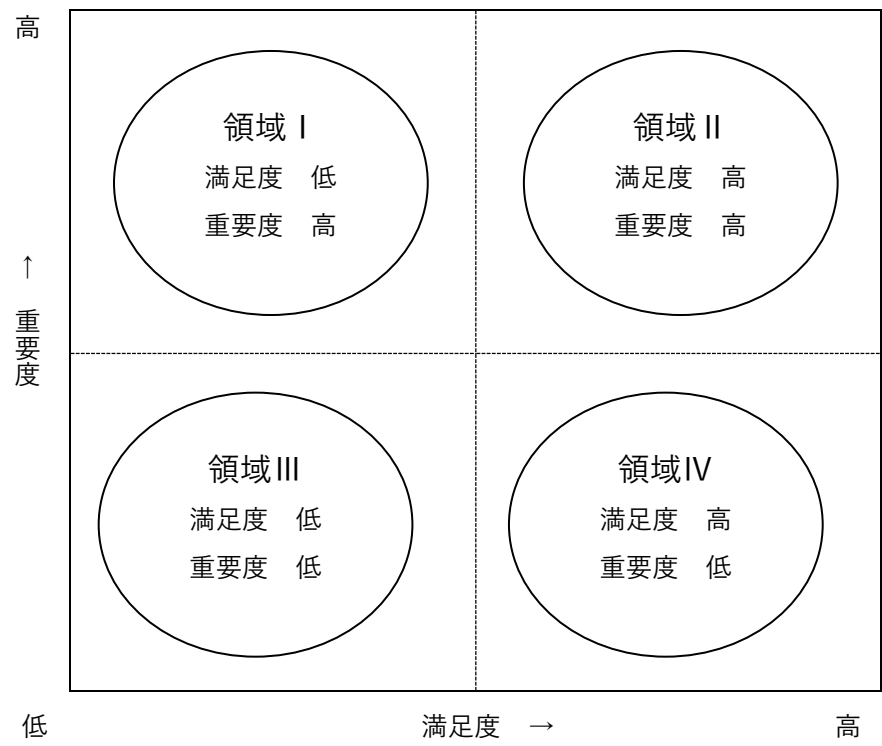
■重要度下位 5 項目

施策分野	重要度
(17) 国際社会・男女共同参画社会	2.94
(18) 自治活動	3.14
(16) 高度情報通信	3.15
(15) 商工業・労働	3.26
(14) 農業・水産業	3.30

⑤-3 満足度と重要度の散布図

各施策分野の満足度と重要度の平均点を算出し、下図の通り4つの領域に分類しました。

■結果の分類について

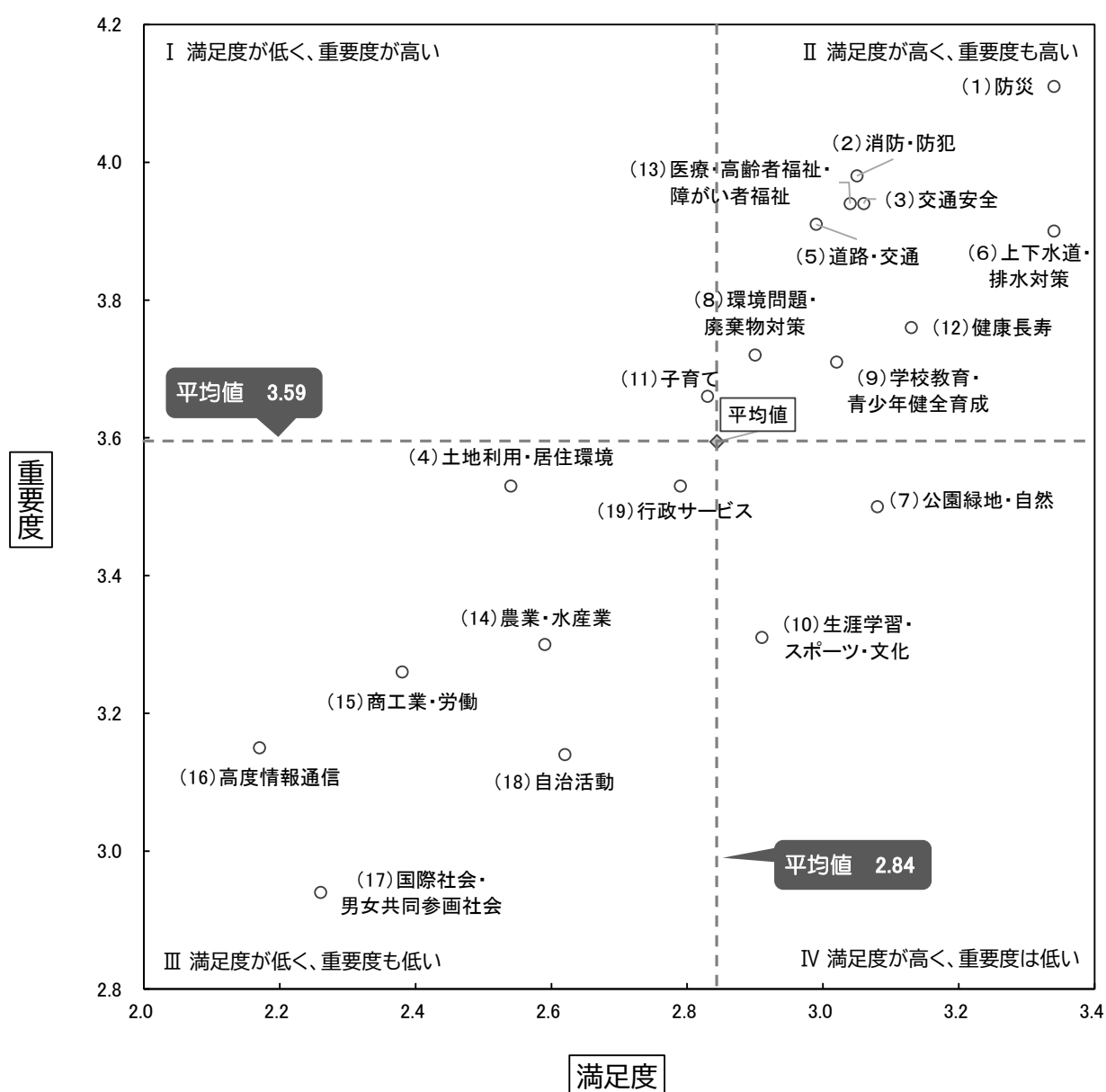


領域	説 明
Ⅰ	満足度が低く、重要度が高くなっている。住民ニーズが高い一方で、施策が追いついていない分野であると考えられるため、優先的な充実が求められる。
Ⅱ	満足度が高く、重要度も高くなっている。高い住民ニーズに対して、取り組みがある程度評価されていると考えられるため、継続的な取り組みが求められる。
Ⅲ	満足度が低く、重要度も低くなっている。住民の関心が比較的低く、住民ニーズにおける優先度が高くない、あるいは施策の重要性が住民に十分伝わっていないことが考えられる。
Ⅳ	満足度が高く、重要度は低くなっている。住民の評価としては、現状の取り組みである程度充足しており、追加的な取り組みやさらなる充実を検討するうえでは、優先順位は比較的低いものと考えられる。

今回の結果に基づいて各領域に分類される主な施策分野をみると、以下の通りとなっています。

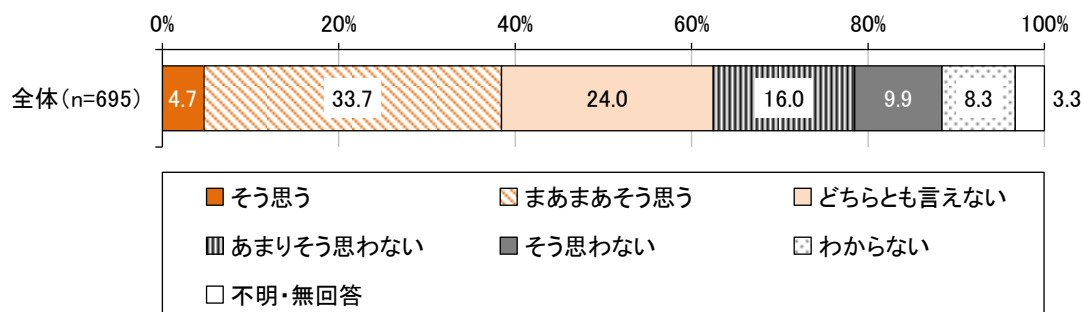
領域	分類される主な施策分野	
I	(11) 子育て	
II	(1) 防災 (3) 交通安全	(2) 消防・防犯 (13) 医療・高齢者福祉・障がい者福祉 等
III	(14) 農業・水産業 (16) 高度情報通信	(15) 商工業・労働 (17) 国際社会・男女共同参画社会 等
IV	(7) 公園緑地・自然	(10) 生涯学習・スポーツ・文化

■満足度・重要度の点数化による散布図



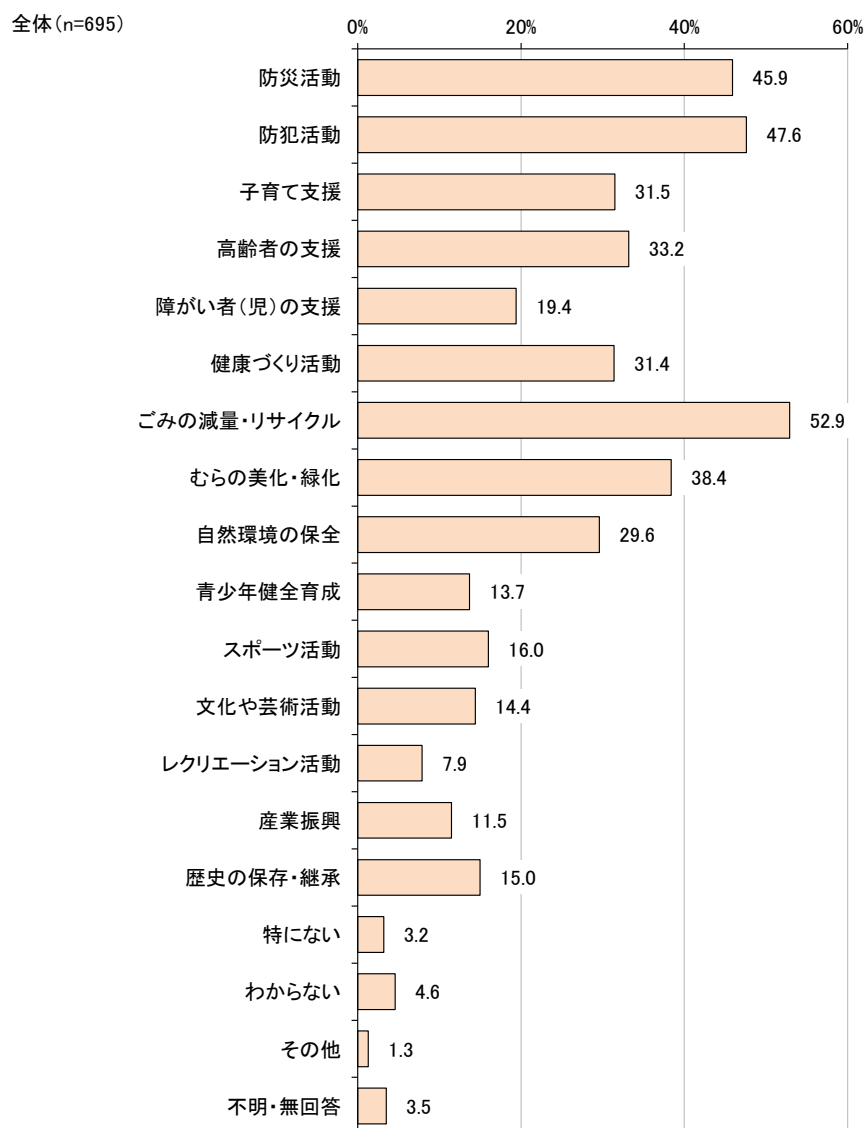
⑥ 住民と行政のむらづくりについて

住民と行政が協働してむらづくりに取り組んでいるかについてみると、『思う（「そう思う」と「まあまあそう思う」の合計）』が38.4%、『思わない（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計）』が25.9%となっています。



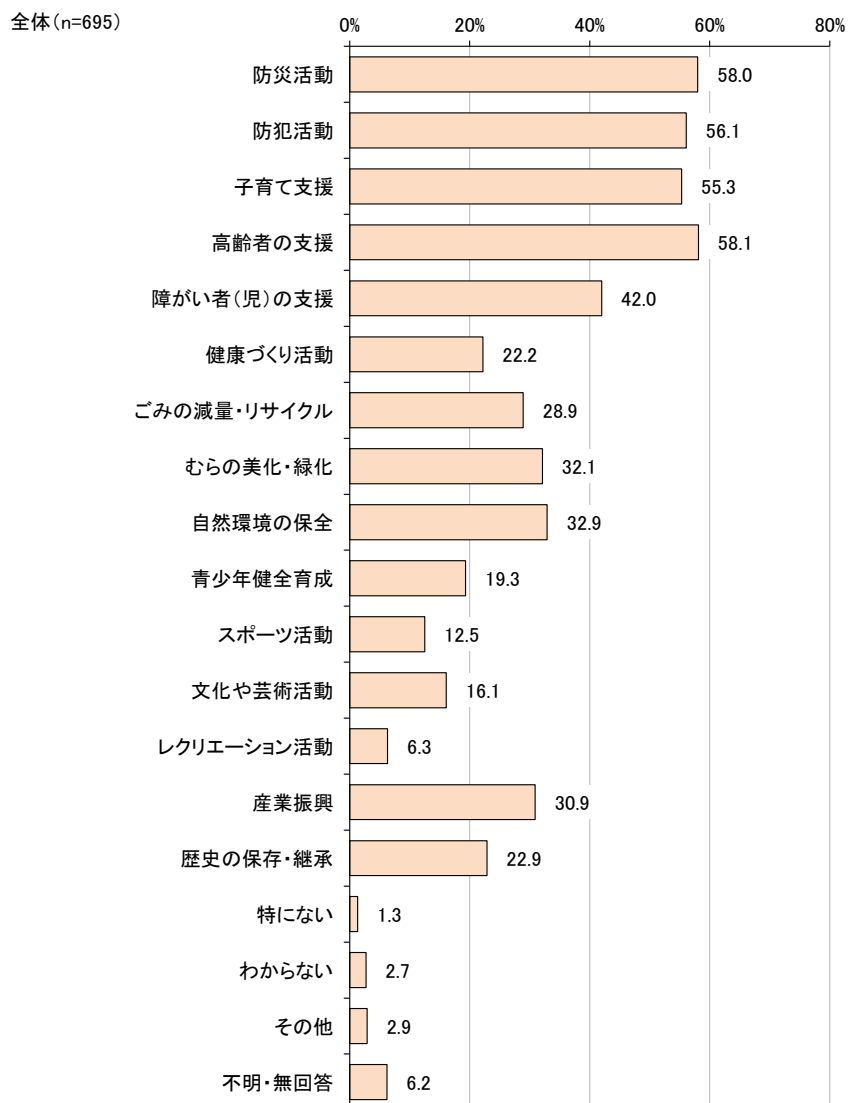
⑥-1 住民ができること、やるべきことについて

住民ができること、やるべきことについてみると、「ごみの減量・リサイクル」が52.9%と最も高く、次いで「防犯活動」が47.6%、「防災活動」が45.9%となっています。



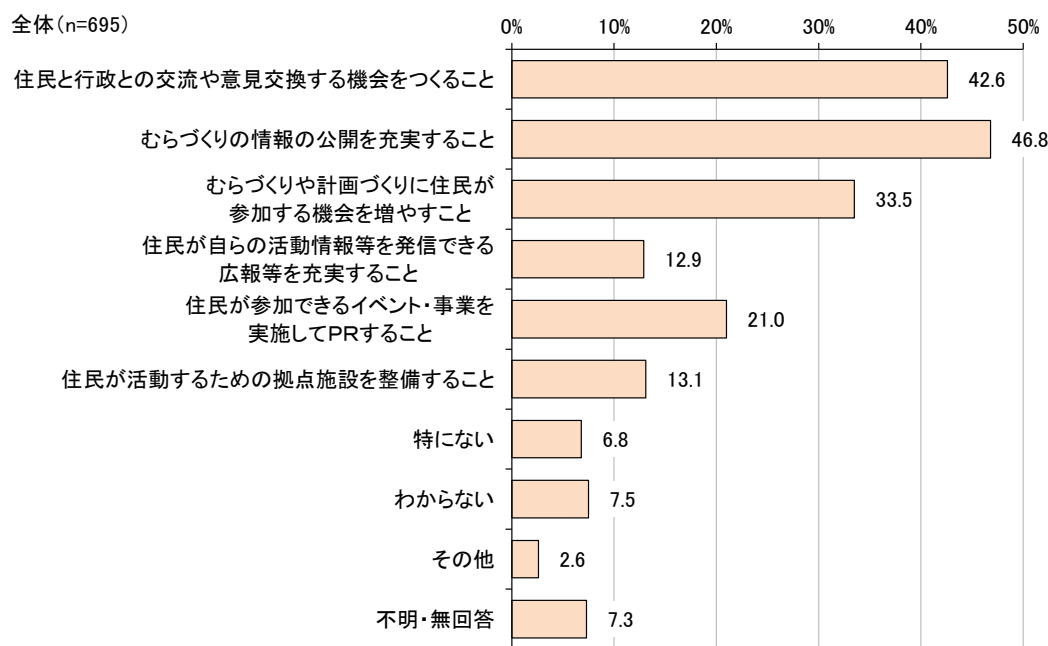
⑥-2 特に行政がやるべきことについて

特に行政がやるべきことについてみると、「高齢者の支援」が58.1%と最も高く、次いで「防災活動」が58.0%、「防犯活動」が56.1%となっています。



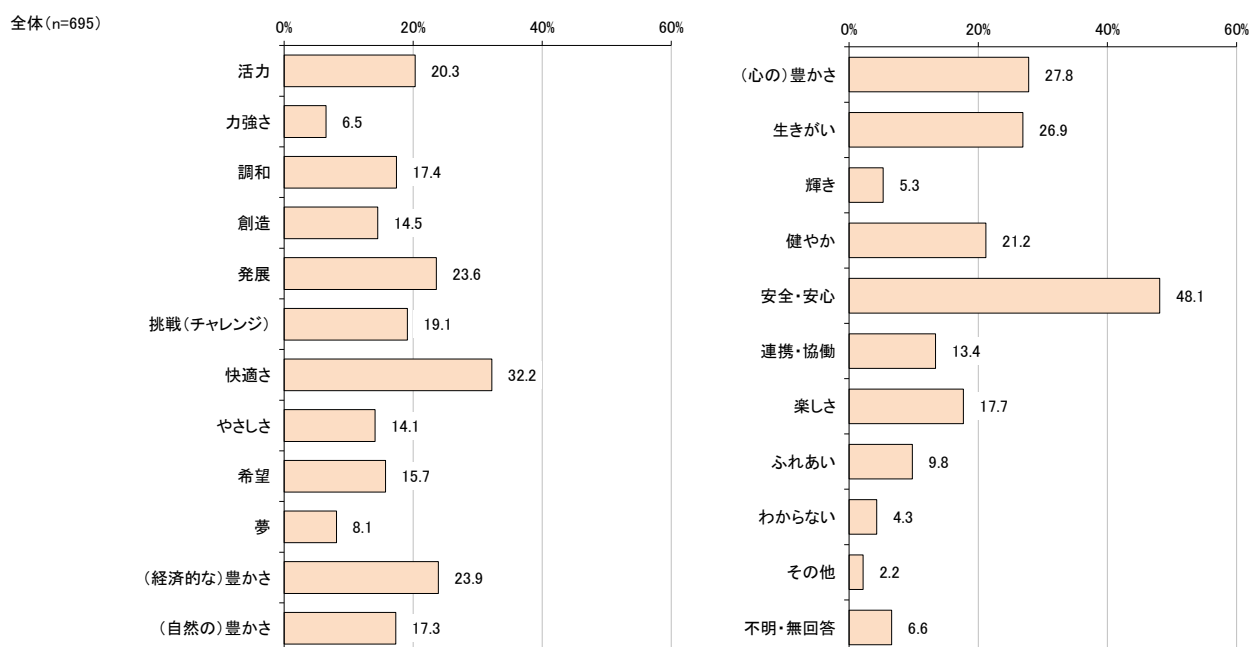
⑥-3 住民と行政が協働してむらづくりを行ううえで必要なこと

住民と行政が協働してむらづくりを行ううえで必要なことについてみると、「むらづくりの情報の公開を充実すること」が46.8%と最も高く、次いで「住民と行政との交流や意見交換する機会をつくること」が42.6%、「むらづくりや計画づくりに住民が参加する機会を増やすこと」が33.5%となっています。



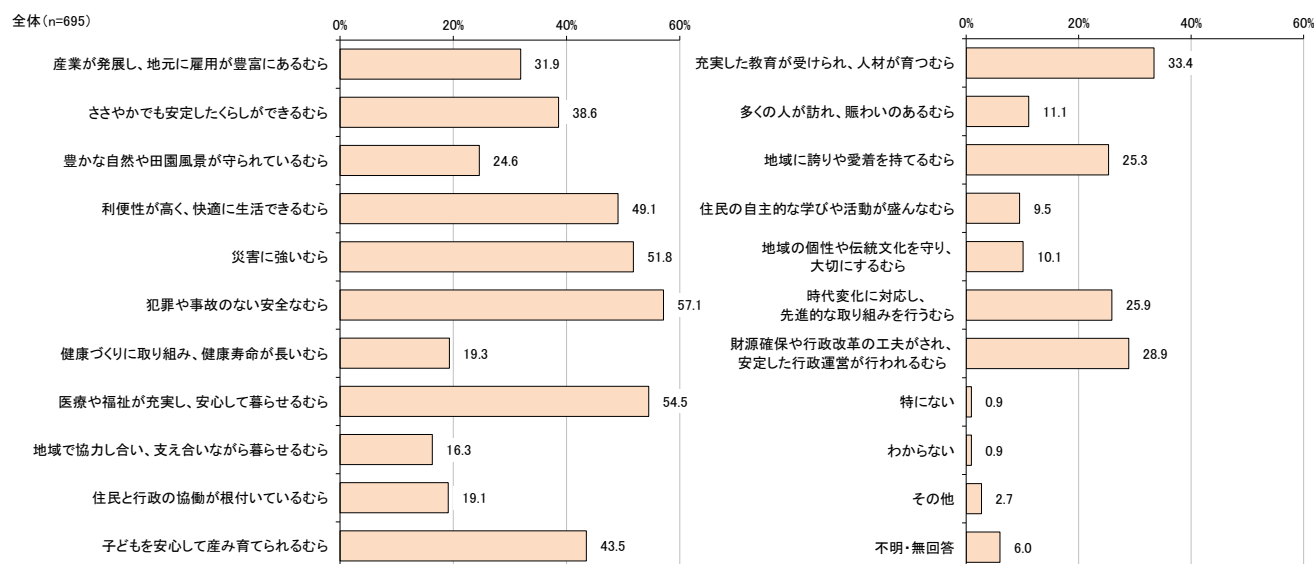
⑦ これからのむらづくりで重視すべき「言葉（キーワード）」

むらづくりを進めるうえで重視すべきキーワードについてみると、「安全・安心」が48.1%と最も高く、次いで「快適さ」が32.2%、「（心の）豊かさ」が27.8%となっています。



⑧ 今後 10 年でなっしてほしい飛島村について

今後 10 年で、どのようなむらになっほしいかについてみると、「犯罪や事故のない安全なむら」が 57.1%と最も高く、次いで「医療や福祉が充実し、安心して暮らせるむら」が 54.5%、「災害に強いむら」が 51.8%となっています。



(2) 村内勤労者アンケート

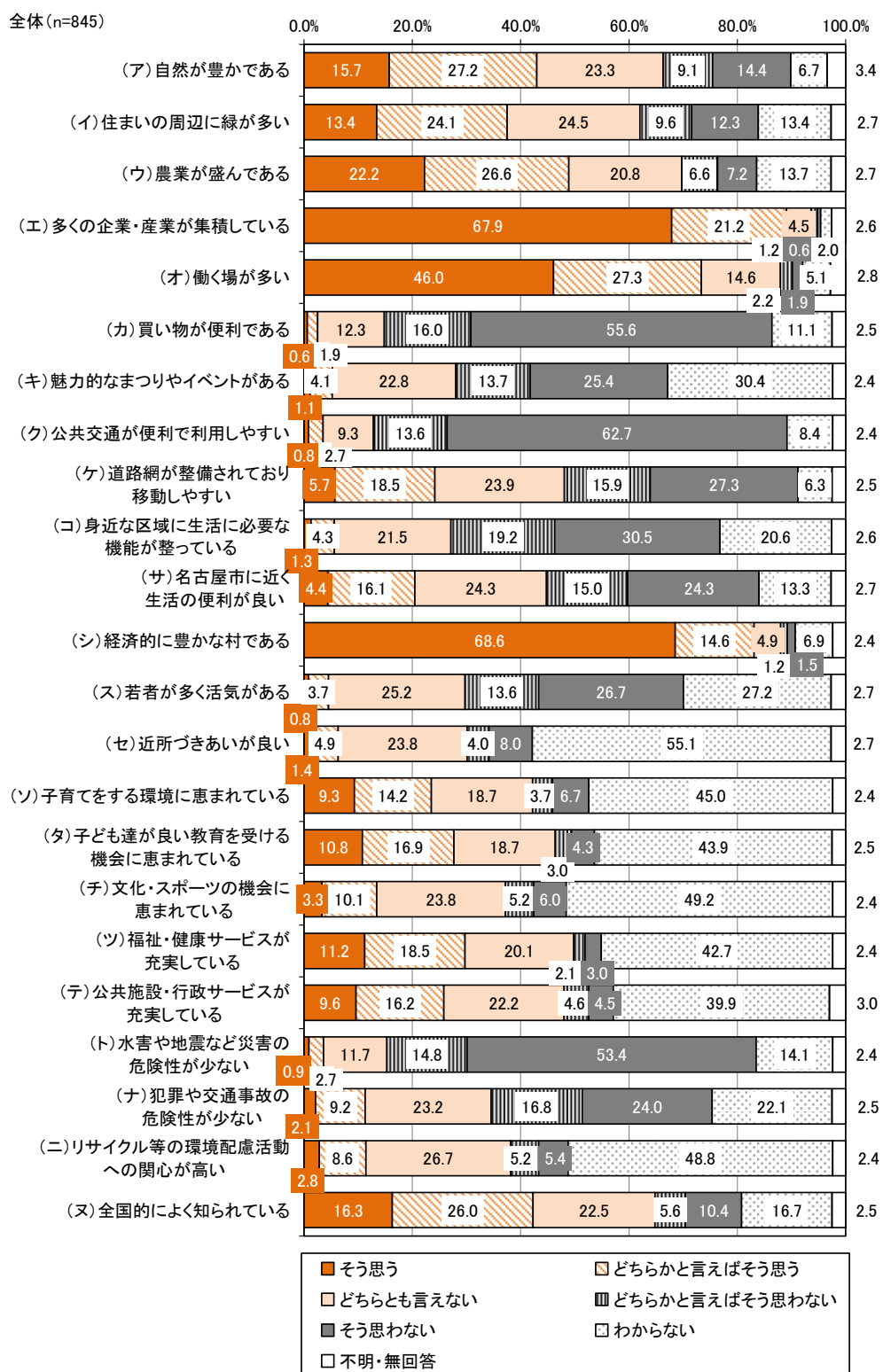
① 調査概要

- ◇調査対象者：村外から飛島村に通勤している方 1,000 名
- ◇調査期間：令和 3 年 11 月 12 日（金）～令和 4 年 1 月 31 日（月）
- ◇調査方法：村内の各企業を通じた配布・回収による本人記入方式
- ◇回収状況：845 件（配布数：1,000／回収率：84.5%）

② 飛島村の印象

本村の印象についてみると、【（エ）多くの企業・産業が集積している】【（シ）経済的に豊かな村である】【（オ）働く場が多い】では、『思う（「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」の合計）』が高くなっています。

一方、【（ク）公共交通が便利で利用しやすい】【（カ）買い物が便利である】【（ト）水害や地震など災害の危険性が少ない】では、『思わない（「どちらかと言えばそう思わない」と「そう思わない」の合計）』が高くなっています。



③ 路線バス（飛島バス）の充実に向けて必要な取り組み

路線バス（飛島バス）の充実に向けて必要な取り組み（自由記述設問）について、回答の要旨に基づいて分類・整理を行いました。

「ダイヤ（混雑時間帯）増便、時間帯の見直し」に関する内容が164件と最も多く、次いで「路線の増設」74件、「停留所の増設、美化等」が34件となっています。

分野	件数（件）
ダイヤ（混雑時間帯）増便、時間帯の見直し	164
路線の増設	74
停留所の増設、美化等	34
料金の値下げ、支払い方法の拡充	16
道路整備	15
他機関との連結・利便性向上	8
バス以外の交通網	5
小型化	5
その他	58
合計	379

④ 村内住宅地の充実に向けて必要な取り組み

村内住宅地の充実に向けて必要な取り組み（自由記述設問）について、回答の要旨に基づいて分類・整理を行いました。

「分譲促進、住宅地拡大」に関する内容が61件と最も多く、次いで「商業施設の誘致」42件、「賃貸、社宅等勤労者のための住宅」が39件となっています。

分野	件数（件）
分譲促進、住宅地拡大	61
商業施設の誘致	42
賃貸、社宅等勤労者のための住宅	39
行政による受け入れのための取り組み	30
公共交通機関の充実	26
道路整備・交通	18
防犯・災害対策	15
地盤整備、規制緩和	10
地域住民との交流、受け入れ	7
生活環境の充実	5
その他	40
合計	293

⑤ 移住するにあたって必要な環境や条件（村への移住を希望する人）

本村への移住意向のある方（「環境が整えば、ぜひ移り住みたい」「条件が合えば、移り住むかもしれない」と回答した方）に、移住するにあたって必要な環境や条件（自由記述設問）をうかがい、回答の要旨に基づいて分類・整理を行いました。

「公共交通機関の充実」に関する内容が 82 件と最も多く、次いで「生活に必要な施設の充実」73 件、「住宅等の充実」が 33 件となっています。

分野	件数（件）
公共交通機関の充実	82
生活に必要な施設の充実	73
住宅等の充実	33
防犯・災害対策	12
福祉・教育の充実	12
金銭面	11
緑化・美化、生活環境の充実	11
受け入れ	9
制度の充実	6
労働環境	5
その他	10
合計	264

⑥ 行政サービスやむらづくりについてのご意見・ご要望

行政サービスやむらづくりについてのご意見・ご要望（自由記述設問）について、回答の要旨に基づいて分類・整理を行いました。

「道路・交通」に関する内容が 66 件と最も多く、次いで「行財政・むらづくり」39 件、「産業・商業・観光」が 35 件となっています。

分野	件数（件）
道路・交通	66
行財政・むらづくり	39
産業・商業・観光	35
防災・防犯	16
住環境・生活環境	4
環境保全	4
移住・定住促進、若者	4
福祉	3
子育て・教育	2
アンケート	2
その他	11
合計	186

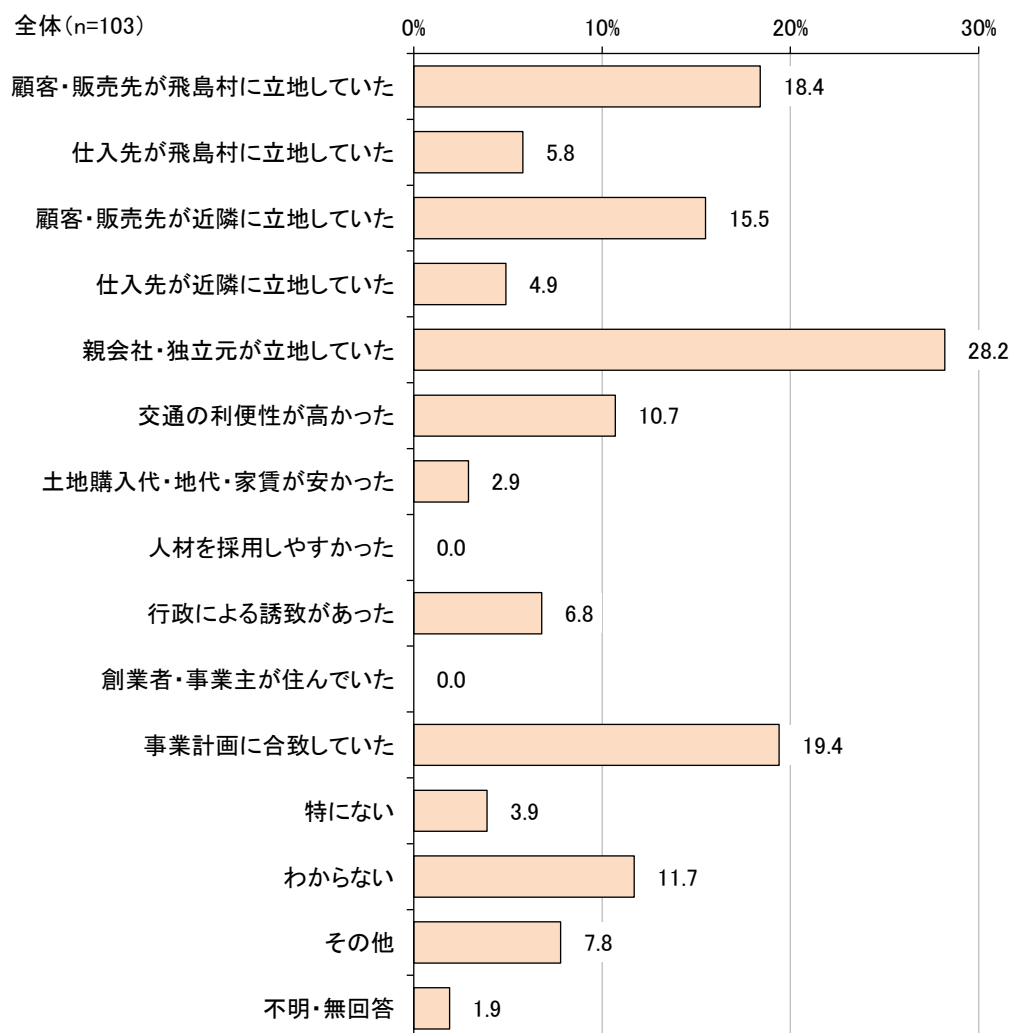
(3)企業アンケート

① 調査概要

- ◇調査対象者：村内に立地する企業・事業所のうち 250 企業・事業所（無作為抽出）
- ◇調査期間：令和3年11月12日（金）～11月26日（金）
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による担当者記入方式
- ◇回収状況：103件（配布数250／回収率：41.2％）

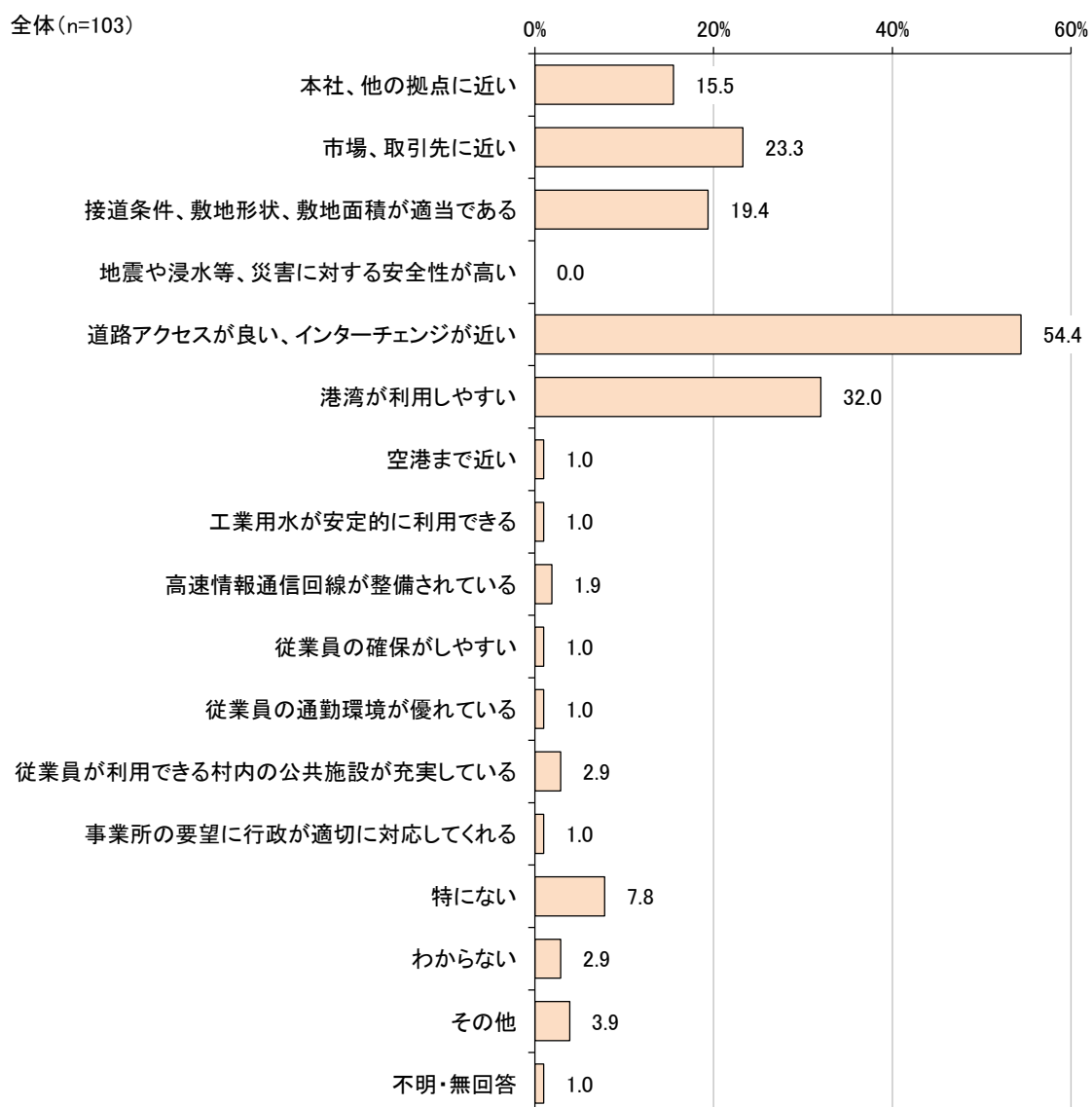
② 立地のきっかけ

本村に事業所を立地するようになったきっかけについてみると、「親会社・独立元が立地していた」が28.2%と最も高く、次いで「事業計画に合致していた」が19.4%、「顧客・販売先が飛島村に立地していた」が18.4%となっています。



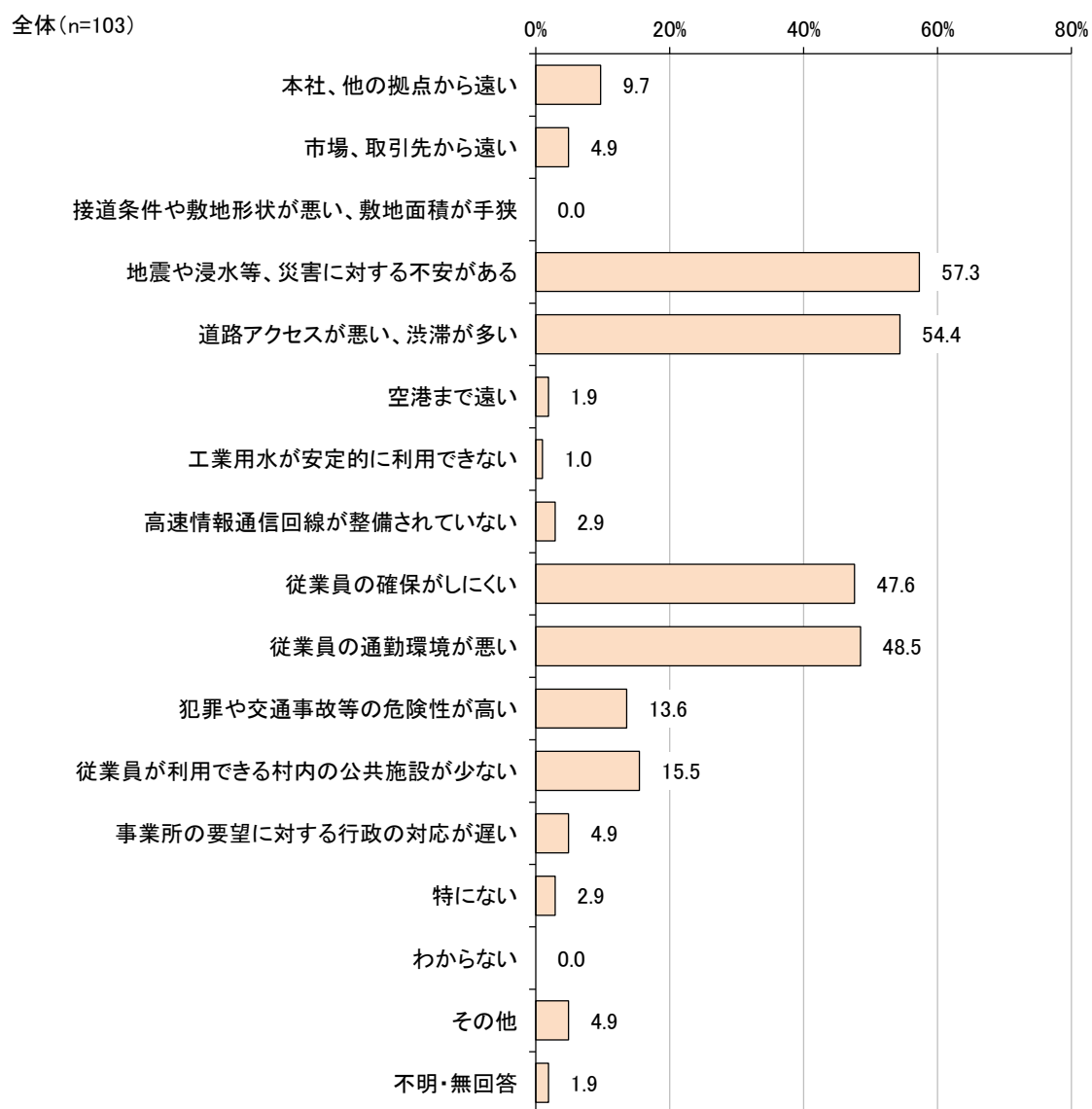
③ 立地条件の魅力

本村の立地条件の魅力についてみると、「道路アクセスが良い、インターチェンジが近い」が54.4%と最も高く、次いで「港湾が利用しやすい」が32.0%、「市場、取引先に近い」が23.3%となっています。



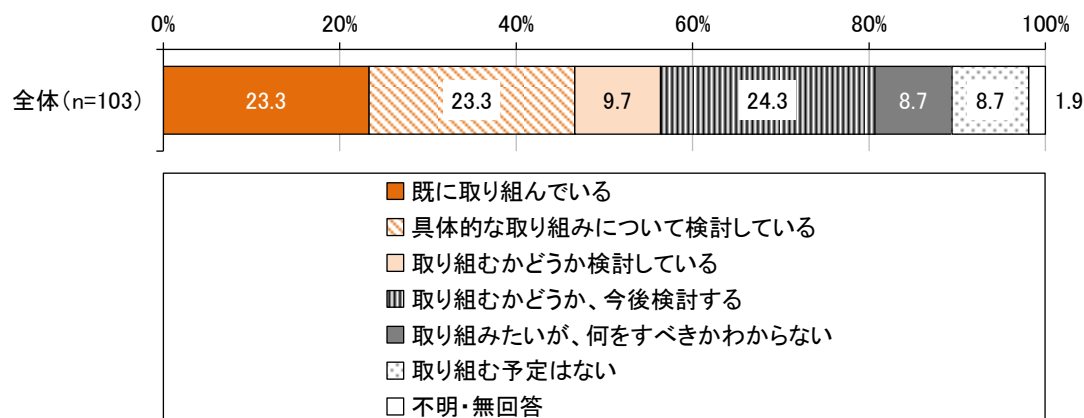
④ 立地条件の不満

本村の立地条件に対する不満についてみると、「地震や浸水等、災害に対する不安がある」が57.3%と最も高く、次いで「道路アクセスが悪い、渋滞が多い」が54.4%、「従業員の通勤環境が悪い」が48.5%となっています。



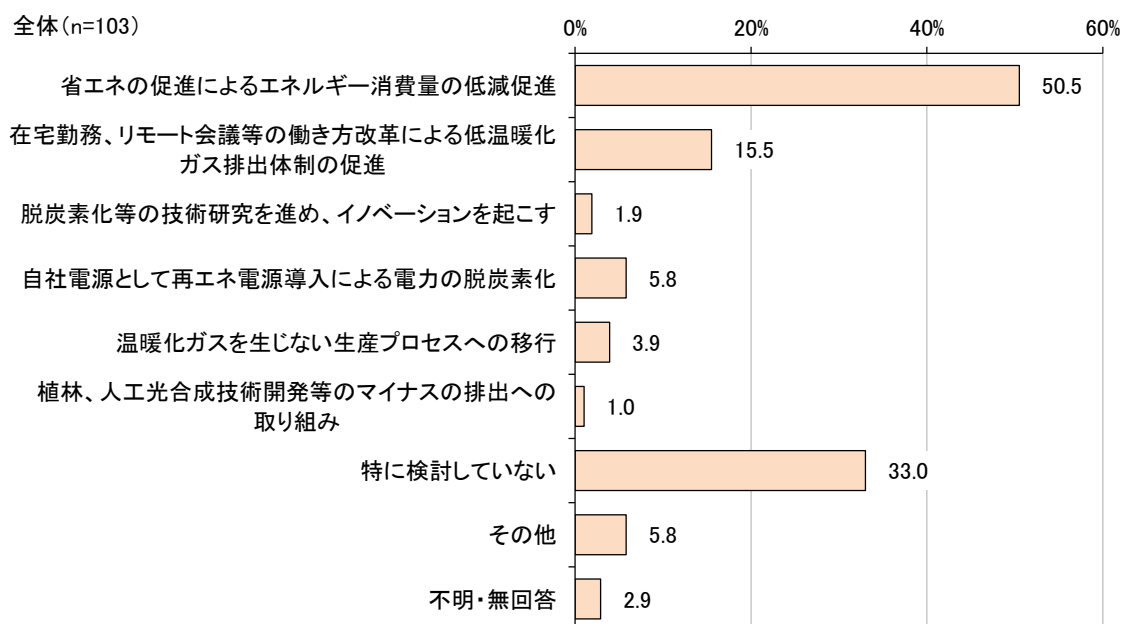
⑤ グリーン化（脱炭素・低炭素）の取り組み状況

グリーン化に対する現在の取り組み状況についてみると、「取り組むかどうか、今後検討する」が24.3%と最も高く、次いで「既に取り組んでいる」「具体的な取り組みについて検討している」がともに23.3%となっています。



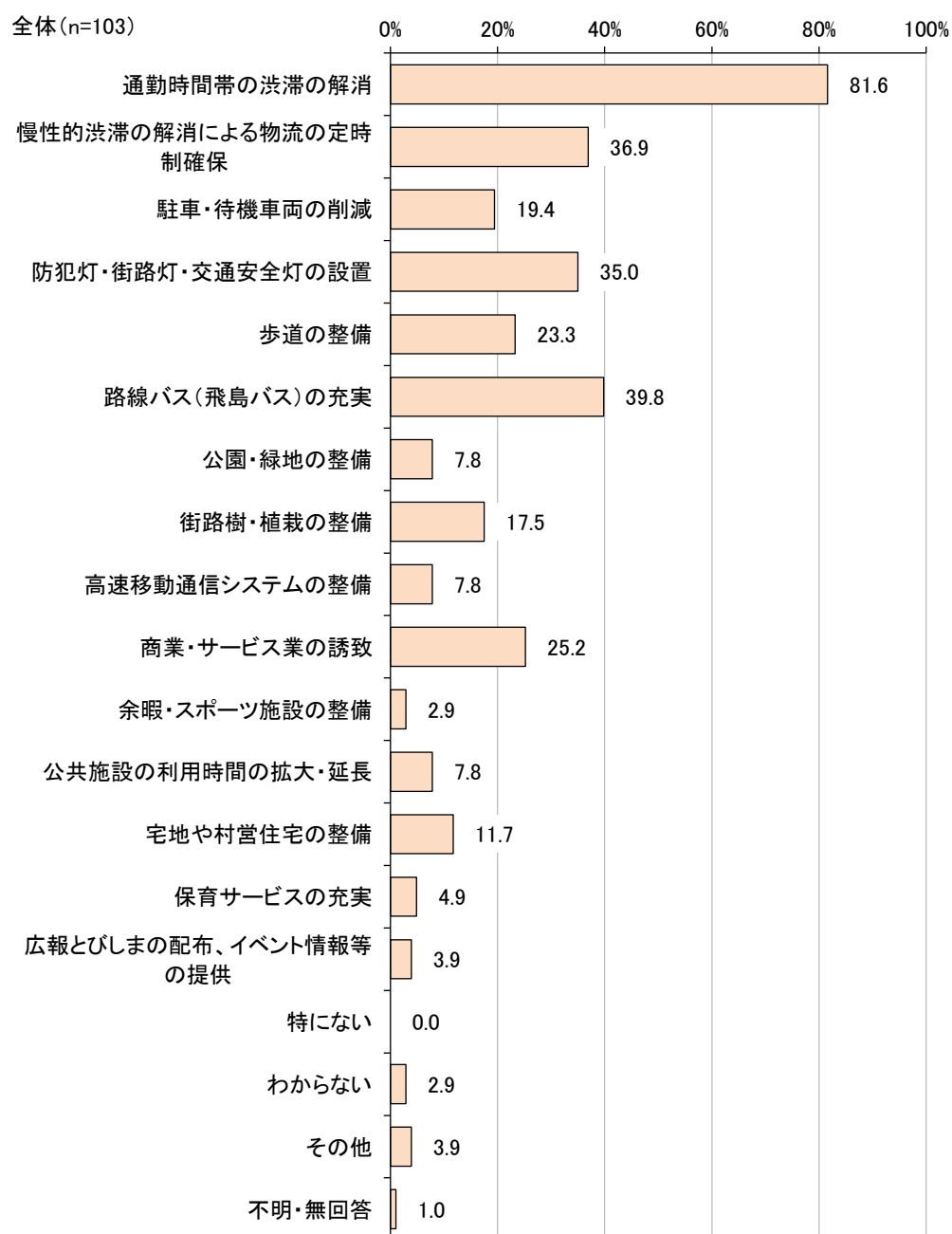
⑥ カーボンニュートラル推進に対して検討している対策

カーボンニュートラル推進に対して検討している対策についてみると、「省エネの促進によるエネルギー消費量の低減促進」が50.5%と最も高く、次いで「特に検討していない」が33.0%、「在宅勤務、リモート会議等の働き方改革による低温暖化ガス排出体制の促進」が15.5%となっています。



⑦ むらづくりに期待すること

むらづくりに期待することについてみると、「通勤時間帯の渋滞の解消」が81.6%と最も高く、次いで「路線バス（飛島バス）の充実」が39.8%、「慢性的渋滞の解消による物流の定時制確保」が36.9%となっています。



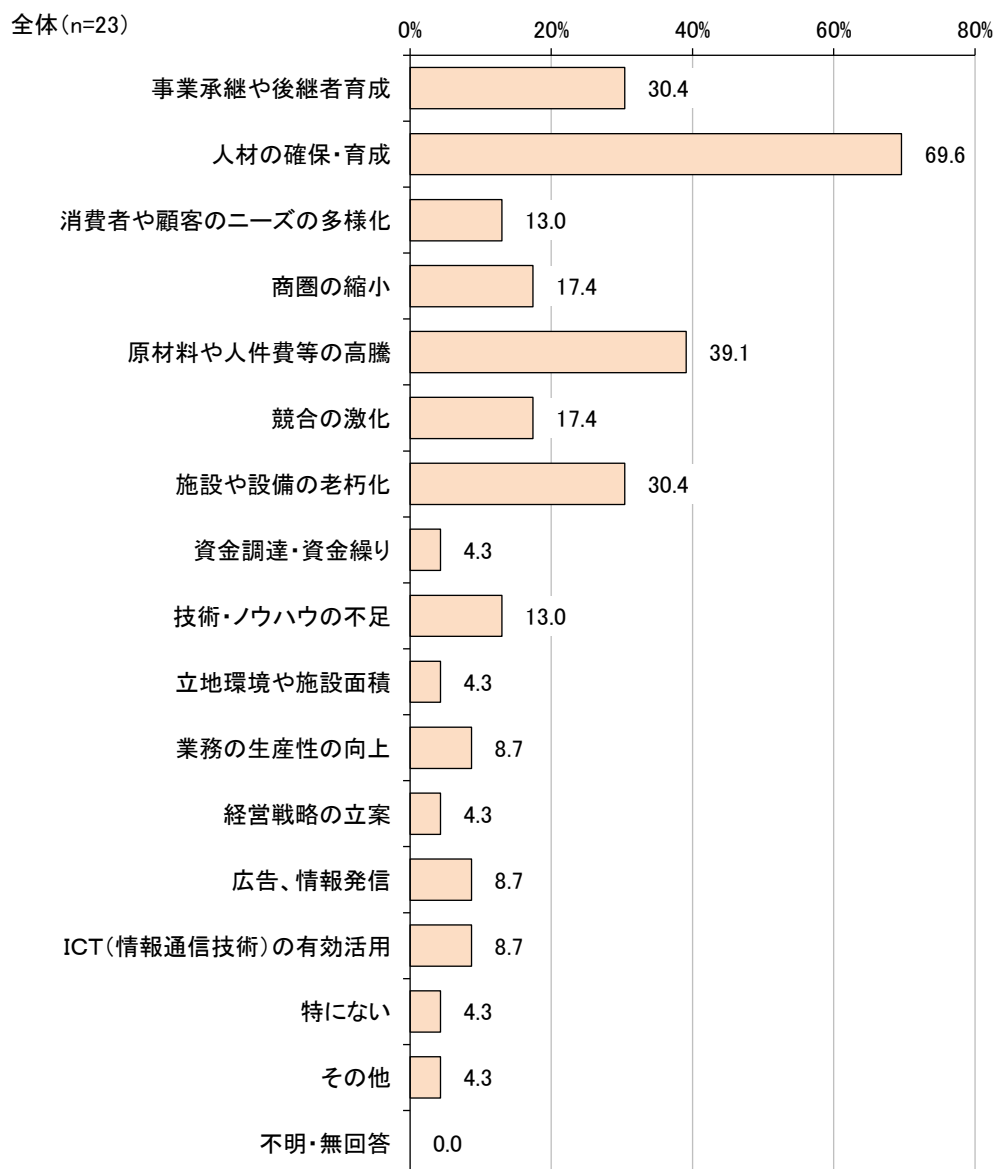
(4)事業者(商店)アンケート

① 調査概要

- ◇調査対象者：村内に立地する事業者のうち 50 事業者（商店）（無作為抽出）
- ◇調査期間：令和3年11月12日（金）～11月26日（金）
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による担当者記入方式
- ◇回収状況：23件（配布数50／回収率：46.0％）

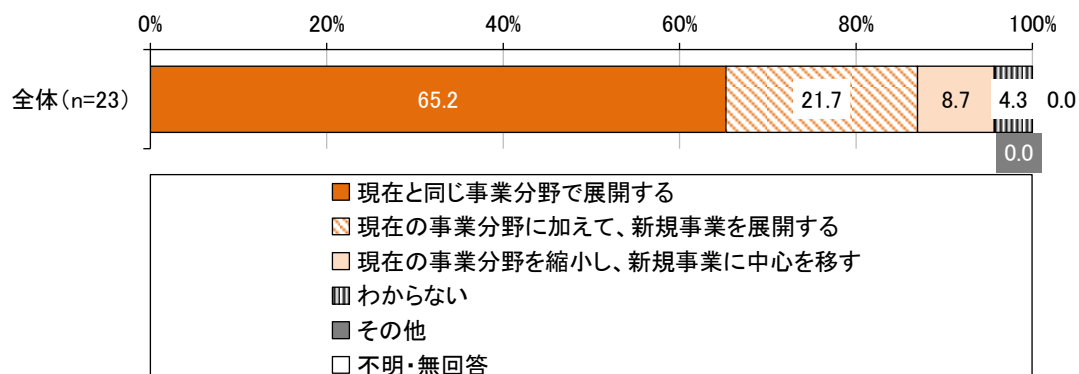
② 事業実施における問題

本村で事業を実施するにあたっての問題についてみると、「人材の確保・育成」が69.6%と最も高く、次いで「原材料や人件費等の高騰」が39.1%、「事業承継や後継者育成」「施設や設備の老朽化」がともに30.4%となっています。



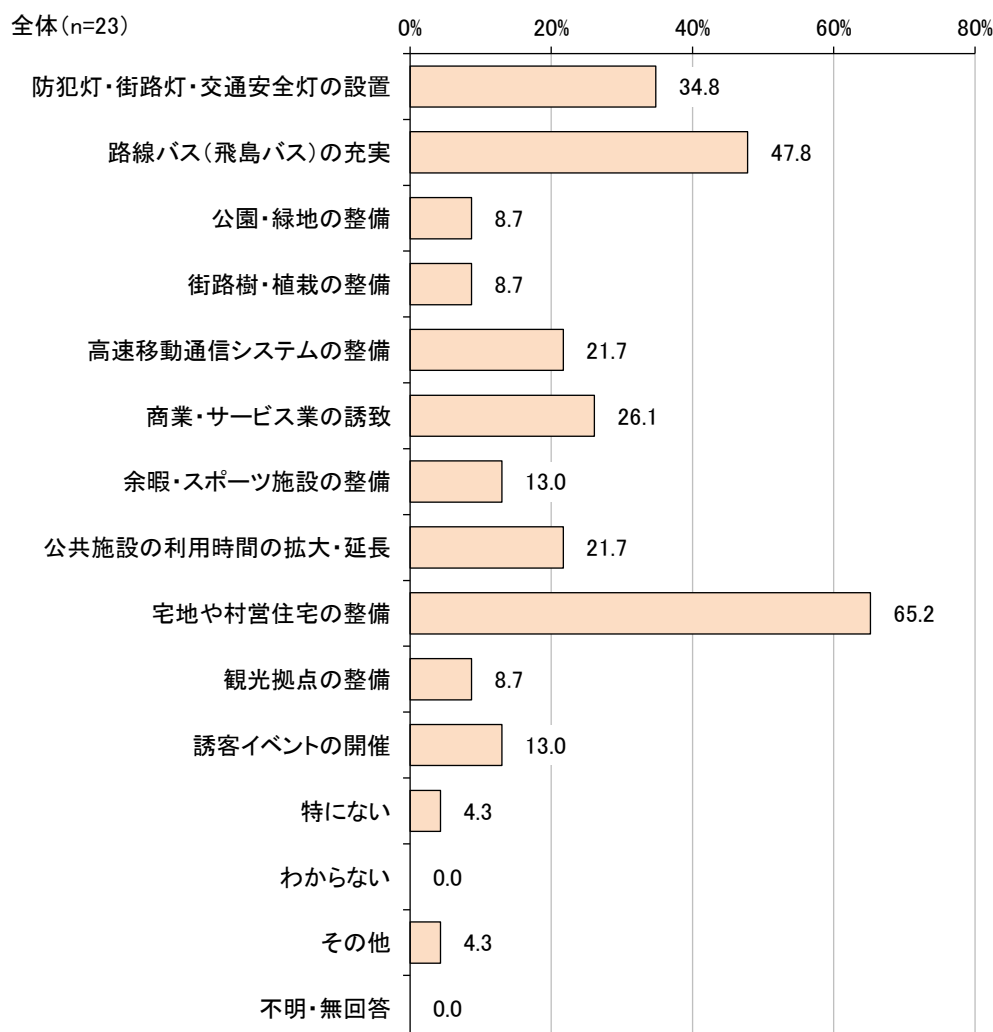
③ 今後の事業展開

今後（３年程度）の事業展開についてみると、「現在と同じ事業分野で展開する」が65.2%と最も高く、次いで「現在の事業分野に加えて、新規事業を展開する」が21.7%、「現在の事業分野を縮小し、新規事業に中心を移す」が8.7%となっています。



④ むらづくりに期待すること

むらづくりに期待することについてみると、「宅地や村営住宅の整備」が65.2%と最も高く、次いで「路線バス（飛島バス）の充実」が47.8%、「防犯灯・街路灯・交通安全灯の設置」が34.8%となっています。



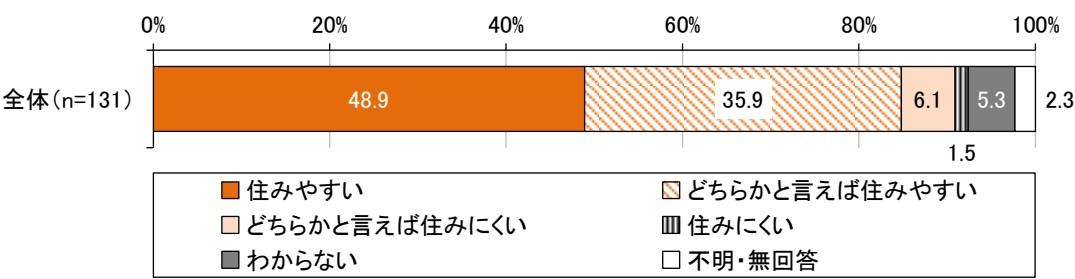
(5)飛島学園アンケート

① 調査概要

◇調査対象者：飛島学園の生徒（7～9年生）
◇調査期間：令和3年12月6日（月）～12月14日（火）
◇調査方法：学校を通じた配布・回収
◇回収状況：131件（配布数136／回収率：96.3%）

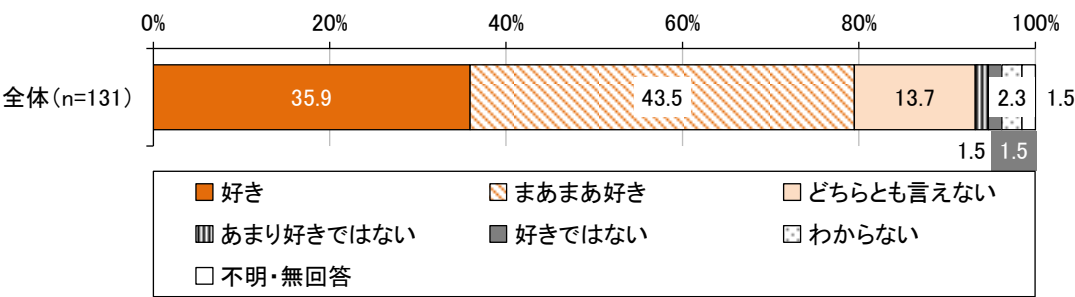
② 村の住みやすさ

村の住みやすさについてみると、『住みやすい（「住みやすい」と「どちらかと言えば住みやすい」の合計）』が84.8%、『住みにくい（「どちらかと言えば住みにくい」と「住みにくい」の合計）』が7.6%となっています。



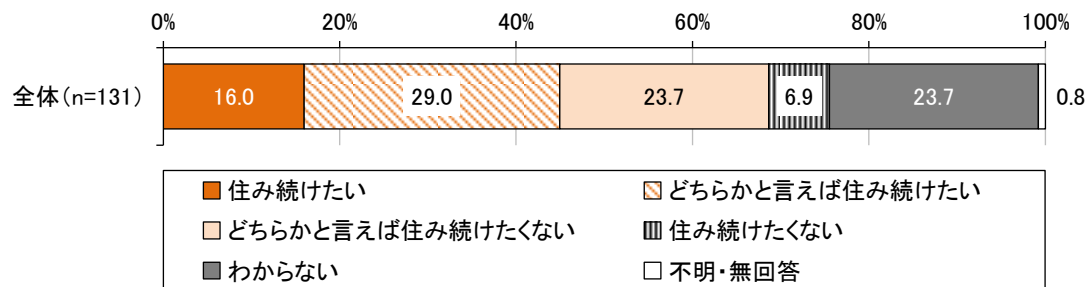
③ 村への好感度

村への好感度についてみると、『好き（「好き」と「まあまあ好き」の合計）』が79.4%、『好きではない（「あまり好きではない」と「好きではない」の合計）』が3.0%となっています。



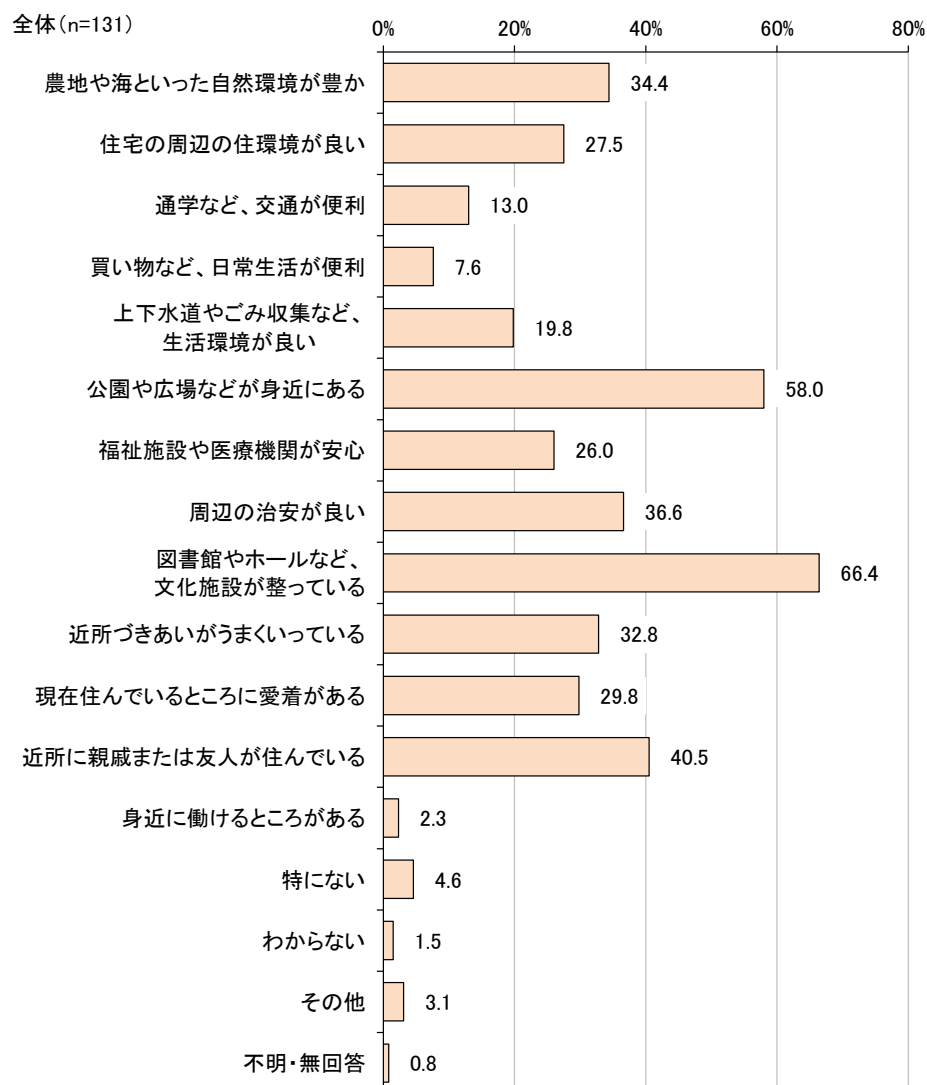
④ 今後の居留意向

今後の居留意向についてみると、『住み続けたい（「住み続けたい」と「どちらかと言えば住み続けたい」の合計）』が45.0%、『住み続けたくない（「どちらかと言えば住み続けたくない」と「住み続けたくない」の合計）』が30.6%となっています。



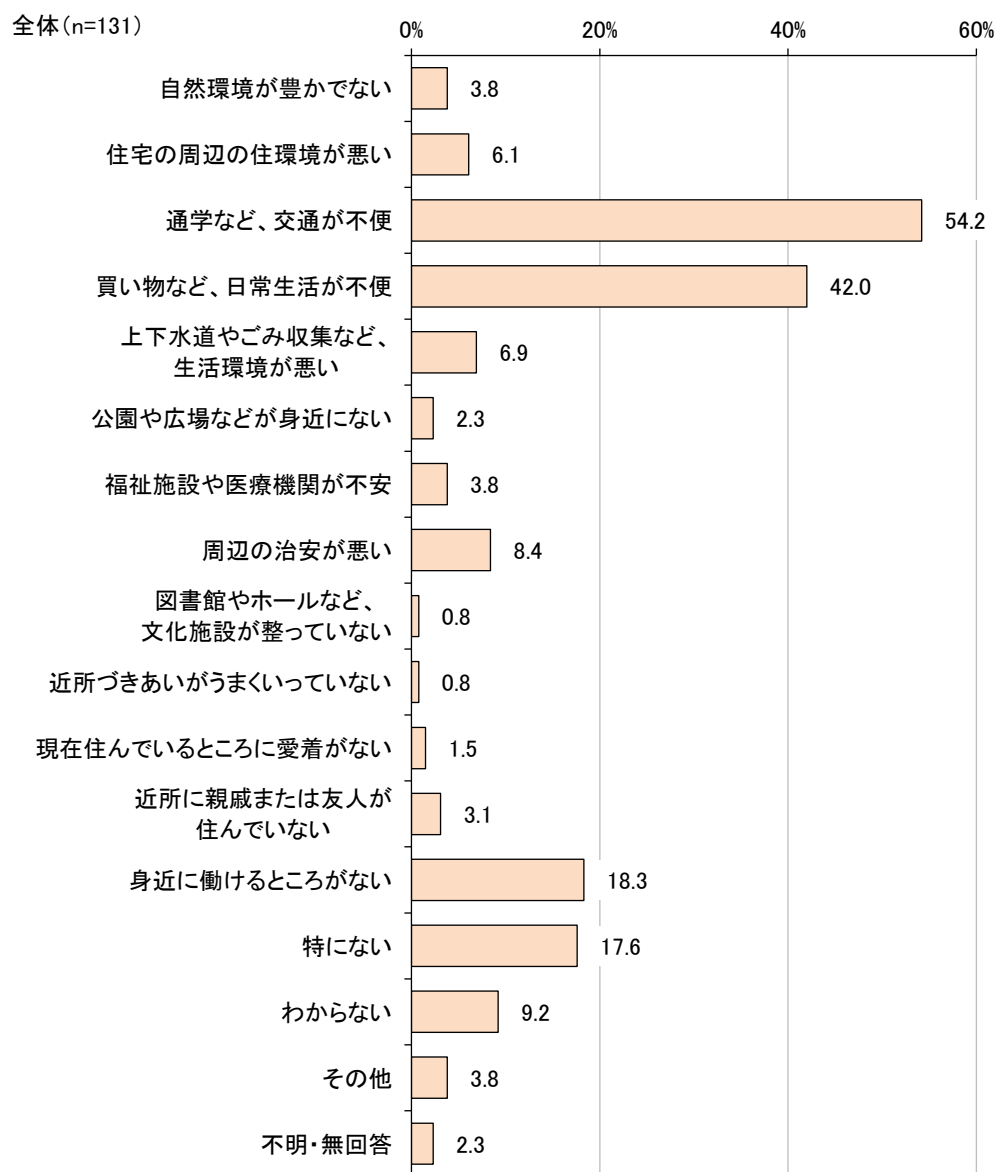
⑤ 村の良いところ

村の良いところについてみると、「図書館やホールなど、文化施設が整っている」が66.4%と最も高く、次いで「公園や広場などが身近にある」が58.0%、「近所に親戚または友人が住んでいる」が40.5%となっています。



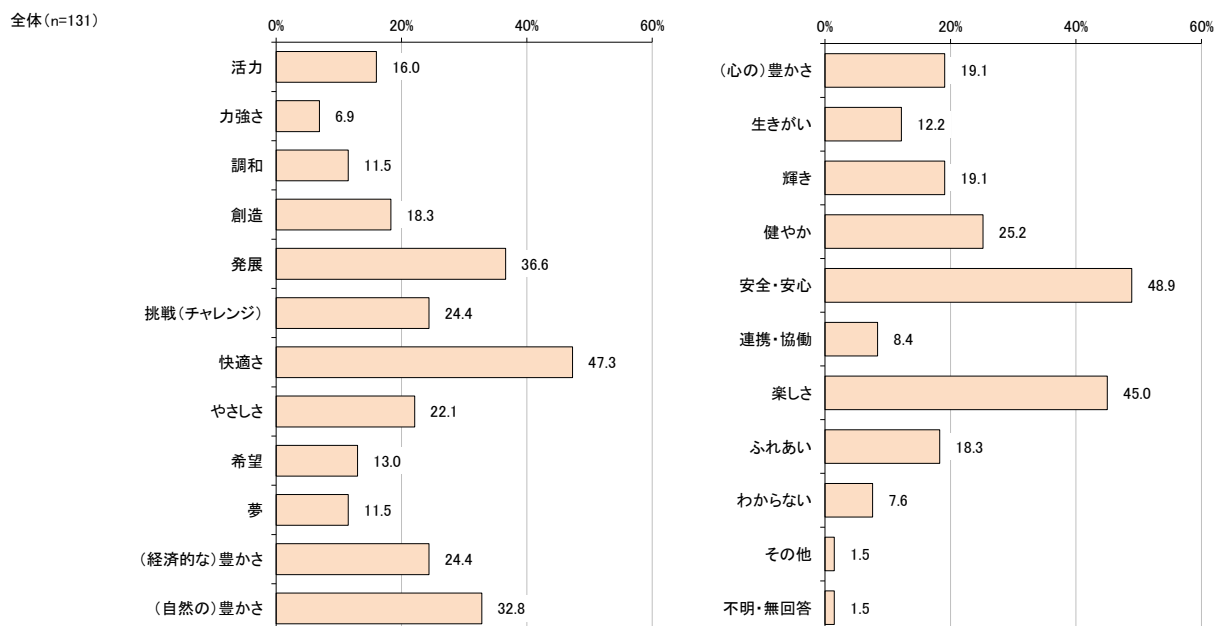
⑥ 村の良くないところ

村の良くないところについてみると、「通学など、交通が不便」が54.2%と最も高く、次いで「買い物など、日常生活が不便」が42.0%、「身近に働けるところがない」が18.3%となっています。



⑦ これからのむらづくりで重視すべき「言葉（キーワード）」

むらづくりを進めるうえで重視すべきキーワードについてみると、「安全・安心」が48.9%と最も高く、次いで「快適さ」が47.3%、「楽しさ」が45.0%となっています。



(6)とびしま・未来づくりワークショップ

① 全体像

とびしま・未来づくり
ワークショップ

「“飛島村の未来”に向けたむらづくりとともに
『むらの将来像』を語り合う」

第1回 むらの強み・弱みを語り合いましょう

～みんなが“イキイキ”できる飛島村に向けて～

飛島村の「強み」と「弱み」について住民目線で自由に語り合い、自慢できるものや、改善してほしいこと等を議論し、印象に残ったことをシートに記入する。

第2回 むらの将来像を語り合いましょう

～みんなが“ワクワク”できる飛島村に向けて～

「むらの将来像」と「その実現に向けて必要な取り組み」について、語り合いつつ、ワークショップを通じて参加者が“推し”たい、飛島村の「将来像」と「取り組み」についてシートに記入する。

	開催日時	場 所	参加者数
第 1 回	令和 3 年 11 月 27 日（土） 10:00～11:30	中央公民館 3 階 視聴覚室	11 名
第 2 回	令和 3 年 12 月 4 日（土） 10:00～11:30		6 名

② “推し”たい、10 年後の「むらの将来像」

第 1 回で語り合った「強み（自慢できること、誇りに思うこと等の良いところ）」と「弱み（残念に思うこと、改善してほしいことや伸びしろ等の課題）」を踏まえながら、第 2 回では「“推し”たい、10 年後の「むらの将来像」」について議論を重ねました。

No.	“推し”たい、10 年後の「むらの将来像」
1	環境が整った美しい村
2	“住みやすい村”（居住環境）の施策強化
3	ほっとできるガーデンビレッジ
4	「変化」「楽しく」「活発」なトビシマ
5	住民一人ひとりが安心して幸せを感じる村
6	農業改革、サービス業等第 3 次産業の振興、住居の再整備、教育等未来人材の育成、水素社会へのトライ
7※	①温故知新のような村 ②やりがい、生きがいを感じられる村

※第 1 回の参加者（第 2 回は出席できなかった方）から事務局宛に意見が寄せられたので反映しています。



(7)意見収集ボード

① 実施概要

本計画の策定プロセスを広く住民に周知するとともに、より多くの住民が策定に参画できる機会を設けるため、中央公民館の入り口付近に意見収集ボードを設置するとともに、飛島学園の6年生における「総合的な学習の時間」においてインタビューを実施し、「将来の飛島村への希望」や「将来像」に関する意見を収集しました。

◇実施期間

【中央公民館への意見収集ボードの設置】

令和3年11月7日（日）から令和3年12月13日（月）

【飛島学園インタビュー（6年生対象）】

令和3年12月13日（月）

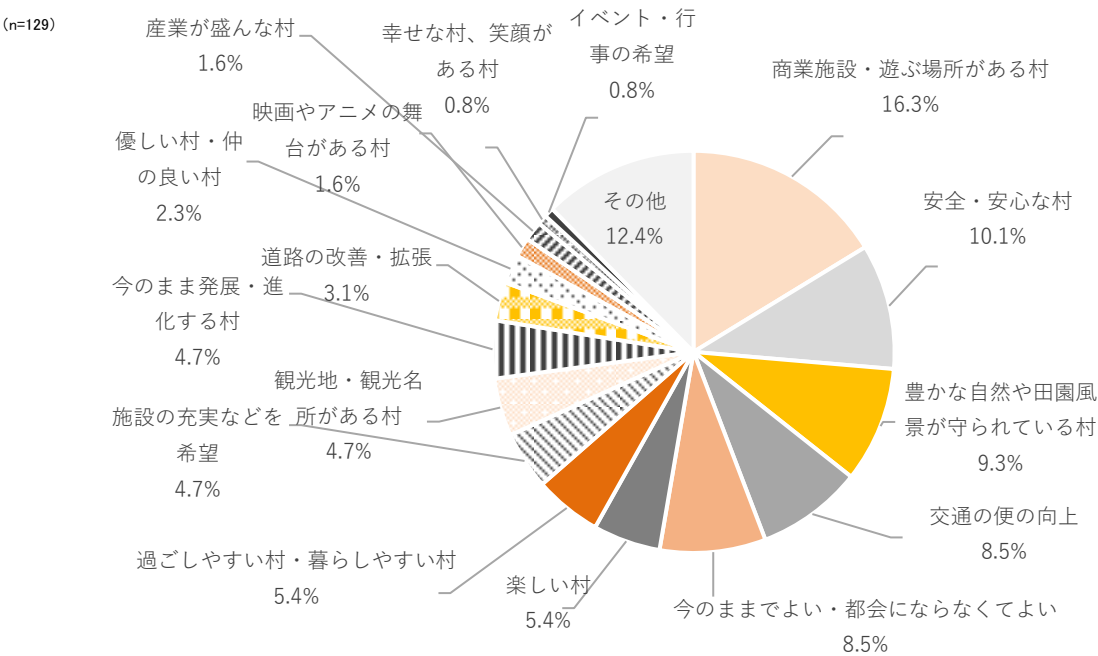
◇合計意見数……129件

■設置場所別意見数内訳

中央公民館	飛島学園
37	92

② 主な意見

記入された意見の結果は次の通りです。「商業施設・遊ぶ場所がある村」が16.3%と最も高く、次いで「安全・安心な村」が10.1%、「豊かな自然や田園風景が守られている村」が9.3%となっています。



第9章 社会潮流

1. 少子高齢化と人口減少社会

日本全体では、出生数の減少を背景とした少子化とともに、平均寿命の延伸による高齢化が急速に進行しています。また、総人口は既に減少局面に突入している一方、地方と東京圏の経済格差の拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いています。年少人口が減少する一方で老年人口は増加を続けており、令和7（2025）年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となることから、後期高齢者の急増が見込まれています。

人口減少および人口構造の変化は、労働力不足による地域経済の減退、社会保障における住民負担の増加等、地域づくりに大きな影響を与えることから、平成26（2014）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方の人口減少問題の解消および活性化に向けた地方創生の動きが進んでいます。

2. 安全・安心意識の高まり

平成23（2011）年の東日本大震災や紀伊半島大水害をはじめ、平成27（2015）年の関東・東北豪雨、平成28（2016）年の熊本地震、平成30（2018）年の西日本豪雨等、自然災害が多発し大きな被害をもたらしています。平成25（2013）年には、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する「国土強靱化基本法」が施行され、危機管理体制の構築や被害を最小限にするための、地域の実情に即した防災・減災対策が求められています。

近い将来、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が予測される中、引き続き、住民の生命、身体および財産を守る災害対策の推進とともに、住民の防災意識を高め、地域を挙げた防災対策のさらなる推進が求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、社会的・経済的なインパクトは甚大なものとなっています。国内においても緊急事態宣言が発出されるなど、適切かつ迅速な対応がその都度求められるとともに、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」のむらづくりが必要とされています。

そのほか、子どもや高齢者を狙った悪質な犯罪の発生や交通事故等、住民の日常生活の安全を脅かす事案が多様化・複雑化しており、危機管理体制の充実と、犯罪や事故のない安全な社会づくりが求められています。

3. 地球環境問題への取り組み

世界的な人口増加や化石燃料の大量消費等により、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が増加しています。地球温暖化問題は、生態系や生物多様性、食料や健康等、世界中のあらゆる場所に影響を及ぼす問題であり、今後の世界における持続可能性を確保するため、SDGs の考えが重要となっています。

国においては、令和 3（2021）年 10 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、令和 12（2030）年度において、温室効果ガスの 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらには 50%削減の高みに向けて挑戦を続けていくことが示されています。また、さまざまな分野において、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる「カーボンニュートラル」の実現に向けた中長期的な取り組みが進められることとなります。

4. 情報通信技術（ICT）の普及と新たな展開

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発達と、情報通信機器の普及・多様化により、人々の生活、経済活動、サービス、社会の仕組み等が大きく変化しています。近年は自動車や家電等、あらゆるモノがインターネットにつながる IoT、AI の活用、5G の推進が注目されるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために在宅勤務（テレワーク）や Web 会議が一般的になっています。また、医療や福祉、教育、働き方、行政運営等、さまざまな分野において、さらに便利で効率的になる、ライフスタイルの新しいステージである Society5.0 への移行が期待されています。

その一方、人間関係の希薄化、地域における情報格差の解消、セキュリティ対策等の課題も指摘されています。AI やビッグデータを活用して、社会の課題解決や変革を進めるデジタルトランスフォーメーション（DX）が期待されており、ICT を最大限に活用して利便性を高め、質の高い行政サービスを提供し、あらゆる世代がさまざまな情報手段により利便性を享受できる、障壁のない情報活用の環境づくりが求められています。

5. 経済情勢と働く環境の変化

わが国の経済情勢は長期的に厳しい状況が続いており、低成長の傾向が定着している状況に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした需要喪失という経済的影響が重なり、深刻さに拍車がかかっています。

大部分の産業において人手不足が問題となっている中、有効求人倍率は上昇傾向にありましたが、契約社員やパート・アルバイトといった非正規雇用者の解雇等、雇用状況の大きな変化がみられます。

また、近年は働き方改革の推進やライフスタイルの変容により、女性の社会進出やワーク・ライフ・バランスの取れた働き方の重要性も高まっています。性別や住んでいる場所に依存しない、自分らしい働き方と暮らし方が両立できる環境整備が求められています。

6. 地域のつながりの再認識・協働の重要性の高まり

人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの多様化、自治会加入率の低下、地域活動の担い手の減少等を背景に、地域のつながりが希薄化するとともに、コミュニティ機能の低下が懸念されています。このような中、見守り活動や近隣の助け合い等、地域のつながりの大切さが再認識されています。地域コミュニティによる自治を維持・継続するため、行政と地域の担い手である住民、事業者、各種団体等が、適切な役割分担と協調関係のもとでパートナーシップを発揮しながらそれぞれの役割を担い、よりよい地域づくりを進めていくことが重要です。

SDGsの実現を含む社会的課題の解決には、官民連携による協働の促進が求められていると同時に、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築や、認知症の方への支援や子どもの貧困対策等、福祉分野においても多様な主体による社会的連帯や支え合いの醸成が求められています。

7. 持続可能な行財政運営

平成 12（2000）年の地方分権一括法の施行以降、政府による義務づけ・枠づけの見直し、条例制定権の拡大、権限移譲等が進み、地方自治体は自らの責任と判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた主体性のある地域づくりを進めることが求められています。

しかし、地方を取り巻く情勢は東京一極集中を背景として、地方では人口減少による自治体の歳入の減少、さらにそれと並行して高齢化の進展による社会保障費用の増大、老朽化の進む公共建築物やインフラの整備・改修等が喫緊の課題として浮上しています。さらに今後は、新型コロナウイルス感染症による税収の減少も予想されており、その継続的な運営をおびやかすような困難な状況に直面しています。

地方自治体の持続可能性を確保するため、さらなる行政能力の向上、より効率的・効果的な行財政運営が求められています。行財政改革や自治体間連携を進めるなど、限られた資源を有効に活用する取り組みが重要となっています。

第 10 章 現状・課題と今後の方向性

1. 来るべき災害に備えた、安全・安心の確保

本村は南海トラフ地震等、大規模地震発生時等において浸水被害が想定されており、液状化現象の発生リスクも高い地域であることから、住民の生命を守るためには、避難所への迅速な避難が重要です。そのため、住民が防災リスクを正しく理解し、自助・共助の考え方のもと、人的被害を軽減する取り組みが必要となります。

2. 地域経済の拡大・充実と生産性の向上

農業従事者の高齢化や後継者不足、農地の減少等を背景に、その持続可能性が危ぶまれています。労働環境の改善とともに先端技術を取り入れるなど、生産性の向上に取り組むことで活力の向上が求められています。また、高齢化や核家族化、商店数の減少を背景として、将来的な暮らしの利便性が損なわれる可能性があります。これまで培ってきた本村の利便性を損なうことなく、住民それぞれにとってよりよい暮らしができる、活気のあるむらづくりが求められています。加えて、本村の魅力を発掘・活用するとともに、それを広く PR することも、村内外の交流を促すためには重要です。

さらに、臨海部の工業地帯のみならず、村全域を視野に入れた雇用機会の充実を図るとともに、勤労者と住民の交流機会を充実させることも、これからのむらづくりには必要となります。

3. 時代に即した行財政運営

本村は、臨海部に立地する企業からの固定資産税収入による豊かな財政力を背景としながら、複雑多様化する住民ニーズに対応するとともに、手厚く質の高い行政サービスを提供してきました。しかし一方では、人口減少等に伴う税収の減少や、高齢化に伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化等、厳しい行財政運営が見込まれることも事実です。

また、複雑多様化する住民ニーズに対応していくためには、行政のみならず住民や地域団体をはじめとする多様な主体がまちづくりに関わりながら、協働によって地域課題を解決していくことが必要です。そのためには、むらづくり情報の公開を充実させたり、住民と行政の交流や意見交換の機会を充実させたりするなど、地域課題やむらづくりの方向性を共有し、互いに信頼関係を築きながら協働

のむらづくりを進めていく必要があります。

さらに、時代の変化に柔軟に対応したむらづくりを進めるためには、「選択と集中」による効果的な行政運営とともに、先端技術を積極的に活用するなど、利便性の高い行政サービスの展開を図ることが重要となります。加えて、サービスの安定的・継続的な提供のために、公共施設等の計画的な維持管理、民間活力の導入、官民連携に積極的に取り組むなど、より持続可能性が担保された財政基盤を確立していく必要があります。

4. とともに支え合い、暮らし続けることのできる安心な地域づくり

高齢化の進展に伴い、本村においては、住民の3割以上が65歳以上となっています。さらに「団塊の世代」が後期高齢者になり、介護や支援を必要とする人の増加が今後も予測されることから、健康づくりや介護予防、要介護状態の重度化防止とともに、意欲ある高齢者が地域で活躍できる仕組みづくりが必要です。

さらに、人生100年時代に向けた対策や取り組みの必要性が叫ばれている中、地域のあらゆる住民が生涯現役の意識を持ちながら生きがいと役割を持ち、互いを認め合い、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを築くとともに、地域における各主体の協働により、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められます。

また、全国的に子どもや高齢者等の社会的弱者を狙った犯罪や、スマートフォンやSNSによる犯罪等、その多様化・複雑化がうかがえることから、犯罪を未然に防ぐための取り組みの充実が求められます。

5. 環境・基盤整備の推進

将来のむらづくりを考えるうえで、世界的な環境問題に対峙するとともに、SDGsの考えに基づき、脱炭素・循環型社会を目指すことが重要です。また、住民アンケートからは「土地利用・居住環境」に対する満足度が低い一方で、重要度が比較的高いという結果が明らかになったことから、限りある土地の効果的・効率的な利用に努め、住民の居住満足度を高めていく必要があります。

6. 人口減少社会・少子高齢化への対応

令和2（2020）年の国勢調査において本村の人口は増加に転じていますが、背景には外国人人口の増加がみられます。日本人人口は横ばいで推移していますが、高齢化の進行と若年女性人口比率の低下を背景として、人口減少は避けられないものであると考えられます。そのため、子育て世代をはじめとした若い世代のニーズとともに、幅広い世代のニーズに対応したむらづくりを進め、人口減少対策に取り組む必要があります。さらに、若い世代が安心して働き、結婚、妊娠、出産、子育てができる環境整備を進めるとともに、転出を抑制するために、住民が住み続けたいと思える魅力あるむらづくりを進める必要があります。

地域課題が複雑多様化する中、それぞれに対応していくためには、住民や地域団体等の多様な主体がむらづくりに関わっていくことが求められます。しかし、さまざまな場面において、高齢化に伴う後継者の不足や不在を背景に、その確保・育成が課題となっています。そのため、地域活動においても若い世代の参加を促すなど、人づくりによるむらづくりを進めながら、活動の持続可能性を確保していくことも重要になります。

第 11 章 飛島村人口ビジョン（改訂版）

1. 人口ビジョンとしての推計の考え方

本村の総人口（実績）は、「【現行】飛島村人口ビジョン」ならびに、社人研が平成 30（2018）年に発表した推計と大きく乖離していることは、既を示したところです。

また、見直した推計である「飛島村独自推計（基準推計）」はコーホート要因法による推計で、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年の 3 時点の推移と、「令和 2 年簡易生命表」（全国数値）を踏まえています。この推計が、人口維持や出生率の向上、転出入の改善等について、今後新たな取り組みを行わず、現在の状況が続くと仮定した場合のものといえます。

そのため、本計画における施策効果を見込みながら、村として目指すべきビジョンとしての人口推計を行います。

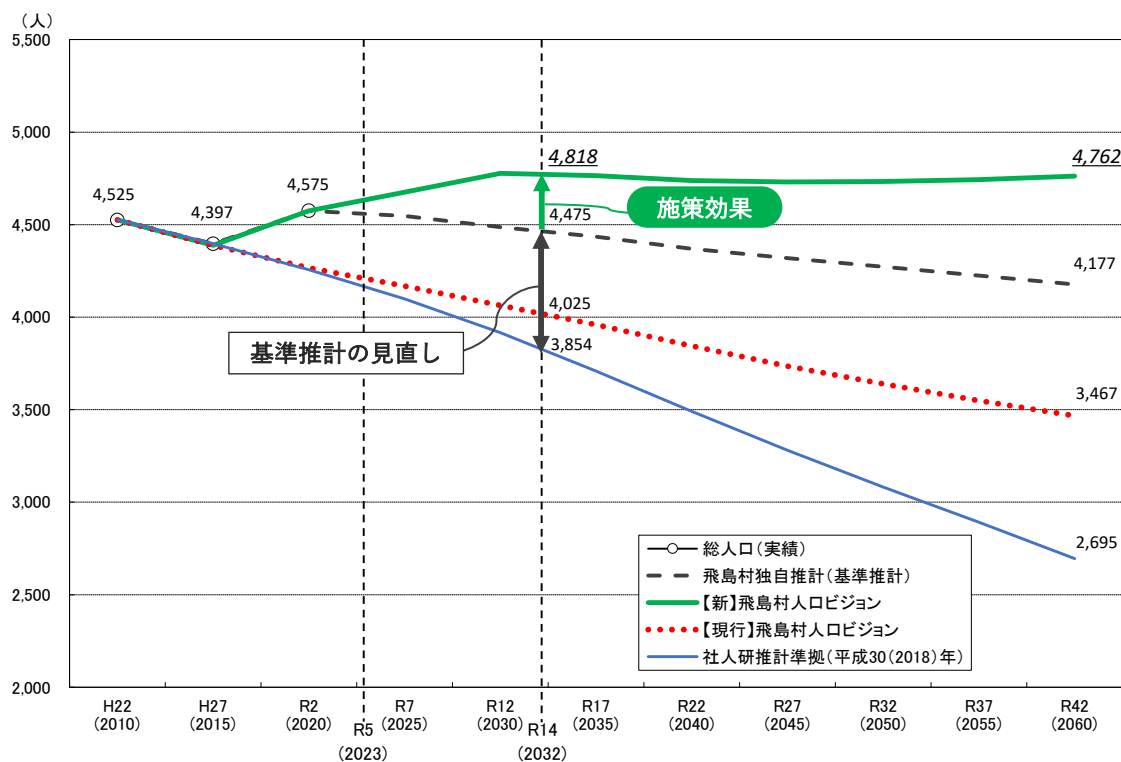
■【新】飛島村人口ビジョンの考え方

長期的な目標人口	令和 42（2060）年に 4,700～4,800 人程度の人口規模を維持
自然増減に関する仮定	飛島村独自推計（基準推計）をベースに、本計画に基づく施策効果として、合計特殊出生率が人口置換水準（＝2.1）まで段階的に回復し、以降は維持することを見込む。
社会増減に関する仮定	飛島村独自推計（基準推計）をベースに、本計画の計画期間における施策効果（10 年間で 240 人以上の転入増加あるいは転出抑制）を見込む。 ○子育てファミリー世帯（4 人家族）：40 世帯 ○シニア世帯（2 人家族）：40 世帯

2. 人口の将来展望（推計結果の詳細）

【新】飛島村人口ビジョンの目標と仮定に基づいた人口推計は次のようになります。本計画の推進によって人口の維持を図りながら、令和 42（2060）年にかけての長期的な目標人口を 4,700～4,800 人程度で維持（令和 42（2060）年で 4,762 人）することを目指します。

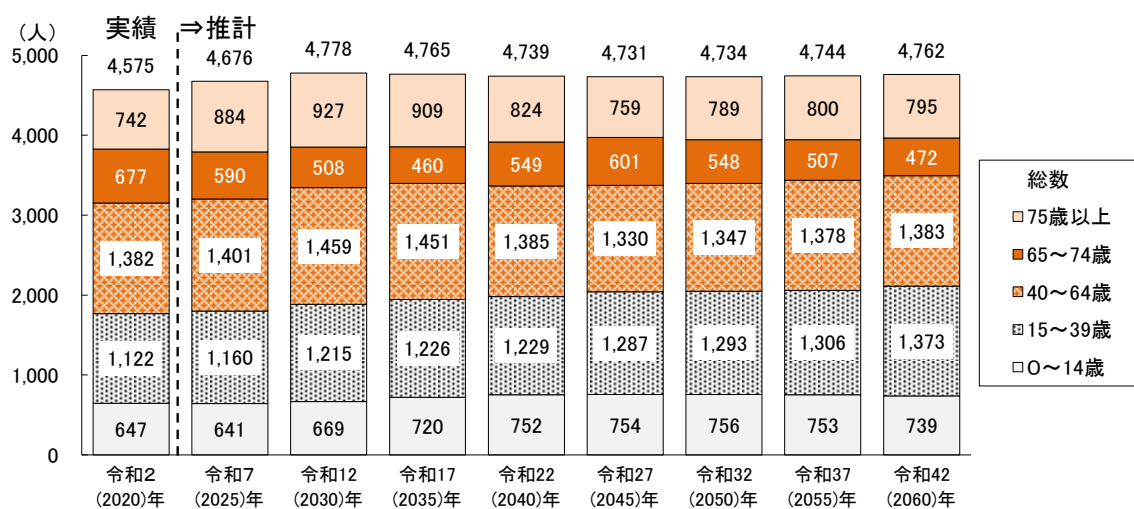
■ 【新】飛島村人口ビジョンと各種推計パターンの比較（再掲）



	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
総人口(実績)	4,525	4,397	4,575								
飛島村独自推計(基準推計)	4,525	4,397	4,575	4,547	4,486	4,435	4,369	4,319	4,272	4,225	4,177
【新】飛島村人口ビジョン	4,525	4,388	4,575	4,676	4,778	4,765	4,739	4,731	4,734	4,744	4,762
【現行】飛島村人口ビジョン	4,525	4,388	4,266	4,168	4,064	3,959	3,844	3,735	3,639	3,549	3,467
社人研推計準拠(平成30(2018)年)	4,525	4,397	4,256	4,099	3,917	3,709	3,491	3,280	3,082	2,891	2,695

資料：【実績】国勢調査

■【新】飛島村人口ビジョン（年齢5区分別人口の推移）



■【新】飛島村人口ビジョン（年齢5区分別人口比率の推移）

